

高等小學校に用ふる小學毛筆畫甲種は尋常小學校に於て小學毛筆畫入門甲種にて學ひたる者に課し小學習畫帳甲種は尋常小學校に於て小學習畫帳入門甲種に就て學ひたる者に課するものとす

明治三十六年十月十三日左の通改正し明治三十七年四月一日より施行す

高等小學校

地理	小學地理	四冊	文部省
----	------	----	-----

明治三十六年十二月十二日左の通改正し同三十七年四月一日より施行す

尋常小學校

修身	尋常小學修身掛圖	一級	文部省
同	尋常小學修身書	三冊	同
同	同上	四冊	同
國語	尋常小學讀本	八冊	同
同	尋常小學書キ方手本	七冊	同

高等小學校

修身	高等小學修身書	五冊	同
同	同上	四冊	同
國語	高等小學讀本	八冊	同
同	高等小學書キ方手本	八冊	同
歴史	小學日本歴史	五冊	同

明治三十八年十二月二十一日左の通改正し同三十九年四月一日より施行す

尋常小學校

算術	尋常小學算術書	四冊	文部省
同	尋常小學毛筆畫手本	三冊	同
同	尋常小學鉛筆畫手本	三冊	同

高等小學校

算術	高等小學算術書	四冊	同
同	同	四冊	同
圖畫	高等小學毛筆畫手本 <small>男生用</small>	六冊	同
同	同 <small>女生用</small>	六冊	同
同	高等小學鉛筆畫手本 <small>男生用</small>	六冊	同

同	同	女生用	六冊	同
同	同	教師用	二冊	同

高等小學毛筆書手本及高等小學鉛筆書手本の甲種は高等小學校に於て始めて圖畫を學習する兒童に用ひしめ其の乙種は既に尋常小學校に於て圖畫を學習したる兒童に用ひしむるものとす

明治四十年十一月二十二日左の通追加し同四十一年四月一日より施行す

尋常小學校

修身	尋常小學修身掛圖	複式編制學校用甲種乙種	二級	文部省
同	尋常小學修身書	複式編制學校兒童用甲種乙種	二冊	同
同	同	複式編制學校教師用甲種乙種	二冊	同

高等小學校

農業	小學	農業	農業	農業	二冊	同
同	同	同	同	同	二冊	同
同	同	同	同	同	一冊	同

明治四十一年三月三十一日左の通追加し同年四月一日より施行す

高等小學校

國語	高等小學書キ方手本	新制第三學年用上乙種	一冊	文部省
----	-----------	------------	----	-----

明治四十一年四月二十二日左の通追加し即日より施行す

高等小學校

國語	高等小學讀本	新制第三學年用上	一冊	文部省
----	--------	----------	----	-----

明治四十一年四月三十日左の通追加し即日より施行す

尋常小學校

理科	尋常小學理科書	第五學年教師用	一冊	文部省
----	---------	---------	----	-----

明治四十一年五月六日左の通追加し即日より施行す

尋常小學校

地理	小學地理	尋常小學校用	一冊	文部省
----	------	--------	----	-----

明治四十一年五月二十八日左の通追加す

理科	尋常小學理科書 第六學年教師用	一冊	文部省
----	-----------------	----	-----

明治四十一年六月二十一日左の通追加す

高等小學校

地理	小學地理 新制高等小學校第三學年用	一冊	文部省
----	-------------------	----	-----

明治四十一年九月十七日左の通追加す

高等小學校

國語	高等小學書キ方手本 新制第三學年用下乙種	一冊	文部省
----	----------------------	----	-----

明治四十一年十月十六日左の通追加す

高等小學校

國語	高等小學讀本 新制第三學年用下	一冊	文部省
----	-----------------	----	-----

地理	小學地理附圖 高等小學校用	一冊	同
----	---------------	----	---

明治四十二年六月左の通追加す

高等小學校

算術	高等小學算術書 新制第三學年兒童用	一冊	文部省
同	同 教師用	一冊	同

明治四十二年六月三十日左の通追加す

高等小學校

歴史	小學日本歴史 新制高等小學校第三學年用	一冊	文部省
----	---------------------	----	-----

明治四十二年十月十五日左の通追加す

尋常小學校

國語	秋季尋常小學讀本 尋常小學第一學年兒童用	一冊	文部省
----	----------------------	----	-----

明治四十三年三月九日左の通追加し同年四月一日より施行す

尋常小學校

修身	尋常小學校	修身書	兒童用	一冊	文部省
歷史	尋常小學校	日本歷史	教師用	一冊	同
圖書	尋常小學校	毛筆畫帳	同	一冊	同
同	尋常小學校	鉛筆畫帳	同	一冊	同
同	尋常小學校	新定畫帳	兒童用	六冊	同
同	尋常小學校	算術書	教師用	六冊	同
算術	尋常小學校	算術書	兒童用	二冊	同

高等小學校

修身	高等小學校	修身書	兒童用	一冊	同
----	-------	-----	-----	----	---

明治四十四年三月十日左の通追加し同年四月一日より施行す

尋常小學校

理科	尋常小學校	理科書	兒童用	二冊	文部省
同	尋常小學校	理科掛圖	同	二級	同

高等小學校

理科	高等小學校	理科書	教師用	一冊	同
圖書	高等小學校	新定畫帖	兒童用	二冊	同

明治四十四年三月十八日左の通追加し同年四月一日より施行す

高等小學校

圖書	高等小學校	新定畫帖	教師用	一冊	文部省
----	-------	------	-----	----	-----

明治四十四年五月十七日左の通追加す

高等小學校

圖書	高等小學校	毛筆畫帖	教師用	一冊	文部省
----	-------	------	-----	----	-----

明治四十四年八月十八日左の通追加す

尋常小學校

唱歌	尋常小學校	唱歌	同	二冊	同
----	-------	----	---	----	---

高等小學校

五九〇

圖畫	高等小學校鉛筆畫帳	教師用	一冊	同
----	-----------	-----	----	---

明治四十五年二月三日左の通追加し同年四月一日より施行す

高等小學校

國語	高等小學校讀本卷ノ一	女子用	一冊	同
同	高等小學校書キ方手本	女子用第一學年上甲種	一冊	同

明治四十五年二月二十日左の通追加し同年四月一日より施行す

高等小學校

理科	高等小學校理科書	第一學年兒童用	一冊	同
----	----------	---------	----	---

明治四十五年二月二十九日左の通追加し同年四月一日より施行す

高等小學校

圖畫	高等小學校新定畫帖	第二學年教師用	一冊	同
----	-----------	---------	----	---

同

同

第二學年男女生共用

一冊

同

明治四十五年四月五日左の通追加す

高等小學校

理科	高等小學校理科書	第二學年教師用	一冊	文部省
----	----------	---------	----	-----

明治四十五年五月十一日左の通追加す

尋常小學校

唱歌	尋常小學校	唱歌	一冊	文部省
----	-------	----	----	-----

明治四十五年五月二十二日左の通追加す

高等小學校

國語	高等小學校書キ方手本	女子用第一學年下甲種	一冊	文部省
----	------------	------------	----	-----

明治四十五年七月十二日左の通追加す

高等小學校

國語	高等小學讀本	女子用	一冊	文部省
----	--------	-----	----	-----

大正二年一月二十二日左の通追加し同年四月一日より施行す

高等小學校

圖書	高等小學新定畫帖	第三學年男女共用	一冊	文部省
同	毛筆畫帖	第二學年男女共用	一冊	
國語	高等小學讀本	卷三女子用	一冊	同

大正二年二月二十三日左の通追加し同年四月一日より施行す

尋常小學校

唱歌	尋常小學唱歌	第四學年用	一冊	文部省
----	--------	-------	----	-----

高等小學校

理科	高等小學理科書	第二學年兒童用	一冊	同
----	---------	---------	----	---

國語	高等小學書キ方手本	第二學年兒童用	一冊	同
----	-----------	---------	----	---

大正二年四月二日左の通追加す

高等小學校

算術	小學簿記	説明の部 教師用 帳簿の部 教師用	一冊	文部省
同	同	同	一冊	

大正二年五月六日左の通追加す

高等小學校

圖書	高等小學新定畫帖	第三學年教師用	一冊	文部省
----	----------	---------	----	-----

大正三年一月十五日左の通追加す

尋常小學校

國語	第二種尋常小學讀本	三冊	文部省
----	-----------	----	-----

大正三年三月十四日左の通追加す

尋常小學校

國語	第二種尋常小學讀本 第二學年用下 第二種尋常小學書方手本 第一學年用甲種 第二學年用上下甲種	一冊 三冊	文部省
----	--	----------	-----

大正三年四月十四日左の通追加す

高等小學校

理科	高等小學科 家事教科書 第一學年兒童用	一冊	文部省
----	---------------------	----	-----

大正三年五月十七日左の通追加す

高等小學校

理科	高等小學科 家事教科書 第一學年教師用	一冊	文部省
----	---------------------	----	-----

大正三年十二月二十九日左の通追加し同四年四月一日より施行す

尋常小學校

唱歌	尋常小學唱歌 第五學年用 第六學年用	二冊	文部省
----	-----------------------	----	-----

尋常小學校

國語	第二種尋常小學讀本 第三學年用上下 第二種尋常小學書方手本 第三學年用上下甲種	二冊 二冊	文部省
----	--	----------	-----

大正四年四月十一日左の通追加す

國語	第二種尋常小學讀本 第四學年用上下 第二種尋常小學書方手本 第四學年用上下甲種	二冊 二冊	文部省
歴史	尋常小學日本歴史卷二 教師用	一冊	文部省

大正四年四月二十五日左の通追加す

尋常小學校

修身	尋常小學修身書 複式編制學校兒童用乙 第一學年第二學年	二冊	文部省
----	--------------------------------	----	-----

大正四年六月三日左の通追加す

高等小學校

理科	高等小學科 家事教科書 第二學年兒童用	一冊	文部省
同	同 教科用	一冊	文部省

## 教授訓育

小學校設置以來法令の改廢頗る頻繁にして社會の變遷亦甚たしく教育に關する學說も日に革新する勢を呈す此の際教授に任ずる者は此等幾多の事情を參案し以て教授訓育の方法を講究せざるはあるへからず

小學校の規則及各教科目教授の要旨は一定の標準ありと雖も各學校に於ては適切なる方法を設けて校務を統一し教授訓育の方法手段を一定するの必要あり是に於て細則、年中行事、校務分担等を定め又學校一覽表學校沿革誌等を調製し小學校の目的に適當すへき教育を施さんとして研究會を開き諸般の打合を爲し又教授細目及教案を調製して地方に適切なる教材の排列選擇に注意する等頗る苦心するの情態察知するに足る尙進んでは教授用器械器具の考案標本の蒐集郷土資料の研究児童成績の考查、方言矯正常識養成の方法等に關し研究を加ふるもの漸く多きを加ふるに至るかくの如く教育上の研究に努むるも児童の學力を進むるに熱注し所謂智育に偏重し德育体育を輕視し試験を尊重するの風あり是れ縣に於て試験法を制定し監督を嚴密にし學力の試験を行ひたるに由るものなり

明治二十二年一月に至り試験法を改正して檢定法となし人物學業併せ養ふの主義に據り檢定法を人物と學業の二種に分ち人物檢定は平常の言行及氣質を察し其の優劣を定め學業檢定は既修學科

の成績を試み其の良否を按して其の成績を判定するものとす爾來大に人物養成に重きを置くこととなりたり二十三年七月各郡市高等小學校に御眞影を下賜せられ一般人民をして皇室に對する尊嚴の念を一層深厚ならしめたり又同年十月教育に關する勅語を下賜せられて我邦道德教育の基礎茲に定まり各種の儀式に勅語の奉讀を爲し常に勅語の御趣旨を訓諭して其の徹底に努め或は校訓を成文にて示し之を暗記せしめ或は児童心得を定めて其の言行を慎ましめ或は校歌校旗を制定して訓練に資する等のことも此時より漸次行はるゝに至る

又児童の教養に關しては家庭と聯絡を保つ必要上より通信簿を設け或は父兄會、母姉會等を開催して其の聯絡を謀り或は児童の成績品展覽會、運動會、學藝獎勵會等を開催して父兄母姉の觀覽に供し以て児童の獎勵と家庭の注意を喚起するに努むる等のことも亦漸く盛に行はるゝに至る尙進んでは担当教員か児童の家庭を訪問して家庭に於ける情況を視察して訓育上の資料となし又児童の出席學業の復習豫習等を懇切に獎勵するものも少からず

訓練の目的を以て學校に於て児童に行はしむる作業は校舎内外の洒掃、教場の整頓裝飾、校具の手入、學校園の分担手入、害虫の驅除等にして尙薪炭の運搬、來客の接待等まで行はしめ全く小使を使用せざる學校もあり何れも勞働を厭はず其の作業に従事するは勤勉の習慣養成上其の効益少からざるなり



明治二十二年一月小學校生徒貯蓄準則を定めて之が實行を訓示し勤儉貯蓄の思想養成に務めしめたり該貯金は各自勞働の収益、日常各種の節約に依りて得たる金錢を蓄積せしめ之を他日の用に供せしむるは訓練上の一方法として到る處之か實施を見ざるものなきに至る該貯金を公共慈善の目的に寄付するものあり修學旅行費に充用するものあり他日修學の資に供せんとする者等ありて其の目的は一樣ならずと雖も甚た其の効益の尠からざるを認む然りと雖も時に盛衰なきにあらず又時として父兄に強請哀願して徒に其の蓄積額をして大ならしめんとするの弊あり小額の貯金を時々必要を訴へて拂戻を請ふものも少からざるに依り學校に於ける取扱を廢止して各自の隨意として只單に勤儉貯蓄の思想を養成鼓舞するに止めたるものあり今尙繼續して學校に於て主任者を定めて貯金の受拂を爲せるものあり

今回の御大典に關し本縣は記念据置貯金を獎勵せられたれば學校兒童の貯金も頗に其の數を増加したり

常識養成としては其の材料の調査に注意し學校新聞等を設け日常一切の事項、地方時季に適切な事柄を掲記し以て之か利用を怠らざるは一般の風向にして是れ亦訓練上其の効益尠からざるなり又野外教授修學旅行等を行ひて實地に就き教授するは夫の所謂百聞一見に如かすにして兒童に興味を與へ智識を收得せしむる上に於て其の効果を認むべきものあり

其他個性の觀察、低能兒、劣等兒の教授方法も盛に研究せられ教授訓育の上に改良を施せしもの少からず

學校の教育をして日常生活上に必須なる智識を收得せしむるには實業に關する智識技能を授くるの必要なるは言を俟たざる所なり然りと雖も學問は兎角實業を輕視するの風ありて徒に高尚なるを好み實業界に遠からんとするを以て實業教育の獎勵盛に行はるゝに至り明治四十三年七月文部省は小學校令施行規則中を改正して高等小學校に於ける實業に關する加設科目を必須科目とし教授時間數を増加し其の加設の趣旨を更に訓令する所あり本縣に於て加設する實業科目は殆んど農業科にして市街地に二三の商業科を加設するものあるのみ而して農業科を加設する高等小學校は概ね農業實習地を設けて兒童をして其の學ぶ所を實地に應用せしめ益々農業の趣味を領得せしめ勤勞を尊重するの美風を養成するに努めつゝあり又延ひて之か地方農事の改良に資すること決して少にあらざるなり

小學校を卒業し進んで高等の學校に入學せんとする者に就きては其の志望する學校か本人の學力体力に適するや否や又其の家庭の資産が之を支へ得べきや否やを察し其の誤りなからしめ卒業後郷里に在る者には同窓會を組織せしめ學友相互の交誼及學校に對する愛慕の温情をして益々深厚ならしむる等卒業後の指導にも注意を拂ふに至れり今や各地同窓會の設けありて青年會等と共に

社會教育上に盡くす所少からず是れ學校教育の効果を以て實現せしむるの良法として其の成績も亦大に見るべきものあり

### 体 育 衛 生

兒童の体育衛生に關しては小學校設置の當初に於て既に体操科ありて其の書籍中に体操圖あるも教員は之か教授法を習得したる者なく只之を模倣したるのみにして全く遊戲に類したるものゝ如し尙養生談として口授する時間もありしか其の書籍も翻譯書にして甚だ見るべきものなし只僅に種痘又は天然痘を爲したるものにあらざれば入學を許さずとして其の種痘の實行を促かせしは大に効果ありしを認む明治十六年に至り小學校建築法を定められ校地は高燥にして飲料水に適し附近の情況等を調査し毫も衛生上害なき土地を選定し校舎の建築は通風採光の便宜しく方位構造等衛生上に適せしむるの標準を示し之に準據せしむることゝしたり爾來新設する校地校舎は此の標準に據れるを以て漸次面目を一新するに至れり

十二年發布の教育令には傳染病者の學校に出入を禁止するの個條あり土地の情況に依り体操を課せざることを得るものごす十七八年頃に至り体育を重んずるの傾向を生し体育衛生の事業に關し注意を拂ふに至る十八年には体育獎勵法として縣下各小學校の体操大演習會を行へり爾來各地に於て運動會盛に開催せらるゝに至る

十九年發布の小學校令には体操科を必須科目とし隊列運動を兵式体操と改め大に体育を獎勵するの時代となる二十七年には文部省は体育及衛生に關し訓令を發せらる其の要旨は小學校兒童には筒袖を用ひしめ動作を活潑敏捷ならしめ筆記暗誦を節して其の腦力を過度に勞せさらしめ初級生徒には思考を要する作文を授くべからずとし又試験に依りて席順を定むるを廢し小學生徒の喫煙を禁し學校の往復は可成歩行せしむべし等なり又兒童用の机腰掛の寸法高低等の標準を示され其他姿勢に關する注意等あり各學校は其の方針に従ひ机腰掛を漸次改良し姿勢圖を教室に掲げて兒童の姿勢を矯正する等体育衛生に關し一層注意を厚ふするに至れり

三十年には學校清潔法、學校生徒身体檢査規程を規定せらる又三十一年には學校醫を置くこととなり次で其の職務規程等を定められ同年學校傳染病豫防及消毒法を設けらるゝ等學校衛生に關する規定は大に備はれり

爾來學校醫は時々學校に出頭し体育衛生に關する視察を爲し傳染病流行時期及夏季衛生上等に就きても注意を與へ又定期及臨時に職員兒童の身体檢査を爲し兒童の發育及健康増進に留意するに至り學校に於ける体育衛生は著しく進歩し學校に各種の救急藥を備へて臨時用に供するもの漸く多く又近時トラホーム患者蔓延せるを以て之の措置法として重症患者に對しては校醫自ら之か治療に任し輕症患者に對しては教員をして点眼洗眼せしめ校具を別にし教室内の排列を異にし便所

手洗場等を區別する等治療と豫防とに大に力を致すこととなり三十七年に紫色鉛筆の中には其の製造の原料に有害の色素を包含するものあるか故に其の破片又は溶液の眼中に入るときは激烈なる有毒作用を呈するを以て之が使用を禁止し四十二年に學校職員身体検査規程を定め定期又は臨時に學校職員の身体検査を行ひ職員をして保健衛生に注意せしむること共に若し傳染性疾患あるときは多數の兒童に感染せしめ蔓延するの虞あるを以て之が警戒を加へしむることせり其の後縣技師を各地へ派遣し職員の仕事検査を行ひ或は兒童のトラホーム病有無の検査を行ひしこと屢々ありき又兒童の身体検査を行ひたるときは其成績を統計し身長、体重、胸圍、脊柱、齶齒、病氣の類別、体格の優劣等に關する調査表を學校内に掲示し且つ兒童の父兄へ通知し家庭と共に兒童身体の發育上に注意するに至れり其の他學校には体操器械を備へて運動を盛んに行はしめテニスコートの如きは殆んど到る處に行はる又水泳の如きも學校職員監督の下に行はしむるもの少からず又僻陋地方貧民部落等に於て入浴場を學校に設くるものあり或は散髪器械を備へて兒童の理髮を爲す學校あり此等は皆体育衛生上に於ける注意に依りて施設さるゝに至りたるものなり大正三年四月本縣に於ては學校衛生醫なるものを置き縣費を以て各郡市に配置し主として教員の身体検査を担当せしむることとし漸に教員を採用する場合には學校衛生醫をして特に嚴密なる身体検査を行はしめ以て教員の健康情態に注意を拂はしむることとなれり

### 三 幼 稚 園

明治五年八月發布の學制中に幼稚小學は男女の子弟六歳までの者小學に入るの端緒を教ふるものなりと示され爾來幼稚園に關する事項は常に小學校の法令中に特に規定せらるゝ所ありと雖も之か設置を爲すに至らずして往々小學校へ入學せしめ學齡兒童と共に教育するものありて其の數甚た少からず明治十七年に至り學齡未滿の幼兒を小學校へ入らしむるは之を無益の遊戯中に放任するよりは固より優る所ありと雖も唯其の資質の脆弱なるを以て學齡兒童と共に同一の教則に據らしむるときは徒に天賦の良質を毀損し身心の發育を妨げ其の害尠からずとし文部省は學齡未滿の幼兒は幼稚園の方法に依り保育せしむべき旨府縣へ示達せられたり本縣亦其の旨趣に従ひ簡易幼稚園規則を定め學齡未滿の幼兒をして保育を受けしめんことを請ふ者あるときは暫らく小學校内に於て誠實懇篤なる小學教員若しくは教員補助若しくは適當の婦人を以て之が保育を担当せしむるものとし可成保母を置き尙民度の進むに従ひ漸次完備なる幼稚園の方法に改むべき旨同年九月二十六日告示第百三十九号を以て公布せり其の保育年限課業及時間等は左の如し

保育すべき幼兒は大約年齡三年以上六年以下とす

保育の課業は修身の話庶物の話數へ方讀み方書き方及遊嬉等とす

保育の時間は一週十八時一日三時一度三十分以内とす

土地の情況に依り前項諸科の外に尙木の積み立て、板排へ、箸排へ等の一科若くは數科を加ふることを得此場合に於ては遊嬉中の玩物を省きて可なり

保育の要旨

修身の話は和漢聖賢の教に基きて近易の談話をなし孝弟忠信の事を覺知せしめ兼て行義作法を教へ務めて善良の性質習慣を涵養せんことを要す  
庶物の話は日用普通の家具什器近易の草木鳥獸等幼兒の覺知し易き物或は其の標本繪圖を示して之を問答し以て觀察注意の良習を養ひ兼て言語を習はしめんことを要す  
數へ方は専ら果物小石介殼其の他の實物に依て物の數を知らしむるを旨とし數の觀念を略得たる者には又實物に由て凡三十個以下の寄せ方引き方を教へ兼て十以下の數字を教ふる  
読み方は片仮字平仮字を以て幼兒の知りたる物の名等の綴り易きものを黑板に書き示して仮字の稱へ方用い方を教ふるを旨とし後には仮字を記せる骨牌を以て物の名等を綴らしむることあるへし

書き方は片仮字平仮字を以て既に兒童の覺へ得たる物の名等を黑板に書き示して石盤の上に習はしめ又數字を習はしむ

遊嬉は大約一週三時間は幼兒に適する種々の玩物(幼稚園恩物の類)を與へ以て心力の發育を促

かし其の他の時間は各課業の間に於て適宜運動を爲さしめ以て身體を健康にし精神を爽快ならしめんことを要す

本縣制定の簡易幼稚園規則に據り明治十七年十月より翌十八年に至り幼稚園を設置したるは一の松島小學校にして其の他富田寺島助任の三小學校に於ても幼稚科として設置したり保母には多く本縣徳島高等女學校の卒業生を採用し保育の事を扱はしむ爾來數年にして法令の改正に従ひ經濟上の關係等に依り廢止の止むなきに至りたり

又明治二十三年四月徳島高等女學校に仮に幼兒保育科を設け幼兒を收容し保育を開始せり保母は別に之を置かず該校生徒をして之に任せしめたり翌二十四年三月該校の廢止と共に此の仮幼稚園も廢止となる

明治二十六年四月師範學校附屬小學校に幼稚科を附設し後幼稚園と改め四十四年四月女子師範學校の附屬幼稚園に移りたる事は師範學校及女子師範學校の部に記述したれば茲にまた之を贅せず其の他の幼稚園は明治三十九年以來の開園にして其の現況左の如し

幼稚園

(大正三年度)

名	稱	所在地	創立年月	保育年限		保母組數	幼兒		保育滿期者	經費
				年	限		男	女		
女子師範學校附屬幼稚園		徳島市助任町	明治二十六年四月	二	二	三三	二四	二五	一六	



を賛し多きは百五拾圓少きも五圓に至る金品を應募し忽にして總額實に金壹千貳百餘圓に達す  
 是に於て明治三十九年六月十三日其の筋の認可を受け園會を町内大字辨才天に建設し設備を整  
 へ同年九月九日開園せしに入園兒童七十五名を算するの盛況を呈せり爾來數年専ら内部の充實  
 を圖り來りしか林崎尋常小學校の辨財天より立岩に移轉するに至り園兒の通園其の他に不便を  
 感すること多きを以て大正三年園會を同校敷地内に移轉するの議を決し再び寄附金參百圓を得  
 て其の筋の認可を得現地に移轉改築せり

私立撫養幼稚園 今上天皇陛下御即位御大典奉祝記念として組織したる板野郡撫養町社團法人獎  
 學會が大正三年九月十八日撫養尋常高等小學校の隣接地に設立したるものなり其の沿革は大正  
 三年秋季に於て御大典を行はせらるゝ御豫定なりしに依り撫養町内有志者相謀り奉祝記念とし  
 て社團法人獎學會なるものを組織し其の事業として教育上各種の企圖を爲せしか幼稚園の設立  
 は即ち其の一なり三年三月獎學會の組織に着手し撫養町在住者にして縣稅戶數割歩合貳戸以上  
 の篤志者を標準とし第一着手として撫養尋常高等小學校尋常科兒童通學區域内篤志者を以て組  
 織し着々事業を進むる内恐れ多くも 皇太后陛下御崩御の不幸に際會し 御大典も御見合せと  
 なりしが本會は一般有志者志氣の沮喪して若し之を中止すれば一大頓挫を來さんことを恐れ斷  
 然幼稚園の設立を敢行し同年九月十八日を以て開園に至らしめたり

町立富岡尋常高等小學校附屬幼稚園 明治四十年五月那賀郡富岡町立として同校内に附設せり創  
 立の際は幼兒の數男三十名女二十五名あり爾來多少の増減ありたれども繼續經營し來りしか四  
 十五年三月に至り本校兒童増加し教室狹隘を告げ附屬の幼稚園に充つるの餘裕なきに至り止む  
 を得ず休園の手續を運ひ其の後今に開園に至らざるは遺憾のことなりとす  
 其の他板野郡川内南尋常高等小學校に於て大正三年五月幼稚保育部を設く該校通學區域有志者の  
 熱心なる希望に依り女子の訓導をして幼兒保育の事に當らしめ寄附金に依り保育用具を購入設  
 備し保育を施しつゝあり

明治二十六年以降幼稚園に係る累年統計

年 度	園 數	組 數	保 辦	幼 兒	保 育 滿 期
明治二十六年	一	一	一	三〇	一
明治二十七年	一	一	一	二七	一
明治二十八年	一	一	一	二三	二〇
明治二十九年	一	一	一	二一	一八
明治三十年	二	二	二	七四	一一
明治三十一年	一	一	一	三五	二八
明治三十二年	一	一	一	三三	二三



とせり其第一條には中學校の目的を規定して中學校は高等の普通學科を授くる所にして中人以上の業務に就く者又は高等の學校に入學する者の爲に必須の學科を授くるものとす云ふ本縣亦十五年八月該中學校教則大綱に基き規則を改正したり十七年一月文部省は更に中學校通則を達せられたり其本旨は蓋し中學校教則大綱の實施を完成せんとするに在り而して中學校の教則は凡て教則大綱に據るべきものとし中學校の目的に忠孝彝倫の道を本この句を加へ單に中人以上の業務に就く者若くは高等の學校に入る者の爲に高等の普通學科を授くるのみならず將來國民の中堅たるべき中流以上の人士に國民思想を養成せんとしたり是に於て本縣亦益々設備を整へ内容を改め以て中學教育の目的を貫徹せんことを期せり然るに經濟事情に制せられ四個中學校も其完備を期すること困難なるのみならず入學生徒も創立當時の如く比較的増加せざるに依り寧ろ學校を統一し一校を整頓するに如かずとし十八年四月脇町富岡川島三中學校を廢止し徳島中學校一校としたり生徒通學上には多少不便を來したるも教育上に於ける實績は着々舉れるを見るに至りたり十九年四月勅令を以て中學校令を發布せらる其の中學校の目的は實業に就かんとする者若くは高等の學校に入らんと欲する者に須要なる教育を施す所とし高等中學校尋常中學校の二等に分ち高等中學校は文部大臣の直轄とし全國を五區に分ち每區に一校を設置し其の經費は全部國庫若くは國庫と該學校設置區域内に在る府縣の地方税との共同支辨とし又尋常中學校にも便宜之を設置す

るを得るものとし其の地方税の支辨に因るもの若くは地方税の補助を受くるものは各府縣一校に限り此の外區町村費を以て之を設置することを禁せられたり次て文部省は尋常中學校の學科及其の程度を定め修業年限を五ヶ年と定めたり本縣に於ては十九年四月規則を改正せしか更に二十一年一月規則を改定して政府の方針に従ひ之か實行に努めたり二十四年十二月文部省は尋常中學校設備規則を發布す二十六年五月町村をして尋常中學校を設置せんか爲め町村學校組合を設くることを許さる是れ畢竟各地方に於ける中學教育の勃興の機運の然らしむる所なり二十七年三月文部省は尋常中學校の學科及其の程度を改正し六月尋常中學校實科規程九月尋常中學校入學規程を定めらる本縣亦二十八年一月規則を改定したり

日清戰爭後教育勃興の氣運に向ひ中學入學志願者亦漸く増加し徳島中學校の生徒數五百名以上に達し尙ほ漸次増加の勢を呈したるを以て二十九年四月脇町及富岡町に其の分校を設置したり三十年二月中學校令を改正し尋常中學校を改めて中學校とし男子に須要なる高等普通教育を爲すを目的とし北海道及府縣をして一個以上を設置せしめ必要の場合には文部大臣は之か増設を命ずることを得郡市町村又は町村學校組合並に私人に於ても之を設置することを得又土地の情況に依り一校に一個を限り分校を置くを許し本科修業年限五ヶ年の外に一ヶ年以内の補習科を置くを得しめ本令の規定に依らざるものは中學校と稱するを得さらしむ是れ十九年の中學校令に比すれば府



縣をして一個以上の中學校を設置すべきことを規定したる上に於て非常なる進歩と謂はざるを得ず茲に於て本縣は脇町及富岡の分校を獨立せしめて徳島脇町及富岡の三中學校となす一面法令上に於て改めざるを得ざるに至りたること一面中學入學志望者激増したることに因るものなり三十四年三月中學校令施行規則を發布し學科程度學年授業日數及式日編制設備設置廢止入學在學退學及懲戒等に關する規程を一法令中に網羅したり現行のもの即ち是れなり三十五年二月文部省は更に中學校教授要目を制定し教授細目の標準を示し實施上の注意を加へられたり本縣に於て法令の趣旨に従ひ規則に改正を加へ設備の充實内容の改善に勉む

爾來入學志望者益々増加せしも其の志望者の半數をも入學せしむるを得ざるの状況を見るに至りたるを以てあたらし志望者も前途修學の方向に迷へるもの少からざるなり四十一年に撫養町に一中學校設置の議熟し四十二年四月開校せり茲に於て四個中學校生徒を合せて實に一千四百四十一名（撫養中學校は一年生のみ）に上れり大正三年末に於て生徒數一千七百二十八人となる左に累年比較を掲げて參案に供す

中學校一覽

年 度	校 數	教 員	生 徒	卒 業 者	經 費
明治十年	變則中學 一		九八		

明治十一年	一	一七	一〇八		
明治十二年	三	一八	一三六		
明治十三年	四	二五	二五六		
明治十四年	四	二九	三三七		
明治十五年	四	三三	四一六		
明治十六年	四	三三	四九六		
明治十七年	四	三三	四七一		
明治十八年	一	一八	二四五		
明治十九年	一	一一	二二一		
明治二十年	一	一〇	二〇五		
明治二十一年	一	一六	三〇九		
明治二十二年	一	一九	三六七		
明治二十三年	一	一九	三六八		
明治二十四年	一	一八	三九二		
明治二十五年	一	一九	四二六		
明治二十六年	一	一七	三四〇		
明治二十七年	一	一七	四〇八		
明治二十八年	一	一七	五〇二		
明治二十九年	一	三八	八六九		
分	二一				

明治三十年	分	分	三四	九三五	二八	一九、二四六
明治三十一年	二	一	三六	九四八	一六	二二、八三七
明治三十二年	三	三	四四	一、〇六三	四二	四二、八一四
明治三十三年	三	三	四五	一、二二九	二七	五九、八二一
明治三十四年	三	三	六三	一、二八四	二二	五三、九七一
明治三十五年	三	三	六〇	一、二六九	九七	五〇、八一三
明治三十六年	三	三	六一	一、二八一	三一	六六、五四三
明治三十七年	三	三	六二	一、二七八	三六	四五、四七八
明治三十八年	三	三	五八	一、三二一	五二	四五、四七九
明治三十九年	三	三	六四	一、三四九	四〇	四七、八四〇
明治四十年	三	三	六八	一、三六六	三八	五一、〇二八
明治四十一年	三	三	六六	一、三七八	六〇	六一、五二四
明治四十二年	四	四	七九	一、四四一	九一	八八、二二九
明治四十三年	四	四	七二	一、五一一	七一	七二、四八五
明治四十四年	四	四	七五	一、六一三	九一	六六、七〇七
大正元年	四	四	八二	一、六七八	〇三	七一、八〇七
大正二年	四	四	八五	一、七〇八	二〇	七四、六一一
大正三年	四	四	八四	一、七二八	二二	七四、六一一
大正四年	四	四	八四	一、七二八	二二	七六、〇四三

(一) 徳島中學校

明治八年變則中學校及洋學校を徳島師範學校に附屬し舊西城内に創立せらる是れ阿波國に於て中學教育の制定せられたる端緒也、同十年二月高知縣徳島師範學校附屬變則中學校規則成る、同十一年十二月十八日師範學校附屬變則中學校を廢止し更に同校内に徳島中學校を開設し尋常高等兩中學教則を定めらる是時迄は全く師範學校長の管する所にして教師も亦兼務の姿なりしが同十二年二月十八日岡本斯文校長心得に任せられ同月二十四日新に本校職員の任命あり是に於て師中兩校始めて判然分割すこ雖も仍ほ師範學校内に在りて未だ一校の体裁を成さず同年六月一日校舎を高知縣地租改正係徳島出張所跡に移轉せられ不完全ながら始めて一箇獨立の校舎をなせり同十三年三月に至り新に徳島縣を置かれたりしが本校の入學生徒も次第に其數を増加し校舎狹隘を告ぐるに至りたるを以て富田浦町女子師範學校跡に移轉す此に於て稍々校舎の體面を備ふ同年六月高等中學校規則を廢し更に尋常中學規則を以て徳島中學校規則とし其教則を正則變則の二種とす正則は専ら和漢書を用ゐる變則は過半英書を用ゆ共に修業年限を三ヶ年とし生徒の志望により之を課せり同十四年三月正則を甲科に變則を乙科と改稱す同年六月に至り生徒數増加せるを以て在來の平冢建を二階建に改築す同十五年八月甲乙兩科を廢し初等中學科三年向等中學科二年通じて五ヶ年の科程と改む從來の英語は乙科のみに課せしが此改正の結果生徒をして盡く英語を兼修せしむ

る爲め力を此方に用ゆること多きを以て他の諸學科は舊教則に比して稍低下せられたり同十六年二月學事獎勵のため文部省より物理器械の下附あり同十八年二月徳島師範學校火災にかゝり校舍全く烏有に歸す是れより先縣下中學校の數本校を除くの外脇町富岡川島の三中學ありと雖も從來の經費僅少なるを以て其内部の設備に欠くる所尠からず隨て生徒の學力も亦薄弱を免れざるの故を以て更に中學校と師範學校とを一地に連接建築し他の三中學を廢するの議縣會に於て可決せられ同年四月他の三中學を廢し之を本校に合併す同年七月校舍新築のため假に名東郡集會所を以て之に當て後新校舍の一部畧ぼ建築なりしを以て同年九月假校舍より移轉せり是れ現在の校舍なり此時校舍は師中兩校同敷地内に在るを以て職員は多く兩校を兼務し書籍器械を彼此流用し師中兩校合併の状態をなす同十九年二月兵式に準じ生徒隊を編成し歩兵操練を課し生徒の規律を嚴正ならしめたり同年四月服装及帽の徽章を定む同年五月校舍全く落成せしを以て開校の式を行ふ同年九月尋常中學校令頒布せられ師中兩校兼務の職員は總て其兼任を解かれたり同二十一年一月規則を改止し修業年限を五ヶ年とし一學年を一學級とす同廿六月始めて端艇を備へ操艇を獎勵し体力の養成に勉め又學級擔當教員を設け教室主任を置く等生徒訓練上に大に意を用ゐたり此月尋常中學豫備科を置き修業年限を二ヶ年とし尋常小學校卒業以上の學力あるものを入學せしむ同廿一年三月豫科を廢す、同年五月職員服装の標準を定む同年七月始めて米國人を聘用し専ら英語の教授

を擔當せしめ大に英語の學力の増進を期せり同年九月十九日 兩陛下の御眞影を拜戴して其式典を擧ぐ同年十一月公認寄宿所を設置し遠隔郡村生徒の寄宿の便を計る是れ毎年生徒寄宿舎設置の議を立つと雖も其機未だ熟せず己むを得ずして此方法を採りしなり、同二十二年三月規則を改止し生徒募集入學志願者の規定を定む同二十三年六月規則中試験規則を追加す、同二十四年十一月規則中從來の農業科に商業科を併置し生徒の志望により其一つを授くることに改正す、同廿五年農業科佛語獨逸語を廢し入學退學の規則を改正す同廿六年四月徳島縣尋常中學校と改稱せらる、同年十月學年を三學期に分ち一學期末毎に試験を施行す同二十八年中學校令の改止あり又中等教育勃興に伴ひ入學生徒の數増加せしを以て本校の増築並に脇町富岡兩分校を設置するの議縣會にて可決し直に校舍の建築に従事し同二十九年四月諸般の設備を了し兩分校は開校式を行ふ同年五月體力養成の機關とし運動會を組織す同三十年一月生徒募集試験の欠試者の取扱並に特待生に関する規則改正せらる同三十一年八月卒業生と連絡を計らなため校友會を組織す同三十二年四月師範學校は常三島村に新築移轉せるを以て從來の同校舍並に寄宿舎を本校に併用し寄宿舎を開設し遠隔の子弟を入舎せしむ同月徳島尋常中學校第一第二各分校の組織を變更し第一分校を徳島縣脇町中學校とし第二分校を徳島縣富岡中學校と改稱し各獨立せり本校は即ち徳島縣徳島中學校と改稱す同月師範學校附屬圖書館を本校に附屬し徳島縣徳島中學校附屬圖書館と改稱し規則を改正す

同卅三年八月校友會と運動會とを合併し同志會を組織し生徒の體力を練磨し精神を發揚するため頗る面目を改め雜誌部漕艇部擊劍部競技部水泳部を設け又新に柔道部講話部を置きたり同卅四年四月補習科を設く同年十二月公認寄宿所廢せらる同三十五年二月十八日始めて本校創立紀念日の式典を舉行す同年四月生徒心得を改定す同年七月生徒校外に於ける狀況特に宿所に於ける模様を監視せんため校外取締を置き市内を分ちて五區となし其區在住の教員之に當り且各區に主任を置く同年八月縣令第四十七号を以て德島縣立中學校規則を改正發布せらる同三十六年四月成績考査規程を定む同年五月講堂事務室修築成る前年度に於て講堂の一部に 御眞影奉安所を作らんとす之に着手するに當り棟梁の構造弛緩し頗る危險に瀕せるを發見し臨時縣會の議を經改築を行ひ爰に災害を未然に免るを得たり同三十七年四月職員執務細則寄宿舎補習科等の細則を改正若くは創定せり同年五月縣令第五十七号を以て専門學校入學者試験檢定細則を定められ本校に於て之を執行することとなり同三十八年一月十五日旅順開城紀念日の式典を舉行す爾後毎年一月十三日を以て此式典を舉行することに定めらる同三十九年七月縣令第三十九号を以て附屬圖書館規則を改正せらる同年九月當番監督規程及校外監督規程を制定す同四十年一月縣令第六號を以て德島縣立中學校規則中第十八條を改正せらる此月校内書籍販賣規程を制定す同年生徒心得を改正し父兄保證人心得並に擊劍科及柔道科規定を制定し本校同志會規則を改正す同六月教授法研究會規定及教

科書及携帶品點檢規程を設く同七月勅令第二八〇号を以て中學校令中改正あり又本校職員執務細則を改正し職員會規程儀式規程教室管理規程參觀人規程成績考査及試験方法規程及附屬圖書館閱覽規程を改正又は制定す同四十一年一月文部省令第二号を以て中學校令施行規則中改正あり同二月縣令第十九号を以て德島縣立中學校規則中第一條第二條第十二條を改正せらる同三月縣令第三十八号を以て同規則中第五條の二を追加せらる同四月 皇太子殿下本校へ行啓あらせられ御尊影を下賜せらる同五月寄宿舎共買規約を定む同九月文部省令第二十四号にて中學校令施行規則中改正あり同十月戊申詔書奉讀式を舉ぐ爾後毎年十月十三日を以て此式典を舉ぐることに定めらる同四十二年四月縣令第三十一号にて德島縣立中學校規則中改正あり同月十五日 皇太子殿下行啓紀念式を舉行し爾後毎年此日を以て式典を舉ぐることに定めらる同五月服装點檢規定を改定し文書取扱規程を定む同九月靴商校内修理規程を定む同四十三年一月成績考査規定を改定し教室掃除規程を定む同三月縣令第十八号にて德島縣立中學校規則中削除あり此月寄宿舎細則を改正す同四月德島縣令第三十四号にて附屬圖書館規則中改正あり同月教科書及携帶品點檢規定を改正し同五月二十七日海軍紀念日の式典を舉ぐることに定められ同六月儀式規定に改正を加へ同月教育揭示板規程を改正す同八月校務分掌規程を制定し當番監督規定校外監督規程を改正して職員執務細則中に編入す同四十四年五月衛生規定を制定し同七月文部省令第二十六号にて中學校令施行規則に改

正あり同四十五年三月縣令第三十号にて徳島縣立中學校規則中改正あり同月生徒心得を改定す同年四月釧道及柔道を正課とす大正二年三月文部省令第三號にて中學校令施行規則中改正あり大正二年五月縣令第三十三號にて縣立中學校規則中改正ありて本校生徒定員七百名に増加せらる大正二年八月講堂背面の教室一棟に大修繕を加ふ大正三年一月縣令第四號にて縣立中學校規則改正せられ入學志願者をして第二志望の學校を指定し得るの制を設けらる、大正三年三月生徒人物考査規程を改定す同年四月寄宿舍規則を改正す同年五月同志會規則に改正を加ふ同年八月講堂東側の教室一棟に大修繕を加ふ大正四年一月縣令第八号にて縣立中學校規則改正せられ夏冬休業日を短縮し其前後に於て教授時數を減し得ることとなり、大正四年八月講堂西側の教室及扣所に大修繕を加ふ同年十月廿六日 天皇陛下の御眞影を拜戴す同年十一月十日 御即位大典奉祝式を舉行す同年十二月教室附屬便所二棟に大修繕を加ふ大正五年九月柔道場一棟五十坪を新築す、現在の校地坪數は壹万五百四十坪にして總建坪は千五百十坪五なり

本校寄宿舍の濫觴は明治二十一年十一月公認寄宿舍を設置したるに始まる當時の公認寄宿舍は三ヶ所にて富田浦町内海喜平太徳島町森唯八寺島町宮本久太郎、氏の邸を借用し寄宿生總て十九名を收容せり明治三十二年四月師範學校常三島に移轉せるを以て從來の師範學校の教室を本校に併用すると共に同校の寄宿舍をも本校に併用し爰に初めて校地内に寄宿舍を有するに至れり是れ現

在の寄宿舍也、明治三十四年十二月從來の公認寄宿舍を廢しその寄宿生を悉く本校寄宿舍に收容せり卅七年創めて寄宿舍細則を制定し其後幾多の改正を経て現在に至る現在寄宿舍は總坪數附屬建家を合せ五百三十五坪にし其内譯左の如し

第一 舍	一二五坪	第二 舍	一二五坪
舍監室	二〇坪	舍監室廊下	二五、五坪
炊事場	三五坪	炊事場廊下	二坪
食堂	一〇五坪	浴室	二四坪
炊事場附屬納屋	二三坪	生徒便所	一〇、五坪
同上廊下	一九坪	洗面所	八坪
湯沸所	四坪	物置納家	六坪
井戸屋根	四坪		

現在の寄宿舍生は百餘名にして舍監は本校教諭四名之を兼務す現在施行せる寄宿舍規則は大正四年四月改正を加へたるものにして左の如し

徳島中學校寄宿舍規則  
第一章 總 則

第一條 寄宿舎ハ父兄又ハ保証人ニ代リ生徒ノ學業ヲ督勵シ其操行ヲ監督シ及ヒ其品性ヲ陶冶シ且ツ修學ノ便ヲ與フルコトヲ目的トス

第二條 寄宿舎生ハ常ニ校訓ニ遵ヒ舎則ヲ守リ左ノ各項ヲ實行スヘシ

- 一、秩序ヲ守リ規律ヲ重シテ專ラ敬愛ヲ旨トスルコト
- 一、華奢虛榮ヲ退ケ質實勤勉忍耐寬恕ノ諸徳ヲ養フベキコト
- 一、自治ノ精神ヲ發揮シ且ツ共同的習慣ヲ作ルベキコト
- 一、衛生ヲ重シテ心身ノ健全ヲ圖リ以テ學問事業ノ大成ヲ期スベキコト

第二章 入 退 舎

第三條 生徒入舎ノ際ハ所定ノ用紙ニ記入シ保証人及ヒ市内代理保証人連署ノ上學校ノ許可ヲ受クベシ

第四條 入舎ヲ許可セラレタル生徒ハ左ノ物品ヲ携帶スベシ

夜具 本箱 机 金盥 湯呑 駒下駄 足駒 雨傘 行李 辨當及ヒ布呂敷

第五條 舎生ハ己ムチ得サル事情ノ外漫リニ退舎スルコトヲ許サズ

第六條 舎生タル本分ニ悖ルモノハ校則ニヨリテ處分シ又ハ退舎ヲ命スベシ

第三章 學 資 金

第七條 學資金ハ父兄若シクハ保証人ヨリ毎月二十日迄ニ其翌月分ヲ前納スベシ

但シ一時ニ數月分ヲ前納スルモ妨ケナシ

第八條 學資金ノ受入ハ舎生各自ノ學資金出納簿ニ記入シ舎監ノ捺印ヲ以テ領收書ニ代フルモノトス

第九條 學資金ハ之レヲ銀行ニ預ケ置クモノトス

第十條 學資金ノ一ヶ月概算左ノ如シ

但シ物價ノ高低ニヨリテ多少増減スルコトアルベシ

學 資 金 概 算 (一ヶ月分)

- 一金貳圓也 授 業 料
- 一金貳拾錢也 同 志 會 費
- 一金拾五錢也 旅 行 積 立 金
- 一金貳錢也 運 動 費
- 一金五圓四拾錢也 食 費
- 一金參拾錢也 電 燈 料
- 一金貳拾錢也 沐 浴 料

一金八拾錢也  
一金五拾八錢也

文具及日用品代  
雜費

計金 九圓六拾五錢也

第十一條 學資金中ハ雜費ハ毎月五回ニ舍監ハ其用途ヲ調査シテ之レヲ支拂フモノトス

第十二條 舍監ハ每學期末ニ其ノ出納ヲ決算シ各自ノ學資出納簿ニヨリテ父兄若シクハ保証人

ニ報告ス

第四章 舍内編成

第十三條 寄宿舍ヲ區別シテ第一舍第二舍トシ更ニ各舍ヲ第一部第二部ニ分ツ

第十四條 各部ニ班長二人若シクハ三人ヲ置ク

班長ハ舍監ノ推薦ニヨリテ學校長之レヲ命シ其任期チ一ケ年トス

第十五條 班長ノ任務心得左ノ如シ

一、班長ハ舍監ノ命ヲ受ケテ部内ノ統一ヲ計リ相互一致シテ舍生ノ操行勉學ニ注意シ諸規則ニ違フコトナカラシメ且時々其狀況ヲ舍監ニ報告スベシ

一、人員檢査ノ際部下生徒ヲ整列セシメテ舍監ノ点檢ヲ受ケシメ團體外出、食事及ビ洒掃等ノ際ニハ其號令及ビ監督ヲナスベシ

一、各部内ノ日誌ヲ記載シテ所定ノ日ニ舍監ニ差出スベシ

第五章 自修及ビ休憩

第十六條 學科ノ豫習若シクハ復習ヲ完フセシメガ爲メニ左ノ自修時間ヲ置ク

一、第一自修 朝食後三十分ヨリ凡一時間

一、第二自修 隔日ニ放課後凡一時間

一、第三自修 夕食後一時間ヲ經テヨリ午後八時マデ

一、第四自修 同八時廿分ヨリ九時廿分マデ

第十七條 自修時間中ハ必ズ左ノ諸項ヲ遵守スベシ

一、靜肅勤勉ヲ旨トシ情容アルヘカラザルハ勿論一切他生ト言語ヲ交ヘサルコト

一、自修時間中舍監ノ許可ナクシテ他室ニ往來スルハ勿論放歌音讀奏樂等一切之レヲ禁ス

第六章 室内整頓及ビ洒掃

第十八條 室内ハ常ニ清潔ヲ保チ各自ノ所有品ニハ必ズ記石シ所定ノ場所ニ秩序正シク整頓ス

ベシ

第十九條 屑紙廢物等ハ必ズ室内備付ノ屑籠ニ入レ妄リニ室内若シクハ廊下等ニ投棄スベカラ

ズ

第二十條 各自ノ室内、廊下及び舎監室ハ毎日朝食前ニ洒掃シ舎監、部長ノ点檢ヲ受クベシ  
第二十一條 庭園ハ毎月一回各部日ヲ分ツテ掃除シ植木花園等ノ手入ニ注意スベシ

第七章 食 事

第二十二條 食事ハ號鐘ニヨリ各部所屬ノ廊下ニ整列シ部長ノ引率ニヨリテ食堂ニ入り其號令ヲ竣テテ食事ヲ始ムベシ

但シ休日以外ノ午食ハ本校生徒ト共ニ教室内ニ於テナサシム

第二十三條 食堂ニ出入ノ際ハ必ず監督舎監ニ對シ敬禮ヲ行フベシ

第二十四條 食事ノ際舎監ノ許可ナクシテ妄リニ賄所ニ入り若シクハ炊夫ヲ呼ビ食品ヲ取換フルコトヲ許サズ

第八章 外出及服裝

第二十五條 舍生ノ外出時間ハ放課後ヨリ夕食前十分マデトス (但シ隔日)

第二十六條 外出ノ際ハ必ず外出簿ニ用向及ヒ出先地ヲ記入シ各自名札ヲ裏返シ置クベシ

第二十七條 父兄保証人若シクハ親戚知己等ニ面會ノ爲メ外出ヲ願出テタル時ハ舎監ノ調査ノ上適當ト認メタルモノニ限リニ之レヲ許可ス

但シ此場合ニハ必ず面會人ノ証明書ヲ要ス

第二十八條 舍生ハ凡テ休日若クハ放課ヲ除クノ外ハ制服テ着用スベシ

但シ和服着用ノ際ハ舍内ト雖必ず着袴スベキモノトス

第九章 歸省及ヒ外泊

第二十九條 日曜大祭祝日及ヒ臨時休業ニ際シ舍生中歸省セント欲スルモノハ所定ノ用紙ニ其事由ヲ記載シ舎監ノ許可ヲ受クベシ

第三十條 自宅ニ不時ノ出來事アリテ電報若シクハ郵便ニテ父兄保証人ヨリ歸省ヲ願出テタル際モ第一條ノ式ニ從フベシ

第三十一條 舍生歸省中病氣若シクハ事故アリテ歸舍時限ヲ延期セントスル時ハ必ず明ラカニ其事由ヲ具シテ届出ツヘシ但此際父兄保証人ノ連署ヲ要ス

第三十二條 舍生歸省ノ際モ必ず制服若シクハ制帽着袴シ生徒タル体面ヲ保ツベシ

第十章 疾 病

第三十三條 疾病ノ際ハ舎監ノ許可ヲ得テ醫師ノ診察ヲ受ケ病症ニヨリ舍内療養室ニ移シ若シクハ入院ヲ命シ又ハ保証人ニ引渡スコトアルベシ

第三十四條 傳染ノ憂ナキ病症ニテ特ニ父兄若シクハ確實ナル看護人ヲ添ヘテ舍内ニ宿泊療養セント欲スルモノハ詮議ノ上之レヲ許スコトアルベシ



第十一章 願 届

第三十五條 病氣又ハ己ムヲ得サル事故アリテ本校課業ヲ缺席シ又ハ遅刻早退等一切本校ノ願届ハ舍監ノ許可ヲ受クベシ

第三十六條 父兄保証人若シクハ市内代理保証人ノ住所氏名職業等ニ異動變更アリタル時ハ直ニ届出ツベシ

第十二章 入 浴

第三十七條 入浴ハ毎日放課後ヨリ夕食前十分迄トシ號鐘ヲ以テ之レヲ報スルモノトス

第三十八條 衣服ハ所定ノ場所ニ置キ浴槽内ニテ石鹼等ヲ用フルコトヲ禁ズ

第三十九條 入浴中ハ靜肅ヲ旨トシ器具ハ凡テ叮嚀ニ取扱フベシ

第十三章 貸 與 品

第四十條 左ノ物品ハ在舍中之レヲ貸與ス

但シ學校ニ於テ備付ナキ時ハ舍生ヲナシテ之レヲ自辨セシム

蚊帳 火鉢 炭箱 紙屑籠 帚 雜巾

第四十一條 各室貸與ノ物品ヲ汚損破壊シタルトキハ之レヲ辨償スルモノトス

第四十二條 各生所持ノ物品及ビ貸與品ハ所定ノ日ニ点檢スルモノトス

第四十三條 舍内警備ニ關スル規定ハ別ニ之レヲ定ム 以上

舍内毎日行事一覽表

午前六時	起人員檢査
同 十五分マデ	室内整頓及ビ洗面
同 三十分マデ	洒 掃
同 五十分マデ	朝 食
同 七時ヨリ同七時卅分マデ	第一自修
午後二時ヨリ三時マデ	第二自修但シ隔日
同 三時ヨリ夕食前十分マデ	外出及ビ沐浴
同 五時	夕 食
同 六時マデ	校 内 運 動
同 六時ヨリ八時マデ	第 三 自 修
同 八時二十分ヨリ九時二十分マデ	第 四 自 修
同 九時三十分	消 燈 以 上

但シ日ノ長短ニヨリ多少伸縮ス

明治四十一年五月寄宿舎生徒の學用品及日用品購買について經濟上の利益と分配上の便宜を得しめん爲め寄宿舎共買組合を組織し左の規約を制定せり爾來成績良好にして多大の便宜を得つゝあり

德島中學校寄宿舎共買組合規約

第一條 本組合ハ德島中學校寄宿舎生徒ヲ以テ組織ス

但第四條ノ手續ヲ經タル本校職員ニ限リ物品ノ頒布ニ應スヘシ

第二條 本組合ハ寄宿舎生徒ニ經濟上ノ利益ト分配ノ便宜トヲ與フルヲ以テ目的トス

第三條 本組合ハ適當ノ商舖ト特約シ生徒ノ學用品及日用品ヲ共同ニ購入シテ組合員ニ便宜之ヲ頒ツモノトス

第四條 本組合ノ資金ハ積立金ヲ以テ之レニ充テ學校長ノ名ヲ以テ臨時銀行ニ預ケ入ル、モノトス

第五條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

組合長 一名 理事 三名

組合長 舍監部長之ニ當リ學校長ノ監督ヲ受ケ本組合一切ノ事ヲ掌理ス

理事 各舍監之ニ當リ組合長ノ指揮ヲ受ケ物品ノ購入及頒布ヲ掌ル

但シ一名ヲ會計主任トス

第六條 本組合ハ本組合ノ諸費用ニ充テシカ爲メ頒布ヲ受ケタル組合員ヨリ頒布品ノ原價ノ約百分ノ五以下ノ金額ヲ徵集ス

但物品ノ都合ニ依リ役員ノ協議ヲ經タルモノハ此ノ限リニアラス

第七條 本組合ノ徵集金ハ學校長ノ名ヲ以テ銀行ニ預入ルモノトス

但其使途ニ就キテハ役員會ノ決議ヲ經學校長ノ許可ヲ得ルモノトス

第八條 本組合ハ每學期一回決算報告ヲナス

第九條 本組合物品頒布規程ハ別ニ之ヲ定ム

第十條 本組合規則ハ役員會ノ決議ヲ經學校長ノ許可ヲ得ルニアラサレハ妄リニ變更スルコトヲ得ス

校長及首席教諭の異動

以上

就職年月日	職名	氏名	記
明治十二年二月十八日	校長心得	岡本新文	明治十二年十一月轉任
同十三年七月	同	新居敦二	明治十四年一月校長に任ぜらる
同十四年一月	校長	新居敦二	明治十八年五月辭職

同十九年六月	同	秋山正	明治廿四年二月轉任
同廿四年三月	同	大谷津直	明治廿六年四月辭職
同廿六年五月	同	伊達行平	明治廿七年二月辭職
同廿七年二月	校長事務取扱 長	溝部惟茂	明治廿七年五月解任
同廿七年五月	同	岡本監輔	明治三十年三月辭職
同三十年三月	同	澁谷依信	明治卅四年七月休職
同卅四年九月	同	矢部善藏	明治卅九年五月休職
同卅九年六月	同	鈴木券太郎	明治四十年十二月轉任
同四十年十二月	同	三根圓次郎	大正元年十二月轉任
大正元年十二月	同	木村猪久次	現職
明治十八年九月	主席教諭	諏訪鹿三	明治廿一年六月退職
同廿二年十二月	同	小泉又一	明治廿三年七月轉任
同廿三年十二月	同	坂部祐吉	明治廿四年十月退職
同廿五年一月	同	安田英吉	明治廿六年四月退職
同廿六年五月	同	井手佐三郎	明治廿七年一月退職
同廿七年一月	同	宮前謙二	明治廿七年九月退職
同廿七年十月	同	大石保吉	明治三十年三月退職
同三十年六月	同	森本清藏	明治卅二年二月轉任
同卅二年二月	同	波邊勇太郎	轉任年月不詳

學科課程學級編制生徒定員

學科課程は文部省教授要旨の通りにして實業及唱歌は之を省き法制經濟は大正四年四月より正科として之を課せり

學級は開校以來次第に其數を増し八學級十二學級十四學級となり明治三十二年四月より十五學級明治三十三年四月より十六學級明治四十年四月より十七學級となり現在に至れり外に補習科一學級あり

生徒定員は開校以來次第に増加し明治三十二年四月に至り六百五十名となり大正二年五月よりは現在の通り七百名(補習科を除き)となり

學科課程は文部省教授要旨の通りにして明治四十五年柔道劍道を加ふ(柔道劍道は夙に之を課したるも四十五年に至り正科として之を加へたり)大正二年四月より唱歌は當分之を缺ぐことなし大正二年より法制經濟を正科となせり

教授訓育 本校教育の目的は智能を啓發し人格を向上し國家有爲の人材を養成するに在り而して

同卅二年二月	同	佐藤慎一郎	明治四十二年一月轉任
同四十二年三月	同	田崎榮	大正五年六月轉任
大正五年六月	同	吉松武通	現職

此目的を達せんには教授の方針恒に訓育の方針と一致調和して其間背離する所あるべからず、これ最も本校の注意する所也

各學科の教授は各學科に於ける特有の本領を基とし其知識發展の中に關係と統一とを明にし之と同時に各學科に屬する知識は相互の聯絡に注意して系統的智識の整頓につとむ

教授の方法は其運用を過たず理解をして明瞭正確ならしめ、應用の自在なる知能を啓發し講學の趣味を作興して以て自學自修の習性を完成するに注意す

訓育は教授と相頼り相待ちて人格の向上完成を目的とし、國家有爲の人材として當然備ふべき性格を大成せしめんとす而して我國民道德の標準は明治二十三年御下賜の教育勅語なるを以て此聖旨を奉戴し其遵守實踐を獎勵するに當りては本校の歴史及び我國一般の情勢乃至地方の特色に鑑み明治四十五年三月左の生徒心得を規定せり

生徒は教育勅語を奉體し左記の各項を恪守實行し以て其本分を全ふし校風を發揚することを努むべし

- 一、眞實を尙ひ質素を勉むべし
- 一、志操を堅固にし度量を寛弘にすべし
- 一、規律を守り禮讓を重んずべし

一、攝生體育に留意し心身を敏活健全にすべし  
一、自重自助以て學問事業の大成を期すべし  
猶ほ訓育上規定せる細則は左の如し

服 裝

昇校ノ際左ノ制服ヲ着用スベシ但當分外套ヲ關クコトヲ得

一、帽

前 章 本校所定ノ眞鍮製中字横一寸縦一寸一分(曲尺)

横 線 白線、幅凡一分五厘ノモノ學年數字ニ應シ一ヨリ五ニ至ル

製 式 海軍士官用形

品 質 羅 紗

色 濃紺、夏期ハ白木綿ノ日覆ヲ加フ

二、服

製 式

上衣ハ略圖ニ示スカ如ク長サ腕骨上端ヨリ下ルコト五寸、襟幅一寸二分以内、左胸部表及右胸部裏ニ各一ノカクシヲ附ク

(備考) 脊筋ニ縫目ヲ付スルコトヲ得

裏地ハ白ノ綿ネル又ハ紋羽、「ズボン」ニカクシテ附クベカラズ

品質

小倉織

色

冬服ハ濃紺夏服ハ霜降

卸

角製、冬服ハ黒、夏服ハ

白、五個

三、外套

製式

陸軍士官用形

品質

羅紗（實用向）

色

濃紺

卸

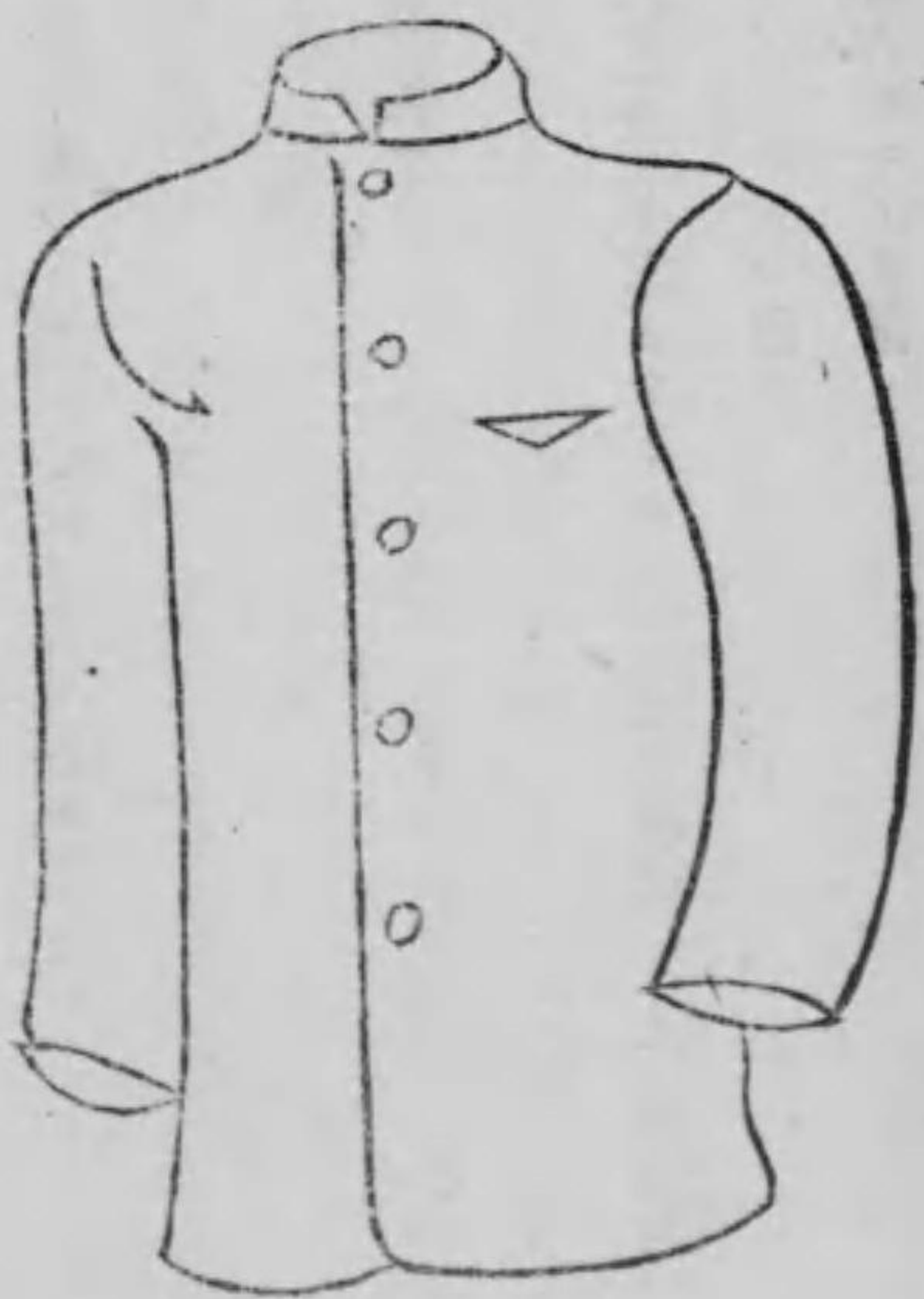
眞鍮 五個

裏

黒毛織子

四、脚絆

素色ノ麻又ハ雲齋織ヲ用ヒ卸掛トス（代價五十五錢以下）



五、靴

短靴、黒色、紐付ニシテ爪先廣ク、代價參圓以下トス

六、「シャツ」

白ノ木綿又ハ綿ネル地、胸及手口チ卸掛ニシタルモノ



七、帶皮ハ革製ノ質素ナルモノ（參拾錢以下）

第三條 休日又ハ放課後和服ヲ着用スルトキハ制帽ヲ冠リ袴ヲ着クベシ

第四條 新ニ入學シタルトキハ三週間以内ニ轉校生ハ一週間以内ニ制服ヲ着用スベシ

第五條 昇校ノ際己ムコトヲ得サル事故ニ因リ和服其他畧裝ヲ爲サムトスルトキハ即日又ハ前

日其事由ヲ通知簿ニ記シテ願ヒ出テ許可證ヲ受クベシ

第六條 夏期休業中ニ限り學校所定ノ前章ヲ附ケタル麥藁帽子ヲ冠ルコトヲ得

第七條 毎日往復ノ途次ト校内トチ問ハズ脚絆ヲ着用スベシ但授業ナキ式日ハ此限リニアラズ

第八條 十月一日ヨリ翌年五月三十一日迄ヲ冬服着用期トシ六月一日ヨリ九月三十一日迄ヲ夏

服着用期トス

敬禮

第九條 最敬禮ハ先ヅ直立ノ姿勢ヲ取リ先方ノ眼ニ注目シ上體ヲ徐ニ屈スルト共ニ手ハ自然ニ

下ケ其ノ指尖ノ膝頭ニ達スルチ度トシ凡ソ一呼吸ノ後徐ニ原姿勢ニ復スベシ殊更ニ頸チ屈シ膝チ折ルベカラズ若シ帽チ冠リタルトキハ右手ニテ脱帽シ其ノ内面チ外股ニ向ケ輕ク之ニ觸ル、程度ニテ行フベシ

第十條 途上ニ於テ職員其他長上ニ出會ヒタル時ハ五六步前ニ於テ直立ノ姿勢チ取り先方ノ眼ニ注目シ體ノ上部チ少シク前ニ傾クベシ若シ帽チ冠リタルトキハ前條ニ準スルモノトス物品チ攜帶シテ脱帽シ難キトキハ其儘姿勢チ正クシ先方ノ眼ニ注目スベシ

第十一條 校内ニアリテハ學校職員其他長上ニ當日始メテ出會ヒタルトキハ敬禮チ行フベシ其退出ノ際モ亦同シ

第十二條 生徒相會シタルトキハ相互ニ敬禮チ行フベシ

第十三條 校長室、教員室、監督室、舍監室、其他所要ノ室ニ入ラントスルトキハ入口ニ於テ敬禮チ行ヒ簡單ニ入室ノ事由チ述ベ用務ヲ了ヘタルトキハ入口ノ舊位置ニ復シ再ビ敬禮チ行ヒ退出スベシ

第十四條 學校職員其他長上ニ對話應答スルトキハ常ニ姿勢チ正クシ恭敬チ表スベシ

第十五條 校内ニ於テ參觀者ニ出會ヒタルトキハ直ニ道チ譲リ同方向ニ行クトキハ其後ニ隨フベシ

校 舍

第十六條 校舎内ニ入ラントスルトキハ靴拭ニテ丁寧ニ靴ノ泥土チ取り去ルベシ

第十七條 所定ノ時刻ニ昇校シ携帯品チ控所ニ整頓スベシ

第十八條 校ノ内外チ間ハズ瓦礫チ投シ火チ弄スル等危険ナル所行チ爲スベカラズ

第十九條 建物、竹木、標本等校具チ愛重シ決シテ毀損汚穢スベカラズ

第二十條 小使室、湯沸場等生徒ニ關係ナキ場所ニ立入ルベカラズ

第二十一條 備付ノ唾壺以外ノ所ニ痰、唾チ吐クベカラズ

第二十二條 毎日當番チ定メ始業前及放課後丁寧ニ指定ノ場所チ洒掃スベシ

第二十三條 通學生徒ニシテ寄宿舎生徒ニ用務アルトキハ舎監ノ許可チ受ケ其附屬應接室ニ於テ面會シ用務ヲ了ヘタル後ハ舎監ニ挨拶シ直ニ退出スベシ

第二十四條 放課後許可チ受ケズシテ校舎内ニ留マルベカラズ

第二十五條 許可チ經ズシテ校舎、校具、校地チ使用スベカラズ

教 室

第二十六條 教室ニアリテハ姿勢チ正シク靜肅チ守リ決シテ座席チ離レ又ハ私語傍觀等チ爲スベカラズ

第廿七條 第一號鐘ニテ書籍、器具ヲ準備シ所定ノ場所ニ整列シ第二號鐘ニテ教員ノ臨場ヲ待  
チ級長ニ引率セラレ靜肅ニ教室ニ入ルベシ

第廿八條 己ムコトヲ得サル事情ニ依リ遅刻シテ教室ニ入ラントスルトキハ入口ニ於テ敬禮ヲ  
行ヒ教員ノ指揮ヲ待ツベシ

第廿九條 整列ニ後レテ教室ニ入ルモノハ遅刻トシ二十分ヲ過キタルトキハ關席トス

第三十條 毎時間業ヲ終リタルトキハ書籍、器具ヲ携帶シテ靜肅ニ教室ヲ出テ所定ノ場所ニ整  
列シ教員ノ臨場ヲ待チ級長ノ號令ニヨリテ解散スベシ

第卅一條 質問應答ヲ爲サントスルトキハ先ヅ舉手シテ教員ノ許可ヲ受ケ正シク起立シテ言語  
態度ヲ慎重スベシ

第卅二條 教室ニ參觀者アリタルトキハ教員ノ指示ニヨリ敬禮ヲ行フベシ

第卅三條 授業時ノ外教室ニ入ラントスルトキハ特ニ常任監督ノ許可ヲ受クベシ

第卅四條 午食ハ各自ノ教室ニ於テ級擔當教員ト共ニ之ヲ爲スベシ

第卅五條 午食ノトキハ授業時ノ場合ト同一ノ方法ニヨリ出入スベシ

教科

第卅六條 教科用書及用具ヲ忘ルベカラズ若シ過チテ忘レタルトキハ口頭ヲ以テ學科受持教員

ニ届出ツベシ

第卅七條 携帶品ハ各自ノ氏名學年組ヲ記シ之ヲ所定ノ雜囊ニ入ルベシ

第卅八條 病氣ノ爲メ武道見學ヲ爲サントスル時ハ前日又ハ當日届出ヲ爲ス者ニ限り用具ヲ携  
帶シ來ラザルコトヲ得

第卅九條 教科ニ必要ナラザル金錢、時計等ヲ携帶スベカラズ

第四十條 獨案内又ハ教科書ノタメ特ニ作ラレタル字引等ヲ使用スベカラズ

試験

第四十一條 試験ヲ分チテ定期試験、學期試験、及學年試験トシ左ノ各項ヲ服行スベシ

一、試問又ハ試験中不正ノ行爲アリタルトキハ當該學科ノ成績ヲ零點トス

一、答案用紙ハ豫メ徴收シタル費用ヲ以テ受験ノ都度之ヲ交付ス

一、試験ノ際ハ左ニ掲グル用具ノ外ハ教室ニ持入ルベカラズ

各科ニ通シテ必要ナルモノ 鉛筆、小刀、字消ゴム、ペン、インキ、吸取紙

特種用具

幾何科 三角定規一組、コムパス  
三角科 對數表、第五學年代數科、對數表  
博物科 色鉛筆  
用器畫科 三角定規一組、コムパス、分度器、曲尺

- 一、問題ニ對シテ一切發問スベカラズ
- 一、受験ノ際遲刻シタルトキハ教室ニ入ルコトヲ得ズ此場合ニ於テハ關席トス
- 一、答案ハ明瞭丁寧ニ筆記シ提出ノ際反古紙及餘紙トモ差出スベシ

但反古紙ニハX印ヲ以テ全文ヲ塗抹スベシ

第四十二條 試験ヲ受クルト否トニ拘ハラズ引續キ二回同學年ニ留マルトキハ退學セシムヘシ

願 届

第四十三條 本籍地、族稱、職業、氏名、生年月日、現住所、印章等ニ異動ヲ生シタルトキハ保證人若クハ代理保證人ト連署シ左ノ書式ニ依リ届出ツベシ

止宿所(氏名)

用紙ハ半紙

異動届	當市何町何誰方止宿ノ處何町何番 屋敷職業何誰方へ止宿
一、異動ノ事由	
一、異動ノ時	大正 年 月 日
右御届仕候也	
年月日	第何學年何組 何 誰 印

學校宛	保證人 何 誰 印
-----	--------------

○ 注 意

- 一、止宿所變更ノトキハ止宿所主保證人トノ連署シタル誓約書ヲ要ス
- 一、止宿所異動届ハ前項ノ誓約書ト同時ニ差出スコトヲ要ス
- 一、戶籍ニ關スル異動即チ本籍地、族稱氏名、生年月日、戶主トノ續柄等ノ變更届書ニハ戶籍抄本ヲ添ユルコトヲ要ス

第四十四條 疾病其他已ムコトヲ得ザル事故ニ因リテ關席、遲刻スルトキハ通知簿ニ記載シ當日又ハ翌日父兄保證人ノ捺印ヲ受ケテ届出テ病氣關席七日以上ニ達スルトキハ醫師ノ診斷書ヲ添フヘシ

第四十五條 生徒又ハ生徒ト同居スル者及隣家ニ傳染病患者發生シタルトキハ速ニ届出テ指揮ヲ受クベシ

第四十六條 疾病ノ爲メ一ヶ月以上引續キ休學セントスルトキハ左式ノ願書ニ醫師ノ診斷書ヲ添ヘテ差出シ許可ヲ受クベシ



休學願 (半紙)

私儀何々ノ疾病ニ依リ何月何日ヨリ何月何日マテ休學致度候ニ付御許可相成度別紙  
醫師診斷書ヲ添ヘ相願候也

何學年何組生徒

某印

何

何郡(市)何町(村)何番地

右何某ノ父兄

保證人 何

某印

學校長何某殿

第四十七條 疾病ノ故ニアラスシテ一ヶ月以上休學セントスルトキハ其特別ノ事由ヲ詳記シ前

條ニ準シテ許可ヲ受クルヲ要ス

第四十八條 在學又ハ修了證明書ヲ要スルトキハ庶務部ニ請求スヘシ

第四十九條 旅行又ハ團體ヲ以テ遠足セントスルトキハ其目的地方、期日、氏名等ヲ申出テ許可

ヲ受クベシ

第五十條 學校以外ニ於テ學習セントスルキハ其學科名學習ノ場所等ヲ申出テ許可ヲ受クベシ

第五十一條 凡テ願書ハ學校長宛屆書ハ學校宛トス  
第五十二條 寄宿舍生徒ノ願届ハ舍監ヲ經由スベシ

風紀

第五十三條 金錢、用具等ヲ貸借スベカラズ

第五十四條 風教ニ害アル場所ニ立寄り及夜間故ナシテ外出スベカラズ

第五十五條 許可ヲ經ズシテ集會ニ參列出演シ又ハ金錢物品ヲ募集スベカラズ

第五十六條 記名ト匿名トチ問ハズ許可ヲ經ズシテ新聞、雜誌類ヲ發行シ又ハ投書等ヲナスベ

カラズ

第五十七條 道路ハ左側ヲ通行シ放吟、惡戲等ノコトアルベカラズ

第五十八條 許可ヲ經ズシテ校外生ト劍道、柔道、野球、競漕等ノ競技ヲ爲スベカラズ

第五十九條 學校ノ内外ヲ問ハズ他人ニ對シ野卑粗暴ノ言動アルベカラズ

級長

第六十條 級長副級長ハ學校ノ命令、示達、教員ノ指示ヲ傳達實行シ生徒ノ整列、引率ヲ爲シ  
及ヒ其組全般ノ風紀ヲ維持スルモノトス

第六十一條 級長副級長ハ其生徒ノ中命令、示達ニ遵ハザルモノ又ハ其指揮ニ反抗スルモノア

ルトキハ之ヲ擔當ニ申告シ其指揮ヲ受クベシ

雜 則

第六十二條 定期又ハ臨時ニ服裝、教科用書、雜記帳其他携帶品ノ點檢ヲ受クベシ

第六十三條 命令、示達、授業時間變更等ニ注意シ遺漏ナキヲ期スベシ

第六十四條 校内揭示場ニ廣告セントスルトキハ豫メ文案ヲ認メ同志會ニ係ルモノハ部長其他ノ事項ハ常任監督ニ届出ツマシ

第六十五條 前條ノ許可ヲ得タルトキハ更ニ他ノ紙面ニ認メ部長又ハ常任監督ノ檢閲ヲ受ケ其指揮ニヨリ之ヲ揭示場ニ掲ゲ其期間ハ一週間以内トス

第六十六條 許可ヲ受ケズシテ校外ニ出ヅベカラズ

第六十七條 一身上ノ事件ニ關シテハ職員ニ隔意ナク協議シ其指示ヲ受クベシ

第六十八條 通學生徒ハ寄宿舍賄所又ハ商店ヨリ辨當ヲ取り寄スルコトヲ得ズ

第六十九條 通學生徒ハ其宿所ノ入口ニ於テ最モ認メ易キ箇所ニ學校所定ノ標札「中某」ト記セ

ルモノヲ掲グベシ但自宅ハ朱色下宿ハ黑色トス

第七十條 雨傘ハ無地ノ番傘ヲ用ヒ黒漆ニテ内外ニ姓名ヲ大書スベシ

第七十一條 教科書用以外ノ讀物ニ就テハ豫メ教師ノ指示ヲ受クベシ

第七十二條 授業料同志會費等ハ指定ノ期日迄ニ遲滯ナク納付スベシ

第七十三條 職員及其家族死亡シタルトキハ學校ノ指示ニヨリ會葬スベシ

第七十四條 同學生徒ノ死亡ニ際シテハ學校ノ命ニヨリ其總代ヲ會葬者トシ悼意ヲ表スベシ

第七十五條 學校又ハ其附近ニ變災アルトキハ直チニ昇校シ職員ノ指揮ヲ待ツマシ

父兄、保證人心得 明治四十三年三月制定

一、父兄、保證人ハ學校ノ目的主旨ヲ理會シ、學校規則、生徒心得、通知簿其他ノ規定、達

示ニ注意シ、其保護監督ヲ完フセラルヘシ

一、生徒ノ缺席、遅刻、其他ノ届出ニハ通知簿印鑑ニ捺用シタル印章ヲ用ヒ、若シ他ノ印章

ヲ用フルトキハ其理由ヲ學校ニ届出テラルヘシ

一、保證人及代理保證人本籍地、族稱、職業、氏名、印章等ニ異動ヲ生シタルトキ又ハ死亡

シタルトキハ左ノ書式ニ依リ直ニ學校ニ届出テラルベシ

用紙ハ半紙

保證人(代理證人)異動(設定)届

一、事 由 保證人變更

一、事由ヲ生シタル時 大正 年 月 日

右御届仕候也

第何學年何組何誰

舊保證人 何

誰 印

住所 族稱 職業

新保證人 何

誰 印

年月日

生年月日

學校宛

○注意

- 一、保證人變更ノ時ハ新舊保證人ノ連署ヲ要ス
- 一、代理保證人ヲ設定シタル時ハ保證人ノ連署ヲ要ス
- 一、代理保證人ヲ變更シタル時ハ新舊代理保證人及保證人ノ連署ヲ要ス
- 一、遠隔ノ地ニ居住シ又ハ病氣、旅行等三十日間以上ニ亘ルトキハ代理人ヲ定メ連署ノ上學校ニ届出デ其承認ヲ受ケラルベシ
- 一、學校ヨリ出頭ヲ求メタルトキハ其指定ノ日時ニ必ず出校セラルベシ
- 一、生徒學業ノ勤怠、操行ノ良否、交際ノ情況、健康ノ狀態、學資ノ多寡、課外ノ書籍、雜誌等ニ注意シ、通知簿又ハ其他ノ方法ニ依リテ學校ノ參考ニ資シ必要ト認メタルトキハ速

カニ學校ニ報告セラルヘシ又學校職員訪問ノ節ニハ此等ノ事項ニ就キテハ隔意無ク談話セラルヘシ

一、修學旅行、水泳其他學校ノ計畫ニ就キテハ進テ之ヲ贊助シ、訓育上完全周到ナル効果ヲ期セラルベシ

一、學校ニ於テ開設スル父兄會展覽會等ニカメテ出席シ又時々出頭シテ生徒修學ノ狀況ヲ問合サルベシ

一、授業料其他學校ニ於テ徵集スル費用ハ所定ノ期日迄ニ遲滞ナク納付ノ責ヲ盡サルベシ

一、寄宿舎ニ入りタル生徒ノ父兄保證人ハ此心得ニ記シタル條項ノ外更ニ寄宿舎細則ヲ熟知シ其責ヲ盡サルベシ

其他補習科細則ヲ始メ學校ニ於テ規定セル内規左ノ如シ

補習科細則

第一條 補習科ノ學科目ハ國語及漢文、英語、數學ノ三科トス但時宜ニヨリテ他學科ヲ加フルコトアルヘシ

第二條 授業時間ノ配當ハ學校長之ヲ定ム

第三條 本校卒業後引續キ補習科ニ在學セントスル者ハ卒業證書受領前ニ入學願書ヲ差出スヘ

第四條 補習科生徒ハ入學ノ始將來ノ志望ヲ届出ヅベシ

第五條 補習科生徒ハ本校生徒心得ヲ遵守スヘキハ勿論左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ除名ス

一、無届缺席一週間以上ニ渉ル者

二、缺席一ヶ月以上ニ渉ル者

三、出席常ナラサル者

第六條 此細則ニ於テ規定ナキモノハ本校細則ヲ準用ス

儀式規程

第一條 本校ニ於テ舉行スヘキ儀式ハ新年拜賀式、旅順開城記念式(一月十三日)、紀元節、創立記念式(二月十八日)、陸軍記念式(三月十日)、卒業證書授與式、入學式 皇太子殿下行啓記念式(四月十五日)、海軍記念式(五月廿七日)、戊申詔書奉讀式(十月十三日)、天長節、各學期終始業式職員ノ送迎式トシ所定ノ順序ニヨリ講堂ニ於テ之ヲ行フ

第二條 式場ニ列スル前學級擔當ハ生徒ノ出席及服裝ヲ調査シ雨天ノトキハ講堂上リ口ニ於テ特ニ注意シテ靴ヲ拭ハシムルモノトス

第三條 式場ニ生徒ヲ整列セシムルハ体操科教員主トシテ之ニ當リ常任監督學級擔當ト協力シ

テ順次着席セシムルモノトス

第四條 体操科教員ハ小使ヲ以テ各教室擔當教員ニ引率ノ順序ヲ通知スルモノトス

第五條 前條ノ通知アリタルトキ學級擔當ハ其組生徒ヲ式場ニ引率シ体操科教員ヲ助ケテ生徒ヲ着席セシメ式了ラハ順次生徒ヲ引率シ整列場ニテ解散セシムヘシ

第六條 職員ハ式場ノ東西兩側ニ分レ特ニ學級擔當ハ其擔當セル生徒ノ位置ニ伴ヒ順ニ着席シ東側ノ首位ヲ學校長ノ席トス若シ來賓アリタルトキハ東側ヲ以テ之ニ充テ職員ハ凡テ西側ニ列席スベシ

第七條 儀式ノ次第ハ揭示ヲ以テ之ヲ知ラシメ敬禮ハ樂器又ハ號令ニヨリテ之ヲ行フ

第八條 職員ハ第九條第十條第十一條第十二條ノ儀式ニハ「フロックコート」軍服又ハ羽織(無地紋付)袴ヲ着用スベシ

第九條 新年拜賀式、紀元節、天長節ニ於ケル儀式ノ次第ハ左ノ如シ

一、職員生徒着席

二、一同敬禮

三、御眞影奉開

四、唱 歌 (君ガ代二唱)

此間一同起立低頭

此間一同起立

六五三

五、學校長左ノ賀辭ヲ上ル

此間一同最敬禮

德島縣立德島中學校職員生徒一同謹ミテ新年(紀元節天長節)ヲ賀シ奉ル

六、勅語奉讀

此間一同起立低頭

七、御眞影奉閉

同

八、學校長訓示

九、一同敬禮

十、勅語謄本奉移

一同起立

十一、順次退席

第十條 旅順開城紀念式ニ於ケル儀式ノ次第ハ左ノ如シ

一、職員生徒着席

二、來賓着席

三、一同敬禮

四、御眞影奉閉

此間一同起立低頭

五、唱

歌 (君ガ代ニ唱)

此間一同起立

六、勅語奉讀

此間一同起立低頭

七、御眞影奉閉

同

八、學校長式辭

九、旅順戰鬪講話 (時ニ省クコトアリ)

十、一同敬禮

十一、學校長來賓へ謝辭

十二、勅語謄本奉移

一同起立

十三、順次退席

第十一條 創立記念式ニ於ケル儀式ノ次第ハ左ノ如シ

一、職員生徒着席

二、卒業生着席

三、來賓着席

四、一同敬禮

五、唱

歌 (君ガ代ニ唱)

此間一同起立

六、勅語奉讀

此間一同起立低頭

七、學校長式辭

- 八、來賓祝辭
- 九、卒業生總代祝辭
- 十、生徒總代祝辭
- 十一、一同敬禮
- 十二、學校長來賓へ謝辭
- 十三、勅語謄本奉移
- 十四、順次退席
- 第十二條 卒業證書授與式ニ於ケル儀式ノ次第ハ左ノ如シ
  - 一、生徒着席
  - 二、卒業生父兄保證人着席
  - 三、職員着席
  - 四、來賓着席
  - 五、一同敬禮
  - 六、唱歌 (君ガ代ニ唱)
  - 七、勅語奉讀

生徒起立

一同起立

此間一同起立

此間一同起立低頭

- 八、卒業證書授與
- 九、褒賞授與
- 十、學校長告辭
- 十一、知事告辭
- 十二、來賓祝辭
- 十三、生徒總代祝辭
- 十四、卒業生總代答辭
- 十五、一同敬禮
- 十六、學校長來賓へ謝辭
- 十七、勅語謄本奉移
- 十八、順次退席
- 第十三條 入學式ニ於ケル儀式ノ次第ハ左ノ如シ
  - 一、入學生及父兄保證人着席
  - 二、職員着席
  - 三、一同敬禮

職員生徒起立

生徒起立

卒業生起立

一同起立

- 四、學校長訓示
- 五、入學生總代誓詞朗讀
- 六、父兄保證人總代挨拶
- 七、一同敬禮
- 八、順次退席

第十四條 各學期ノ終始業式ニ於ケル儀式ノ次第ハ左ノ如シ

- 一、職員生徒着席
- 二、一同敬禮
- 三、學校長訓示
- 四、一同敬禮
- 五、順次退席

第十五條 皇太子殿下行啓記念式ニ於ケル儀式ノ次第左ノ如シ

- 一、職員生徒着席
- 二、一同敬禮
- 三、御肖像奉開

此間一同起立低頭

- 四、御肖像奉拜 一同最敬禮
- 五、唱 歌 (君ガ代ニ唱) 此間一同起立
- 六、勅語奉讀 一同起立低頭
- 七、御肖像奉閉 此間一同起立低頭
- 八、學校長訓示
- 九、一同敬禮
- 十、勅語謄本奉移 一同起立
- 十一、順次退席

第十六條 陸海軍記念式ニ於ケル儀式ノ次第左ノ如シ

- 一、職員生徒着席
- 二、一同敬禮
- 三、唱 歌 (君ガ代ニ唱) 此間一同起立
- 四、平和克復詔勅奉讀 一同起立低頭
- 五、學校長式辭
- 六、講話

- 七、一同敬禮
- 八、順次退席

第十七條 職員送迎ニ於ケル儀式ノ次第ハ左ノ如シ

但時宜ニヨリ省略スルコトアルベシ

- 一、職員生徒着席
- 二、一同敬禮
- 三、新任又ハ退任職員紹介
- 四、生徒總代挨拶（送別式ニ限ル）
- 五、一同敬禮
- 六、順次退席

職員會規程

- 第一條 教務ニ關スル事項ヲ整理改善シ若クハ學校長ノ諮問ニ應ゼンタメ職員會ヲ開ク
- 第二條 職員會ハ教員及事務員ヨリ成立シ學校長之ヲ統理ス
- 第三條 職員會ハ毎月一回開會ス但必要アルトキハ臨時之ヲ開クコトアルベシ
- 第四條 議案ハ學校長又ハ職員ヨリ提出シ其ノ職員ヨリ提出スルモノハ豫メ書面ヲ以テ學校長

ニ申出テ其承認ヲ受クベシ

- 第五條 議事ハ多數決ニ依ラズシテ學校長ノ決裁ニ依ル
- 第六條 議事ノ經過及結果ハ教務係ニ於テ其大要ヲ記錄シ議事了ラバ之ヲ朗讀シ職員ハ其要點ヲ手帖ニ認メ職務ノ遂行ニ遺漏ナカラシムベシ
- 第七條 會議ニ缺席シタル職員ハ爾後速ニ教務係ニ就キ當日會議ノ事項ヲ詳知スベキモノトス
- 第八條 會議ノ事項及狀況ハ一切之ヲ他ニ漏洩スベカラズ

教員協議會規程

（明治四十年六月）

- 第一條 訓育方法教授法及管理法ヲ研究スル目的ヲ以テ本會ヲ設ク
- 第二條 本會ヲ分チテ操行調査會、學科會、全科會、教材打合せ、學科主任會ノ五トス
- 第三條 操行調査會ハ學年別ニ學年始及必要アル際ニ之ヲ開キ舊學級擔當新學年授業擔任教員及學級擔當出席シ生徒操行ニ關スル調査研究ヲ爲サシム
- 第四條 學科會ハ當該學科教授及管理ノ統一ト改良トヲ圖ルヲ目的トシ左ノ期日ニ之ヲ開ク

- 一、國語及漢文科 每週火曜日
- 一、英語科 每週木曜日
- 一、歷史地理科 第一學期二回第二學期一回



一、數 學 科

每週木曜日

一、博物、物理及化學科

第一、二學期各一回

一、其他ノ學科ハ不定期トス

但シ必要アル場合ニハ學校長ノ許可ヲ受ケ臨時開會シ若シクハ二三學科聯合會ヲ開クコトアルベシ

第五條 各學科共擔任教員上席者ヲ學科主任トシテ該學科ノ統一ト學科會ノ整理トヲナサシム

第六條 學科會ニハ他學科教員出席シ且意見ヲ陳述スルコトヲ得

第七條 學科會ニ於テ研究セル事項ニシテ他學科ト關聯スルモノハ其ノ科主任ニ打合せ若シクハ全科會ニ提出スルコトヲ要ス

第八條 全科會ハ教育學、學理ノ研究ト教授法及管理法ノ改良及諸學科教員ノ關聯及職員各自

ニ閱讀シタル書籍ノ内容ヲ紹介シテ新智識ノ交換トヲ圖ル目的ヲ以テ毎月第二、第四水曜日

之ヲ開キ學校長之ヲ司會ス

第九條 教材打合會ハ各學科ノ教材ヲ調査シ其ノ連絡ヲ計ルヲ目的トシテ毎月一回之ヲ開ク

第十條 學科主任會ハ教授上ノ考案及ビ統一ヲ計ルヲメ時々此ノ會ヲ開ク

第十一條 豫メ次會ニ於ケル研究題目ヲ定メ又ハ某科ヲ指定シ該科教員ヲ參觀シ置キ互ニ意見

ヲ交換スルコトアルベシ

第十二條 教員ハ職務ヲ差繰リ本校ノ教員相互若クハ他ノ中小學校ノ教授ヲ參觀シ意見ヲ交換

シ相互ノ研究ニ資スベシ

第十三條 研究要項ハ之ヲ記録シ教務主任ヲ經テ學校長ニ提出スルコトヲ要ス

第十四條 全科會、教材打合會、學科主任會錄ハ教務主任之ヲ取扱ヒ學科會錄ハ學科主任之ヲ取扱フ

教室管理規程

第一條 教員ハ教室内ノ靜謐秩序ヲ保持シ生徒ヲシテ完全ニ教授及訓練ノ效果ヲ受ケシムベシ

第二條 教室内ニ於ケル生徒ノ席次ハ身長順ニ依ル

第三條 教員ハ第二號鐘前マデニ出席簿ヲ取り置キ時至ラバ疾歩シテ所定ノ場所ニ至リ級長ヲ

シテ全級生ヲ引率セシメ自己ハ列後ニ附キテ教室ニ入ルベシ但物別教室ニ於テハ教室前ニ整列セシメ始業時前ニ入ラシムルコトアルベシ

第四條 每授業時ノ終始ニハ必ず敬禮ヲ行ハシムベシ敬禮ノ方法ハ級長ノ號令ニテ生徒各自ノ

机ノ右側ニ起立敬禮セシムベキモノトス但教室ノ都合ニ依リ右側ニ出ヅル能ハザル生徒ハ其儘直立シテ敬禮セシムベシ

第五條 授業前禮ヲ終リタル後直ニ生徒ノ出席簿ヲ調査シ規定ノ符號及學科、受持教員ノ氏名ヲ出席簿ノ相當欄内ニ記入スベシ但生徒ノ氏名ハ呼棄トス

第六條 始業ノ際、敬禮終リタル後教室内ニ入り來リタル生徒ハ遅刻トシ又授業開始後二十分ヲ經過シテ教室内ニ入り來リタル生徒ハ缺席トシ何レモ教員ノ指揮ヲ待テ後着席受業セシムルモノトス

第七條 生徒應答質問ノ際ハ必ズ机ノ右側ニ出デ、直立シ用終ラハ舊位置ニ復スルモノトス但教室ノ都合ニヨリ右側ニ出ツル能ハザルトキハ其儘直立シテ用辨セシムベシ

第八條 生徒讀書ノ際、他生徒ニハ可成机上ニ於テ書ヲ斜ニ保持セシムヘシ

第九條 生徒發言セントスルトキハ先ヅ右手ヲ舉ゲテ教員ノ許可ヲ請ハシメ然ル後机ノ右側ニ

出テ、發言セシムヘシ

第十條 生徒ヲシテ机上ノ書物、器具等ヲ整ヘ置カシムベシ

第十一條 生徒用机ニハ名票ヲ貼附シ妄リニ所定ノ場所ヲ變更セサラシムベシ

第十二條 教室内ニ於テハ物品ノ貸借ヲ許サズ若シ教科書其他用具ヲ忘レ來リタルトキハ訓戒ノ上授業ヲ受ケシメ出席簿ニ「忘」字ヲ記入スベシ

第十三條 教室内ノ非行者ニ對シテハ即時若クハ業ヲ終リタル後適當ノ處分ヲナシ出席簿ニ

「戒」字ヲ記入スベシ

第十四條 參觀人教室ニ入り來リタルトキハ特ニ學校長ノ示達アルニ非ラザレハ敬禮ヲ行ハシメズ

第十五條 退室ノ際ハ戸口ニ近キ列ヨリ順次二列ニテ退室シ教員ハ列後ニ附キテ所定ノ場所ニ至リ級長ノ號令ニテ解散セシムベシ

第十六條 教員ハ退出ノ際、黑板ヲ清拭シ白墨ノ片屑ヲ遺サ、ル様注意スベシ

第十七條 物理、化學、博物、圖書ヲ擔任スル教員ハ其器械、藥品、標本、模型等ヲ保管シ及此等ノ教授ヲ準備スベキ室ノ中ニ各一定ノ詰所ヲ設ケ平常自ラ其保管物品ノ整理、教授ニ必要ナル器具ノ調製及實驗、製作等ノ準備ニ從事スベキモノトス

武道科規定

(明治三十年四月制定)

第一條 當校生徒ヲシテ本縣中學校規則ニ依リ劍道、柔道ノ中其一科ヲ擇ビ武道ヲ練習セシム

第二條 第四、五學年ハ每週三時第二、三學年ハ每週二時トシ第一學年ニハ當分之課セズ

第三條 劍道、柔道ノ各科ニ主任監督一名、世話係各學級二名宛ヲ置ク其任命及職掌左ノ如シ

一、主任監督ハ當校職員中ヨリ學校長之ヲ命ス其任期ハ一學年トス世話係ハ各學級生徒ヨリ互選シ學校長之ヲ命ス其任期ハ一學年トス

二、主任監督ハ當該科ノ統一及進歩ヲ圖リ武道教師ト協議シ科ニ屬スル物品ノ保管、帳簿ノ整理其他ノ事務ヲ掌理ス

三、世話係ハ監督ノ命ヲ受ケ其科ニ屬スル物品ノ保管、帳簿ノ整理其他ノ事務ヲ助ク

第四條 教員交番ノ以テ武道當番監督ニ當リ左ノ事務ヲ行フ

一、武道當番監督ハ生徒ノ出缺ヲ調査シ且武道教師ト協議シ道場ノ整理、生徒ノ監督ヲ爲ス

コト

二、武道當番監督ハ課業ノ終ニ於テ道具ノ整理方ヲ檢閲シ生徒ノ出缺ハ之ヲ組出席簿ニ移記

スル事

第五條 武道科ハ科員ノ技術ニ從ヒ七階級ニ區別ス

第六條 學校長ハ生徒中技術アルモノニ武道教師補助ヲ命シ武道ノ練習ヲ助ケシム

第七條 各科ニ屬スル稽古道具ハ生徒各自ノ所有物タルヘシ但備置キノ劍道道具柔道衣ハ之ヲ

貸與使用セシム

第八條 武道ニ屬スル道具ハ鄭重ニ之ヲ取扱ヒ退場ノ際武道教師又ハ監督ノ檢閲ヲ經テ所定ノ

場所ニ整ヘ置クヘキモノトス

第九條 武道課業ノ際ハ禮儀ヲ重シシ卑劣粗暴等凡テ武道ノ精神ニ悖ル行爲アルヘカラス

第十條 武道獎勵ノ爲メ毎學年一回大會ヲ開キ又時々適當ナル時ニ於テ小會ヲ開ク

第十一條 劍道、柔道各科ニ必用ナル經費ハ同志會ニ於ケル豫算内ニ於テ之ヲ支辨ス但收支ハ

學校長ノ認許ヲ受ケ同志會理事ノ職ヲ執ル當校書記之ヲ取扱フ

第十二條 學校ノ許可ヲ受ケ學校ノ休業期間ニ於テ武道ヲ練習スルコトヲ得

第十三條 學校ノ許可ナクシテ他學校生徒又ハ演武者ト試合競技ヲ爲スヘカラス

第十四條 本規程ニ明文ナキモノハ學校長ノ指示ニ依ル

生徒人物考查規程

(大正三年三月改正)

一、性質品行等ニツキテハ成ルベク長所短所ヲ併舉スベシ

二、本表中當人ニ適切ナル用語ナキトキハ別ニ之ヲ補フヲ妨ケズ

三、第四學年以下ハ同學年擔當合議シテ第五學年ニアリテハ教員會ノ決定ヲ經ベキモノトス

四、考查事項及用語例左ノ如シ

(一) 性 質

温和、柔和、温厚、温順、寬厚、大量、恭謹、謹默、質樸、質直、真率、沈着、沈重、篤實、着實、誠實、忠實、信實、確實、親切、淡泊、洒落、無邪、氣活潑、快活、爽快、剛直、正直、率直、大膽、剛毅、沈勇、堅忍、嚴正、武骨、果決、機敏、銳敏。

敏捷。伶俐。頓智。穎悟。領悟。綿密。意志強固。才氣英發。輕浮。慄慄。粗野。粗魯。野鄙。輕躁。柔弱。柔佞。因循。卑怯。小量。小膽。遲鈍。遲緩。卑屈。迂拙。沈鬱。陰狡。倨傲。剛情。放肆。偏屈。淺狹。頑固。粗大。性急。辯佞。無作法。態度奧ユカシ。從容迫ラザル風アリ。注意深シ。人品高シ。小事ニ拘ラズ。威重アリ。禮儀正シ。同情厚シ。公共心ニ富ム。義侠心アリ。魂氣強シ。我慢強シ。容色愛嬌アリ。氣概アリ。才幹アリ。膽力アリ。獨立ノ氣象アリ。統理ノ才アリ。整頓ヲ好ム。規律ヲ守ル。善ク約ヲ守ル。辯才アリ。世才アリ。立廻リ巧者ナリ。友誼ニ厚シ。交際ヲ好ム。周旋ヲ好ム。疑深シ。激シ易シ。小才子ノ風アリ。意地悪シ。反抗ノ態度アリ。責任ヲ重ンゼズ。心術深險ナリ。嫉妬心アリ。過失ヲ飾ル風アリ。

外見ヲ飾ル風アリ。

理窟ヲ好ム。

巧辯ヲ弄ス。

狎レ易シ。

媚ヲ容ル、風アリ。

心配性ナリ。

自負心強シ。

自ラ檢束スル力ニ乏シ。

笑ヒ易シ。

滑稽ヲ好ム。

自暴自棄ノ風アリ。

泣ク癖アリ。

柔和ナレドモ規律ヲ守ラズ。一時熱中スレドモ永續セズ。何トナク人ニ嫌ハル、風アリ。

運動ヲ好ム。

運動ヲ厭フ。

何ノ運動ニ長ス。

(二) 品行 (特徴ナキモノハ普通トス以下之ニ準ス)

方正。謹直。篤敬。謙讓。端正。節儉。勤勉。熱心。放縱。不規律。苟且。傲慢。

蒼澤。野卑。輕躁。粗暴。懶惰。

(三) 舉動

靜肅。沈著。慎重。活潑。整齊。嚴正。輕卒。遲緩。輕捷。

(四) 言語

明瞭。明快。明確。流暢。機辯。詭辯。訥辯。吃音。早口。寡言。多辯。高調。低聲。

野鄙。晦澁。柔佞。

(五) 體質

長大。矮小。強健。薄弱。多病。近眼。  
何病ニ罹リタリ。 何ノ持病アリ。

成績考查及試験方法規程 (明治四十三年一月改定)

第一條 左ノ學科目ハ評点一學科目百点トス

修身、歴史、地理、博物、物理、化學、圖畫、唱歌、體操

第二條 左ノ各學科目ハ評点一分科目ヲ以テ百点トス

國語及漢文科ノ分科目

第一、二學年 第三學年 第四學年 第五學年

第一講 讀 講 讀 國語講讀 同上及國文學史

第二作 文 文法作文 漢文講讀 同上

第三習 字 習 字 文法及作文 作文

第三學年以下ニアリテハ學校長ノ見込ニ依リ便宜第一國語講讀、第二漢文講讀、第三作文(第二學年以下)文法及作文(第三學年)第四習字ノ四分科トスルコトアルヘシ

英語科ノ分科目

第一學年 第二學年 第三、四、五學年

第一 發音、讀方、譯解 讀方、譯解 同上

第二 綴字、話方、書取、習字 話方、書取、作文 話方、書取

第三 數學科ノ分科目 文法、作文

算術、代數、幾何、三角法

第三條 操行ハ甲、乙、丙、丁ノ四種ニ別テ丙以上ニ當ルモノヲ及第トシ丁ニ當ルモノヲ落第トス

第四條 操行査定ハ每學期學年末學級擔當教員ノ原案ニ基キ職員全牀ノ協議ヲ經テ學校長之ヲ決裁ス

第五條 操行ヲ査定スルニハ生徒トシテ學校ノ指示命令ヲ守リ其本分ヲ盡シタルヤ否ヤト其平常ノ品性行狀トヲ審按シ並ニ其他ノ條件ヲ參酌シ優等ナルヲ甲トシ尋常ナルヲ乙トシ劣等ナルヲ丙トシ最劣等ナルヲ丁トス

第六條 賞罰、學科ニ於ケル事故ノ多少出缺ノ如何等ハ操行査定ノ資料ニ供スルモノトス

第七條 學校又ハ學校附屬ノ團體(同志會其他)ノ役員ニハ單ニ技能ニノミ依ラス學業及性行等ヲ參酌スルモノトス

第八條 生徒ノ學科成績ハ平素ノ學業及定期ノ試験成績ヲ考查シテ之ヲ定ム  
 定期試験ハ特定ノ學科ヲ除キ全學科ニ涉リ第一第二學期ニハ各二回、第三學期ニハ一回各學  
 年同時ニ之ヲ行フモノトシ第一第二學期末ニ行フモノヲ學期試験第三學期末ニ行フモノヲ學  
 年試験其他ノモノヲ定期試問ト稱ス

第九條 成績點ハ日課點定期試問點、學期試驗點、學年試驗點ヨリ左式ニ從ヒ算出ス  
 前項日課點トハ每授業時ニ於ケル平常點及復習考查點ヨリ算出シタルモノヲ云フ  
 復習考查ハ約二週間毎ニ英語、國語、漢文、數學科ニ限リ之ヲ行フ

$$\left. \begin{array}{l} \text{第一學期} \\ \text{第二學期} \\ \text{第三學期} \end{array} \right\} \text{學期試驗點} + \text{日課點} = \frac{1}{2} \left\{ \begin{array}{l} \text{學期試驗點} \\ \text{定期試問點} \\ \text{日課點} \end{array} \right. + \text{日課點}$$

$$\left. \begin{array}{l} \text{第一學期} \\ \text{第二學期} \\ \text{第三學期} \end{array} \right\} \text{學年試驗點} + \text{日課點} = \frac{1}{2} \left\{ \begin{array}{l} \text{學年試驗點} \\ \text{日課點} \end{array} \right. + \text{日課點}$$

$$\left. \begin{array}{l} \text{第一學期} \\ \text{第二學期} \\ \text{第三學期} \end{array} \right\} \text{學得點} = \frac{1}{3} \left( \text{第一學期} + \text{第二學期} + \text{第三學期} \right) \text{學得點}$$

第十一條 日課點、定期試問點、學期試驗點、學年試驗點ノ内孰レカチ缺キタルトキハ左ノ算  
 法ニ從ヒ見込點ヲ與フルモノトス

但服忌ノタメ試験チ缺キタル者ハ當該試験チ免除シ實際受験チナシタル點數ノミチ平均シ  
 テ得點チ算出ス

見込點算定法

- (イ) 前條第一、第二學期得點算出公式中試驗點合計ノ内ニテ孰レカ其一チ缺キタルトキハ他  
 ノモノニ0.65チ乘シテ得タル點數ヲ以テ之ニ充ツ
- (ロ) 若シ某學期試驗點合計カ或ハ日課點カ孰レカ全ク無キトキハ學年末ニ至リ他ノ二個學期  
 ノ試驗點カ或ハ日課點カノ合計チ二分シタルモノニ0.65チ乘シタル積ヲ以テ之ニ充ツ  
 若シ二個學期試驗點合計カ或ハ日課點カ孰レカ全ク無キトキハ他ノ一學期ノ試驗點カ或ハ  
 日課點ニ0.65チ乘シタル積ト0.65チ乘シタル積トヲ以テ之ニ充ツ
- (ハ) 若シ又學期得點全部ナキハ學年末ニ至リ他ノ學期得點チ基トシロニ準據シテ見込點チ  
 算出ス

第十二條 轉校者ハ前ノ學校ノ成績ヲ充ツ若シ之レ無キトキハ本校ノ成績ノミチ以テ之ヲ定ム  
 第十三條 國語ノ内作文、習字、英語ノ内讀方、習字、會話書取、自在書、唱歌、躰操ハ日課  
 點ノミチ以テ成績ヲ考查シ其他ノ學科ハ試験チ以テ之ヲ定ム  
 但シ用器書ハ定期試問チ行ハズ

第十四條 日課点ヲ得ルニ困難ナルモノハ其日課点ハ單ニ參考ニ資スルニ止ム

此ノ類ニ屬セシムベキ學科ハ修身、英語ノ内文法、地理、歴史、博物及用器畫トス

第十五條 定期試験及學期試験ハ其學期內ニ授ケタル部分ニ就キテ之ヲ行ヒ學年試験ハ其學年內ニ授ケタルモノニ就キテ之ヲ行フ

第十六條 定期試験ニハ左ノ學科ハ同時間內ニ之ヲ行フ

學年	同時間內ニ施行スベキ學科名
第五學年	三角、代數 國語 解釋 文法 英語二種讀本ノ解釋 英語、文法、作文
第四學年	同
第三學年	同
第二學年	同
第一學年	同

第十七條 定期試験問題ハ施行當日ヨリ起算シ三日前ニ所定ノ用紙ニ記入シ學科主任及教務部長ヲ經テ學校長ニ差出スヲ要ス

第十八條 定期試験問題ヲ生徒ニ示スニハ黑板ヲ用ヒス騰寫版ニ付スルカ或ハ大幅西洋紙ニ記載スベシ

第十九條 定期試験ノ採點ハ施行當日ヨリ一週間以內ニ整理シ所定ノ用紙ニ記入シ教務部長ニ提出スヘシ學期、學年試験ノ採點期日ハ隨時之ヲ定ム

第二十條 生徒成績ノ席次ハ總点数ノ高キモノヨリシ同点者ハ同番トス

第二十一條 見込点ヲ與ヘタル學科點ハ特ニ朱記スヘシ

第二十二條 試験ノ答案ハ調査終了後直チニ教務部長ニ差出スヘシ

第二十三條 及落判定ハ學年成績点ニヨリテ之ヲ定メ平均点六十点以上ニシテ各科目五十点以上操作丙以上ノモノヲ以テ及第トシ其他ヲ落第トス

但シ一學年間闕席日數授業日數ノ二分ノ一ニ及フモノハ進級セシメサルモノトス

第二十四條 學年成績ニ於テ各科目七十点以上合約点八十五点以上ヲ得且操作ニ於テ甲ヲ得タル者ヲ優等トス

第二十五條 一學年間闕席、遲刻、缺課、早退全ク無キ者ハ學業及操作ヲ斟酌シテ之ヲ精勤者トス

第二十六條 引續キ同學年ニ留マルコト二回ニシテ成業ノ見込ナシト認ムルモノハ退學ヲ命ス

第二十七條 學級擔當教員ハ學期毎ニ其學級ノ成績表ヲ教務部長ニ差出スヘシ

第二十八條 學年末總テノ調査終了後其成績表ハ之ヲ教務部長ニ差出スヘシ

第二十九條 學級擔當教員ハ學期、學年成績ヲ所定ノ方法ニ依リ保證人ニ送付スルモノトス  
但シ學期成績ハ甲、乙、丙、丁ノ評語ヲ以テシ學年成績ハ點數ヲ以テス

第三十條 點數ハ全校生徒ノ成績ヲ同時ニ發表シ如何ナル事情アリトモ其以前ニ示スヘカラス

第三十一條 成績考査ノ點數計算ハ百點法ニヨリ單位未滿ハ四捨五入トス

第三十二條 生徒ノ性行ニ關スル考査ハ生徒人物考査規定ニ依ルモノトス

第三十三條 入學試驗ニ關スル考査ハ入學試驗規程ニ依ルモノトス

第三十四條 其他試驗ニ關スルコトハ生徒心得第七章ニ依ルモノトス

入學試驗規程

第一條 入學試驗ヲ施行セントスルトキハ職員若干名ヲ以テ試驗委員トナシ各其事務ヲ分擔セ  
シム

第二條 入學試驗ニ於テ合格ヲ定ムルハ左ノ三項ニ據ル

但シ小學校長ノ推薦ニ依リ無試驗入學許可ノ者ト雖本條第一第二ノ検査ハ之ヲ行フ

第一 躰格検査 第二 身分考査 第三 學科試驗

第三條 躰格検査ハ本校醫左ノ事項ニ基キ查檢ヲ行フ但他ノ試驗委員補助スルコトアルヘシ

一、四肢運動 二、疾病 三、視力及眼疾

四、聽力及耳疾 五、言語 六、躰質

第四條 躰格検査ニ於テハ特ニ左ノ各項ニ注意スルモノトス

一、四肢ノ運動不完全ニシテ躰操科ヲ學習スルニ適セサルモノ

二、傳染性疾病ニ罹リ他へ傳染ノ恐れアルモノ

三、兩眼視力20以上ノモノ

四、聽力百サンチメートル以内ノ距離ニ於テ懷中時計ノ音ヲ聞クコト能ハサルモノ

五、吃音ノ甚シキモノ

六、躰格薄弱ナルモノ

第五條 身分考査ハ左ノ各項ニ就キテ之ヲ行フ

一、人 二、學資及目的 三、年齡

第六條 身分考査ニ於テハ特ニ左ノ各項ニ注意スルモノトス

一、人物考査ハ出身小學校長ヨリ送附スル調査書及直接本人ニ就キテ質問シ判定シタル性質

言語、學動等ヲ斟酌シテ之ヲ行フ

二、學資缺乏又ハ後來ノ目的不確實且不適當ト認ムルモノ

三、第一學年ニ入學セントスルモノ年齡滿十六年以上(第二學年以上之ニ準ス)ナルトキ



第七條 選拔試験ニ於テ入學ヲ許可スヘキモノハ學科成績、体格、身分考査等ヲ斟酌シテ之ヲ探定ス

第八條 中學校令施行規則第四十二條第一項ノ試験ハ國語、算術、日本歴史、日本地理ヲ各百點トシ一科目五十點以上平均六十點以上ヲ以テ合格トス

第九條 第二學年以上ニ入學セントスルモノ、試験科目及採點ハ徳島縣立中學校規則第十一條並ニ本校成績考査及試験方法規程ニ據リ其合格ヲ定ム

參觀人規程

第一條 參觀人ハ住所氏名ヲ記シタル名刺ヲ庶務部ニ差出シ參觀ノ許可ヲ受ケラルヘシ

第二條 參觀人ハ凡ヘテ學校職員ノ指揮ニ從ハルヘシ

第三條 參觀人ハ洋服若クハ羽織、袴ヲ着用セラルヘシ

但前項ノ規定ニ依リ難キトキハ許可ヲ受クヘシ

第四條 參觀人授業ヲ參觀スル場合ニ於テハ授業ノ妨トナラサル様注意アルヘシ

第五條 授業參觀ハ必ス教室内(体操科ニ於テハ運動場)一定ノ場所ニ於テセラルヘシ

第六條 痰唾ハ本校備付ノ唾壺ニ於テシ喫烟ハ所定ノ場所ニ於テセラルヘシ

第七條 參觀人ハ校舎内ニ於テ言語動作ヲ靜カニセラルヘシ

第八條 參觀人校務上ノ事ニ就キテ質問シタキコトアルトキハ教授上ノコトハ教務部ニ就キ庶務上ノコトハ庶務部ニ就キ各用辨セラルヘシ

第九條 參觀人ハ參觀名簿ニ其氏名、官職、業務又ハ住所ヲ記録セラルヘシ當校生徒ノ關係者ナルトキハ其續柄ヲモ記セラルヘシ

書籍商人校内販賣規程

(大正三年四月改正)

第一條 校内販賣ヲ許可セラレタル書籍商人ハ學校ヨリ指定セラレタル場所ヲ控所トシ其開閉及整理ハ商人自ラ之ヲ爲スヘシ

第二條 書籍商人ノ携帶セル物件及販賣品ノ代金ニ關シテハ學校ニ於テ其責任ヲ負ハサルモノトス

第三條 指定以外ノ場所ニ於テ販賣スヘカヲサルハ勿論生徒休憩所廊下等ニ出入スヘカラス

第四條 書籍商人ハ豫メ販賣目錄ヲ作り書名及代價ヲ記入シテ學校ニ差出シ現品ノ檢閲ヲ受クヘシ

第五條 書籍商人ハ教科書及學校ノ許可シタル書籍雜誌ノ外校内ニ於テ販賣スヘカラス

第六條 印刷物廣告用紙等ヲ生徒ニ配布セントスルトキハ其都度豫メ學校ノ指揮ヲ受クヘシ

第七條 生徒ニ對シ押賣ケ間敷コトアルヘカヲサルハ勿論凡テ現金ニアラサレハ販賣スヘカラス

第八條 寄宿舎内ニ關スルモノハ別ニ之ヲ定ム

第九條 本規程ニ違背シタルトキハ許可ヲ取消スヘシ

靴商校内修理規程

(大正三年四月改正)

第一條 校内修理ヲ許可セラレタル靴商人ハ學校ヨリ指定セラレタル場所ヲ修理室トシ妄ニ生徒休憩所廊下等ニ出入スヘカラス

第二條 修理室ノ開閉及整理清潔等ハ商人自ラ之ヲ爲スヘシ

第三條 商人ノ携帶シタル物件及修理料ニ關シテハ學校ニ於テ其ノ責ヲ負ハサルモノトス

第四條 豫メ修理料概算表ヲ作り學校ニ差出シ且修理室ニ揭示スヘシ

第五條 修理ハ堅牢ニシテ廉價ナルヲ旨トシ且制式ヲ守リ便宜ニ應スヘシ

第六條 妄ニ生徒ヲ修理室ニ立寄ラシメサルハ勿論生徒ノ風紀ニ關シ不都合ノ事アルヘカラス

第七條 修理料ハ凡テ現金ナルヲ要ス若シ料金ヲ持參セサルモノアラハ直ニ學校ニ届出ツヘシ

第八條 本規程ニ違背シタルトキハ許可ヲ取消スヘシ

服裝點檢規程

(明治四十二年五月改正)

第一條 服裝點檢ヲ定期臨時常時ノ三種ニ分チテ行フモノトス

第二條 定期點檢ハ第一學期ニ二回第二學期ニ一回學級擔當、監督、牀操科教員主任トナリ學校長及教務部長臨檢ノ上放課後或ハ牀操科時間ニ之ヲ行フ

第三條 臨時點檢ハ校長又ハ教務部長立會ノ上牀操科教員牀操科時間ニ臨時行フモノトス

第四條 常時點檢ハ合同体操前級擔當之ヲ行フモノト牀操科教員該科始業前ニ行フモノトノ二種トス若シ合同牀操ナキトキハ第一時受持教員之ヲ行フ

教科書及携帶品點檢規程

(明治四十三年四月改正)

第一條 教科書雜記帳文具類等生徒携帶品ノ點檢ヲ分チテ定期點檢ト臨時點檢トノ二種トス

第二條 定期點檢ハ豫メ日限ヲ定メ教科書雜記帳文具類等ノ全部又ハ一部ヲ持參セシメ之ヲ行フ

臨時點檢ハ其日持參セルモノニツキテ臨時行フモノトス

第三條 點檢ハ左ノ事項ニツキテ行フ

一、組姓名ヲ所定ノ場所ニ記入シアルカ否カ

二、借用シタルモノアルトキハ正當ノ手續ヲ了シアルカ否カ

三、適 否

四、書入樂書ノ有無

五、取扱振ノ良否

第四條 點檢ハ同學年各組ノ同日同時終業時後生徒ヲ教室ニ居殘ラシメ教室ニ於テ之ヲ行ヒ學級擔當常任監督及學科受持教員之ニ干與スルモノトス

但シ時宜ニ依リ學科受持教員其授業時ニ當該學科用品ノ點檢ヲ行ヒ本條ノ點檢ニ代フルコトアリ

第五條 第一學期ニ於テ携帶品ノ全部ニツキ一回定期點檢ヲ行ヒ第二、第三學期ニ於テ各一回以上臨時點檢ヲナスモノトス

第六條 點檢ヲ行ヒテ不正當ノ事實アルヲ發見シタルトキハ速ニ之ヲ改メシメ其ノ甚シキハ處分スルコトアルヘシ

第七條 學級擔當監督ハ點檢シタル狀況ヲ學級日誌及監督日誌ニ記入スヘシ

第四條但書ニヨリ學科受持教員點檢ヲナシタルトキハ其狀況ヲ組擔當ニ通告スヘシ

教育揭示板規程 (明治四十三年六月改定)

第一條 生徒控所内ニ揭示板ヲ設ケ生徒ノ智德修養ニ資スルモノヲ掲ク

第二條 揭示板ニ掲クヘキ事項凡ソ左ノ如シ

- 一、各學科ニ關スル課題及注意
- 二、先哲ノ格言
- 三、社會ニアリタル新事項
- 四、特ニ生徒ノ心得ヘキ注意事項

第三條 前條ノ記事ニシテ全体ノ生徒ニ知ラシムルノ必用アルトキハ普通揭示場ニ之ヲ掲ク

第四條 揭示事項ハ豫メ一定ノ帳簿ニ記載シ教務部長ヲ經テ學校長ノ決裁ヲ受クヘシ

第五條 揭示事項ノ供給ハ廣ク凡テノ學科ニ涉リ各教員其材料ヲ供スルノ義務ヲ有ス

第六條 揭示期間ハ一回一週間以内トス

衛生規程 (明治四十四年五月制定)

凡 例

- 一、衛生ニ關スル諸規程ハ左ノ五種トス
  - 體質不良者取扱規程 清潔法及飲料水規程
  - 傳染病取締規程 救護規程
  - トラホーム患者取扱規程
- 一、本規程ニ於テ衛生係ト稱スルハ左ノ職員トシ内一名ヲ主任トス
  - 生理科受持教員 一名 常任監督
  - 舍 監 一名 體操科教員
  - 書 記 一名

體質不良者取扱規程

第一條 生徒身體検査ヲ施行シタルトキハ年齢別ニ統計表ヲ作り生徒自身及同年者ノ検査表ヲ

父兄ニ通告スヘシ

第二條 身体検査又ハ教師ノ認定ニヨリ生徒ノ體質虛弱ナルカ又ハ疾病アルモノハ速ニ父兄ニ通告シテ衛生法ヲ協議スヘシ重症者若クハ傳染ノ憂アルモノハ校醫ノ見込ニヨリ出席ヲ停止スヘシトフホームニ係ル取扱法ハ別ニ定ム

第三條 體質不長又ハ疾病ニヨリテ静養ノ必要アリト認めタルトキハ一定期間体操遊戯及武道科ヲ停止セシムヘシ

第四條 體質虛弱ニシテ特殊ノ衛生ヲ必要ト認めタルモノハ學級擔當ハ校醫及体操教員ト協議シ其適當ナル方法ヲ本人ニ指示シ實行セシムヘシ

清潔法及飲料水規程

第一條 教室ハ別ニ定ムル所ニヨリ生徒ヲシテ毎日洒掃ヲ行ハシメ其他ノ校舎ハ小使ヲシテ之ニ當ラシム

第二條 左ノ區分日取リニヨリ小使ヲシテ大掃除ヲ行ハシム

月曜日 剣道室

火曜日 講堂

水曜日 校長室、庶務室、廊下、職員便所、宿直室、監督室、會議室、應接室、救護室

木曜日 柔道室、圖書館

金曜日 教務室

土曜日 痰壺、紙屑箱

但夏期ハ火曜日土曜日ノ二回痰壺ヲ掃除セシム

第三條 校庭ヲ五區ニ分チ毎月一回以上各學年ヲシテ其擔任區域ノ掃除ヲナサシム

第四條 每學期始業ノ際生徒ヲシテ校舎廊下及庭園ノ大掃除ヲナサシム

第五條 生徒便所ハ不淨受負人ヲシテ不淨汲取ノ都度掃除ヲ行ハシメ小使ヲシテデジョンフエグ

トルチ撒布セシム撒布ノ度數ハ大凡冬期毎月二回夏期每週一回トシ其他ハ衛生係ノ指揮ニ從フヘシ

第六條 飲料水ハ賄所所在ノ井水ヲ使用シ十分沸騰セシムヘシ

第七條 飲湯所及飲用器ハ毎日清潔法ヲ行ハシムヘシ

第八條 飲料水ニ關シテハ毎日小使ヲシテ當番ヲ定メシメ衛生係ノ指揮檢閲ヲ受ケシムヘシ

第九條 生徒飲用ノ湯ハ大約冬期ハ毎月二回夏期ハ四回入レ代ヘシムヘシ

第十條 生徒ヲシテ一切冷水ヲ飲マシムヘカナス

第十一條 飲料水井戸ハ毎年一回浚鑿チナスヘシ

トヲホーム患者取扱規程

- 第一條 毎年兩度特ニトヲホーム檢診ヲ行フ但シ一回ハ一般ノ体格檢査ヲ以テ之ニ當ツ
- 第二條 トヲホーム患者ヲ發見シタルトキハ速ニ父兄ニ通告シテ治療上ノ注意ヲナスヘシ
- 第三條 患者ハ左ノ治療方法ニ依ルヘシ
  - 一、輕症者ハ治療中每週一回以上醫師ノ診察ヲ受ケ醫師ノ調劑シタル藥品ヲ學校ニ持參シ毎日午食後教室ニ於テ點眼ヲ行フヘシ
  - 一、輕症ニアラサル者又ハ病症ノ種類ニヨリ前項ノ治療ニ依リカタキモノハ醫師ト協定シテ特別ノ治療法ヲ設クヘシ

- 第四條 患者ハ病症ニヨリ治療中武道科ヲ休止セシメ尙登校ヲ禁止スルコトアルヘシ
- 第五條 登校ヲ禁止セラレタルモノハ全治後ト雖醫師ノ證明アルモノニアラサレハ出席セシムヘカラス
- 第六條 冬夏休業中患者ハ豫メ主治醫ヲ届出テシメ治療ヲ怠ラサラシムヘシ
- 第七條 患者ニハ學校ヨリ治療證ヲ交付シ治療点眼ノ都度醫師ノ證明ヲ受ケシムヘシ
- 第八條 衛生係ハ每週一回治療證ノ檢閲ヲ行フヘシ
- 第九條 寄宿舎内ニ於ケル取扱法ハ別ニ之ヲ定ム

傳染病取締規程

- 第一條 此規程ニ於テ傳染病ト稱スルハ左ノ八種トス
  - 虎 列 刺 赤 痢 腸 窒 扶 斯 痘 瘡 猩 紅 熱
  - 發 疹 窒 扶 斯
- 第二條 生徒校内ニ於テ傳染病ニカ、リタルトキ又罹レルヲ發見シタルトキハ速ニ校醫ニ通報シ隔離消毒父兄召喚等應急ノ處置ヲ取ルヘシ
- 第三條 生徒自身傳染病ニ罹リタルトキハ全快後傳染ノ恐ナキ醫師ノ證明書ヲ差出タサシメ尙校醫ト證議シタル後出席ヲ指定スヘシ
- 第四條 生徒ノ家族又ハ近隣ニ傳染病患者アリタルトキハ公定ノ交通遮斷解除後ト雖モ健康診斷ヲ受クルヨアラサレハ登校ヲ許サス

救護規程

- 第一條 學校内ニ於テ不時ノ發病又ハ負傷者アリタルトキハ救護室ニ休養セシメ學級擔當及衛生係主トシテ之カ取扱ヲナスヘシ
- 第二條 救護室ニハ特ニ寢具ヲ備置キ時ニ清潔法ヲ勵行シ消毒ヲ行フヘシ
- 第三條 衛生係ハ救護用トシテ左ノ藥品及器具ヲ備フヘシ

- 一、ヨシユムチンキ
  - 一、イヒチオール
  - 一、石炭酸水
  - 一、アルコール
  - 一、絆瘡膏
  - 一、コールドホルム
  - 一、硼酸
  - 一、オレブ油
  - 一、繻帶
  - 一、消毒盤
  - 一、ナイフ
  - 一、鉄
- 打撲部敷布料
  - 同上
  - 洗拭消毒料
  - 清拭料
  - 點布料
  - 防腐料
  - 冷却料
  - 火傷料

第四條 前條ノ藥品器具ハ体操科主任之ヲ保管スヘシ

(明治四十三年一月制定)

第一條 教室及其附属廊下ハ毎日始業前及放課後左ノ方法ニ依リ生徒ヲシテ掃除ヲ行ハシム

掃除規程

一、掃除生徒數ハ第二學年以下ハ各組約四人ツ、第三學年以上ハ各組約三人ツトス  
但毎水曜日ニハ一人ヲ増加ス

二、始業前ニナサシムヘキ掃除左ノ如シ

イ、窓ヲ開放シテ空氣ノ流通ヲ計ラシム

ロ、塵ニテ机ノ塵ヲ拂ヒ乾キタル雑巾ニテ之ヲ拭ハシム

ハ、掃除當番ヲシテ孰レモ遲滞ナク出校セシメ第一號鐘ニテ之ヲ始メ第二號鐘迄ニ掃除ヲ了ラシメ組擔當ノ檢閲ヲ受ケシム

三、放課後ニナサシムヘキ掃除左ノ如シ

イ、黑板受ニアル白粉ハ之ヲ掃キ取り黑板拭ハ備付ノ木片ニテ白粉ヲ打拂ハシム

ロ、机及反古紙箱ハ一方ニ移シテ座板掃除ヲナサシメタル後濡雑巾ヲ用ヒテ机及黑板ヲ拭

ハシム

ハ、座板ニハ水ニ鋸屑ヲ浸シタルモノヲ撒布シテ之ニ依リ塵埃ヲ掃キ取り一切水ヲ撒布セ

サラシム

ニ、毎水曜日ニハ左ノ掃除事項ヲ追加ス

一、教壇ヲ移轉シテ其下ノ掃除ヲナサシムルコト

- 二、窓「がらす」ヲ拭ヒ樂書汚點ヲ拭ヒ去ラシムルコト
- 四、掃除當番ノ生徒ヲシテ每授業時ノ終ニ於テ教室内空氣流通ヲ良クスル爲窓戸ヲ開放セシム
- 五、放課後掃除ノ節ハ組擔當教員ヲ監督シ遺漏ナカラシム

第二條 第三學年以下ノ生徒ヲシテ毎日放課後左ノ方法ニ依リ圖書教室及ヒ其休憩所ノ掃除ヲ行ハシム

- 一、掃除當番ノ員數ハ四名(水曜日ハ六名トス)
- 二、各組一個月ヲ以テ交替スルモノトス
- 三、掃除監督教員ハ適宜之ヲ定ムルモノトス

第三條 校庭ノ掃除ハ別ニ定ムル所ノ規程ニ依リ各學年毎ニ受持區域ヲ定メ擔當教員監督ノ下ニ毎月之ヲ行ハシム

德島中學校教員生徒卒業生入學志願者入學者退學者及經費一覽

年 度	教 員 生 徒	卒 業 生	入 學 志 願 者	入 學 者	退 學 者	經 費
明治九年	〇	九八				
明治十年	〇	九八				
明治十一年	一七	一〇八				

雙則中學  
德島師範附屬中學校

年 度	教 員 生 徒	卒 業 生	入 學 志 願 者	入 學 者	退 學 者	經 費
明治十二年	一四	一二五				二、六三七
明治十三年	一四	一二五				三、〇四四
明治十四年	一六	二一五				三、四七〇
明治十五年	一八	二四六	初	乙	甲	四、一五
明治十六年	一六	二八六	三	八	五	三、八〇六
明治十七年	一四	二三五	一	三	三	五、三三七
明治十八年	一八	二四五				六、一〇五
明治十九年	一一	二二一	一	八		五、一六五
明治二十年	一〇	二〇五	一	四		五、八三五
明治二十一年	一四	三〇九	一	一		六、六九九
明治二十二年	一五	三六七	一	六		六、一三六
明治二十三年	一四	三六八	一	六		六、六五四
明治二十四年	一五	三九二	一	一		六、七四二
明治二十五年	一五	四二六	一	〇		六、八六四
明治二十六年	一四	三四〇	一	〇		六、八一九
明治二十七年	一六	四〇八	二	四		一九、八九五
明治二十八年	一六	五〇二	三	九		八、八三五
明治二十九年	二〇	六〇一	四	六		九、九二三
明治三十年	一九	六〇四	二	八		

明治三十一年	二〇	六〇二	一六	一四〇	一三七	一五〇	一三、一七二
明治三十二年	二二	五八七	四二	二一三	一三〇	一一五	一六、九九三
明治三十三年	二五	五六一	五八	三二一	一六〇	九四	三五、三八〇
明治三十四年	二八	五九〇	六三	三〇六	一六〇	八七	一八、一〇六
明治三十五年	二五	五九〇	六三	三六四	一四五	九七	二二、一七三
明治三十六年	二六	六〇〇	六八	四〇四	一五四	八三	一九、三五六
明治三十七年	二六	五七六	六一	三三七	一四七	八七	一九、〇八一
明治三十八年	二六	五九二	六九	四一三	一五五	一二九	一八、四八四
明治三十九年	二二	六一八	七三	四三七	一五〇	八九	二〇、二四四
明治四十年	二九	六二二	七四	四五二	一七三	一一〇	二二、二一九
明治四十一年	二七	六四八	八九	三八二	一六三	八七	二二、六三〇
明治四十二年	三二	六三三	八九	三〇七	一五七	八六	二二、一三五
明治四十三年	二七	六三三	九〇	二四三	一七一	九〇	二二、九八九
明治四十四年	二七	六四九	一〇〇	二五四	一六二	七〇	二二、八七四
大正元年	三〇	六三三	九二	二七五	一五四	六八	二四、五〇五
大正二年	三一	六二八	九八	三四一	一六三	一〇四	二五、八四五
大正三年	三一	六一一	九二	三二二	一五九	七九	二六、八四二
大正四年	三一						二九、〇二六

六、入學志願者ハ概シテ増加ノ狀況ヲ呈セリ即最近五ケ年間ノ入學志願者數左ノ如シ

明治四十四年度	大正元年度	大正二年度	大正三年度	大正四年度
二五四	二七五	三三九	三二二	三六四

入學者ハ毎年凡ソ百六十名ニシテ退學者ハ約八十名内外ヲ算セリ創立以來現在ニ至ル迄ノ卒業者ハ一千六百四十四名ニシテ其中高等ノ學校ニ入學シタルモノ六百四十名ナリ今最近十年間ニ於ケル入退學者及卒業ヲ調査スレバ左表ノ如シ

年 度	入 學 者 數	退 學 者 數	卒 業 者 數
明治三十八年度	一五五	一二九	六九
明治三十九年度	一五〇	八九	七三
明治四十年度	一七一	一一〇	七四
明治四十一年度	一六一	八七	八九
明治四十二年度	五五	八六	八九
明治四十三年度	一七一	九〇	九〇
明治四十四年度	一六二	七〇	一〇〇
大正元年度	一五一	六八	九二



大正二年度	一六一	一〇四	九八
大正三年度	一五九	七九	九二

六九四

七、本校經費總額ハ毎年度毎ニ漸次増加セル所ニシテ最近六ケ年間ニ於ケル各學年毎ノ經費額左ノ如シ

明治四十三年度	二二、九八九
明治四十四年度	二三、四一二
明治四十五年度 (大正元年度)	二四、七九九
大正二年度	二五、五八〇
大正三年度	二六、八四二
大正四年度	二九、〇二六

本校生徒授業料ハ一ヶ月一人ニ對シ創立當時ヨリ明治二十三年頃迄ハ金三十錢其後五十錢ニ増額二十六年頃又七十錢トナリ爾後一圓、一圓二十錢、一圓五十錢ニ漸進シ大正四年度ヨリ貳圓ニ増額現在ニ至レリ

紀念事業 明治三十三年五月十五日 皇太子殿下御結婚式御舉行につき之が紀念として縣出身にして商船學校長たる海軍大佐平山藤次郎氏に依頼し海軍省拂下の端艇二隻を購入し海

事思想養成の爲め生徒に短艇操漕法の練習をなせしむることとせり明治四十二年二月十八日 日本校創立三十年紀念式を舉行し其紀念として教育博物館を建設するに決し本校職員並に出身者に委員を囑托し本校出身者及緣故者より寄附金を募集し明治四十三年建築に着手翌年三月三十一日落成せり經費は一千五百圓なり同年六月二十四日開館式を舉行せり館内に陳列すべき品目は教育上參考となるべき標本生徒成績品教育參考品記念品等にして爾來出身者並に一般有志者よりの寄附あり次第に其内容充實しつゝあり

大正四年十一月 今上陛下御即位御大典紀念として本校に附屬文庫を設置することとせり蓋し現在の本校附屬縣立圖書館は本縣の御大典紀念事業たる縣立光慶圖書館開館の曉は自然廢館となるべきにより本校職員卒業生及在學生徒より成せる同志會より之が設置の費用を支出し前記文庫を設けることとせり、

同窓會 本校に於ては早くより卒業生同窓會なるもの設立せられしも其組織鞏固ならざりしため未だ校友の聯絡を通ずる完全なる機關となすに足らず深く之を遺憾とし明治三十一年の夏季岡本由喜三郎、高野市藏、林豊太郎、阪本章三、朝川近修、櫻積孝之、横井加之吉、多田稔等の諸氏相謀り本校出身者及第五學年生徒を勧誘し新に校友會なるものを組織し同年八月三日其第一回總會を本校に於て開催し相會するもの八十餘名當時の本校長鹽谷依信

六九五

を會長に推戴し數名の幹事を置きて會務を所理せしめしが爾來會運駸々として其歩を進め翌三十二年八月三日本校に於て第二回總會を開き幹事の數を増加して十五名となし大に會務の擴張を計り明治三十三年八月十九日第三回總會を開催するに至れり此際會則の改正あり且又本校内に設置せる運動會と本會との合同の議提出せられ直に可決交渉委員に一切の事を委任し圓滿に合同の事結了せりこれ即ち現在の本校や友會なる同志會設立の發端なり爾來審議の末明治三十三年九月同志會則成り同年十一月十一日秋季大運會の當日を以て其發會式を舉行せり本會名は之を説文の「同志爲友」に取りたるものにして先輩後進志を同ふして相聯絡し本會の目的を達せんとするの意也、爾來次第に隆盛に向ひ明治四十三年九月左の如く同志會規則を改正し現在に至れり

德島中學同志會規則

- 第一條 本會ハ會員ノ智徳ヲ増進シ身體ヲ強健ニシ兼テ會員ノ氣脈ヲ通スルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ本校生徒職員及本校出身者ニテ組織ス
- 第三條 會員ヲ三種ニ分チ本校生徒ヲ通常會員トシ出身者及有志者ヲ特別會員トシ職員ヲ贊成會員トス但役員會ノ決議ヲ經テ特ニ名譽會員ヲ推薦スルコトアルヘシ
- 第四條 本會ニ武道科文藝科運動科ノ三科ヲ置キ更ニ左ノ各科ニ分ツ

一、武 道 科

- 劍 道 部 第二學年以上ノモノ
- 柔 道 部 同

一、文 藝 部

- 學 藝 部 全生徒
- 圖 書 部 全生徒
- 雜 誌 部 全生徒

一、運 動 科

- 水 泳 部 全生徒
- 短 艇 部 第二學年以上ノ志望者
- 野 球 部 同
- 庭 球 部 第一、二、三學年全部及ヒ第四學年ノ志望者
- 蹴 球 部 第一、三學年全部
- 雜 技 部 第一、二學年全部

第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一會長 一名 一副會長 一名 一理事 若干名 一部長 各一名 一監督 若干名
- 劍道部 幹事 二名 世話係 各組二名
- 柔道部 同
- 學藝部 同 一名 同 各組一名
- 圖書部 同 一名 同
- 雜誌部 同 二名 同
- 水泳部 同 二名
- 短艇部 同 二名 世話係 各組二名
- 野球部 同 二名 同 各組一名
- 庭球部 同 同

但劍道部及柔道部ニ於ケル各部長ハ本校武道科主任監督ヲ以テ之ニ更フ

第六條 會長ニハ本校長ヲ副會長ニハ首席教諭ヲ推戴シ理事部長及監督ニハ賛成會員ヨリ校外委員ハ特別會員ヨリ會長之ヲ囑托シ世話係ハ通常會員ヨリ幹事ハ世話係ヨリ互選スルモノトス

第七條 會長ハ會務ヲ總理シ副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アル時ハ代理ス理事ハ庶務會計記

録等ヲ處理シ部長ハ其部ヲ統率シ監督ハ部長ヲ輔佐シ幹事ハ世話係ヲ代表シテ會務ニ參與シ

世話係ハ各部ニ分屬シテ其部ノ發達ヲ計リ校外委員ハ特別會員ニ係ル通信等ヲ掌ルモノトス

第八條 會長副會長ヲ除キタル他ノ役員ノ任期ハ一學年間トス但重任スルモ妨ナシ

第九條 會長ハ必要ニ應ジ役員ヲ囑托スルコトアルヘシ

第十條 役員會ヲ分チテ左ノ二種トス

- 一、全部役員會本會全体ノ議事ニ關スルトキニ之ヲ開キ會長副會長理事部一長幹事ヲ以テ組織ス但校外委員ハ議事ニ參與スルコトヲ得
- 一、一部役員會一部ノ議事ニ關スルトキニ之ヲ開キ部長及該部ノ世話係ヲ以テ組織ス

第十一條 理事ハ各部長及幹事ト協議ノ上一ヶ年間ノ經費豫算ヲ作り會長ノ裁定ヲ經ベキモノトス

第十二條 各部ニ於テ臨時費用ヲ要スルトキハ其事由ヲ申告シテ會長ノ裁定ヲ經ベキモノトス

第十三條 本會ハ毎年一回陸上大運動會ヲ開キ運動科ニ屬スル各部ハ適宜部會ヲ開クモノトス

第十四條 本會ハ毎年一回若クハ二回雜誌ヲ發行スルモノトス

第十五條 通常會員ニシテ本校ノ停學處分ヲ受ケタルトキハ本會員タルコトモ亦停止サレタル

モノトス

第十六條 本會ノ器械圖書等ヲ破損紛失シタルトキハ其事情ニヨリ一部若クハ全部ノ代價ヲ辨

償セシムルコトアルヘシ

第十七條 特別會員ニシテ其住所身分ニ異動チ生ザルトキハ直ニ校外委員又ハ本會ニ報告ス  
ヘキモノトス

第十八條 會費ハ通常會員ハ毎月(八月ヲ)金貳拾錢トシ本校授業料ト同時ニ理事ニ納メ特別會員

ハ一ケ年金參拾錢トス但贊成會員ハ應分ノ寄附ヲナスモノトス

第十九條 本規則ハ全部役員會ノ決議ヲ經ルニアラサレハ變更スルコトヲ得ス

第二十條 劍道部及柔道部ニ關スル細則ハ本校所定ノ武道科規程ニ從フ

第二十一條 短艇部及會計庶務等ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

#### 理事所務規定

第一條 本會ニ到着スル文書ハ總テ理事ニ於テ處理シ會長ノ閱覽ニ供スヘシ

第二條 會長閱覽濟ノ文書ハ其旨ヲ承ケテ各部ニ屬スルモノハ之ヲ當該部ニ回付シ理事ニ於テ

處分ヲ要スルモノハ速ニ處分案ヲ付スヘシ

第三條 處分案ハ總テ關係ノ役員ト合議ノ上會長ノ裁決ヲ經ヘシ

第四條 金錢ノ出納ハ其請求又ハ納付ノ適否ヲ精査シ支出ハ會長ノ裁決ヲ經テ之ヲナシ收入ハ

其日計ニ就キ會長ノ査閱ニ供スヘシ

第五條 現金ハ適當ノ額ニ上ル毎ニ會長ノ名義ヲ以テ貯蓄銀行ニ預入ルヘシ

第六條 物品ノ購入ヲ要スルトキハ既定豫算ヲ顧慮シ會長ノ裁決ヲ經テ之ヲナスヘシ

第七條 本會所有ノ物件ハ總テ理事ニ於テ管理シ其出納現在ヲ明ニスヘシ

第八條 本會需用ノ物品ハ役員ノ請求ニヨリ會長ノ承認ヲ經テ之ヲ供用スヘシ

第九條 本會費用ノ收支決算ハ年度後三ヶ月以内ニ會員ニ報告スヘシ

第十條 本會事業ノ狀況ハ理事ニ於テ輯録スヘシ

第十一條 理事ニ於テ左ノ簿冊ヲ備フヘシ

一、特別會員名簿 身分及居所ヲ明記スヘシ

一、役員名簿 役員ノ人名ヲ列記スヘシ

一、會費收納簿 各人ニ就キ納入義務ノ係ル年月及納付月日ヲ明記スヘシ

一、金錢出納簿 支出ハ決議案毎ニ記載シ收入ハ納付ノ事由ヲ記入シ日計ヲ以テ殘額ヲ表シ會長ノ認印ヲ受クヘシ

一、備品現在簿 出納ヲ明記スヘシ

一、記 錄 總會運動會各部會ノ景況全部役員會ノ議事及決議ノ概目其他重大ナル事實ヲ記スヘシ

一、決議 錄 從來ノ例規トナルベキ諸般ノ決議事例ヲ記スヘシ  
一、裁決書綴 裁決書一切ヲ編綴スヘシ但金錢及物品購入ニ係ルモノハ各別冊トスヘシ

一、雜書 綴 前項以外ノ書類ヲ編綴スヘシ

運動部 本校運動部は運動會なる名稱の下に創立せられしは實に明治二十九年にして明治三十三年八月に至り本校々友會と合同し同志會の一事業となれり爾來年を關する十六年些の障碍なく今日の隆盛に達せり現在ハ水泳部、短艇部、野球部、庭球部、蹴球部、雜技部の各部を設け大に生徒体育の方面に貢献しつゝあり就中短艇部は明治三十一年六月第一回競漕會を開始し以來回を重ねること茲に拾有四回明治三十七年七月武德大會端艇競漕會に出演せしを初めとし毎年選手を同會に派遣し大正二年八月には同會長より遠地に拘はらず毎回參會せるは武術獎勵士道興隆に及ぼす効果尠ならずこの故を以て總裁宮殿下の旨を奉じ感狀を授けられ又大正四年八月には第十三回武德大會端艇競漕會に於て拔群の成績を表はせる故を以て其賞として同會より大刀一振を授與せられたり  
武道科は設置以來優良の成績を擧げたりしが明治四十五年度より正科となりしにより教師の増員教授法の改正により其技益々進む武德大會には毎回選手を派遣し常に優秀の成績を

得つゝあり殊に大正四年八月第十六回武德大會に於て劍道部選手七條武夫の如きは十七人拔の殊功を奏し爲めに短刀一口を賞與せられたり

附屬圖書館 明治三十二年四月師範學校の常三島新築校舍に引移ること共に本校の附屬となり爾來今日に至る迄縣令の規程せる所に基き開館しつゝあり圖書は主として蜂須賀侯爵家の依託に係るものにして大正五年四月一日現在の書籍部數及冊數左の如し  
蜂須賀家委託圖書 五千九百九十三部 三万九百五冊  
縣學務課委託圖書 三千三百四十五部 壹万四千九百七十八冊  
本校購入圖書 六千拾三部 壹万九千五十六冊

附屬圖書館規程及閱覽規程左の如し

(明治三十九年七月 德島縣令第三九號)

附屬圖書館規程

- 第一條 本館ハ内外古今各種ノ圖書ヲ蒐集シ無料ニテ公衆ノ閱覽ニ供ス
- 第二條 本館ハ德島縣立德島中學校ニ附設ス
- 第三條 本館ハ德島縣立德島中學校附屬圖書館ト稱ス
- 第四條 本館ハ左ノ職員ヲ置ク

館長 一人 德島縣立德島中學校長ヲ以テ兼任ス

書記 二人 德島縣立德島中學校職員ヲ以テ兼任ス(明治四十三年四月ニテ改正)  
第五條 開館時限左ノ如シ

自三月一日至十月三十一日午前八時ヨリ午後四時迄

自十一月一日至二月末日午前九時ヨリ午後五時迄

時宜ニヨリ夜間開館スルコトアルヘシ此場合ニ於テハ其時限ハ館長之ヲ定ム

第六條 休館定日左ノ如シ

一、大祭日、祝日、日曜日(明治四十三年四月ニテ追加)  
(縣令第四五號)

二、夏季中十五日間(館長之ヲ公示ス)

三、十二月二十七日ヨリ翌年一月七日迄

第七條 圖書ヲ閱覽セントスル者ハ本館所定ノ手續ニ依ルヘシ

第八條 圖書ヲ亡失毀損シタルトキハ同一ノ圖書若クハ相當ノ償金ヲ納メシム

第九條 公衆ノ閱覽ニ供スル目的ヲ以テ圖書ヲ寄贈又ハ委託セントスル者ハ圖書名員數價格及

本人ノ住所氏名ヲ記シ其圖書ニ添ヘテ本館ニ差出スヘシ

第十條 委託ノ圖書ハ委託者ノ請求ニヨリ還付ス

第十一條 委託ノ圖書ハ天災其他避クヘカラサル事情ニヨリ亡失毀損スルモ本館其責ニ任セス

第十二條 此規則施行ノ爲必要ナル細則ハ館長之ヲ定ム

附屬圖書館閱覽規程

第一條 圖書ヲ借覽セントスル者ハ圖書目錄ニ依リ其所要ノ圖書名、番號、冊數、氏名、住所、  
職業ヲ記シ書記ニ差出スヘシ

第二條 他ニ貸出シアル圖書ト雖モ取調上特ニ緊急ナルトキハ書記ニ其事情ヲ申出テ書記ノ指  
示スル日時ニ於テ之ヲ借覽スルコトヲ得

第三條 借覽ハ一人一度二部(冊數ニ於テ合セテ二十冊以)ヲ限リトス  
(上ナルトキハ二度ニ分ツ)

第四條 借覽ノ圖書ハ何等ノ事情アリテモ室外ニ持出タスヘカラス若シ事故アリテ臨時外出ス  
ル場合ニハ豫メ圖書ヲ書記ニ返却スヘシ

第五條 古文書圖書等ヲ謄寫セントスルトキハ豫メ其事由ヲ申出テ館長ノ許可ヲ受クヘキモノ  
トス

第六條 圖書目錄ニ記入セル圖書ト雖モ公益上又ハ風紀上穩當ナラスト認メタル圖書ヲ借覽ス  
ルコトヲ得ス新聞雜誌類亦之ニ同シ

第七條 閱覽圖書ハ最モ鄭重ニ取扱フヘシ特ニ古文書寫本等ノ如キ多ク附箋ヲ爲シタル如キモ  
ノハ脫離セサル様注意スヘシ若シ毀損或ハ汚染等ヲ爲シタルトキハ相當償金ヲ納メ若シクハ

同一種ノ圖書ヲ納ムヘシ

第八條 圖書館ニ於テ特ニ指定セル新聞雜誌ノ閱覽ハ第一條ノ手續ニ依ラサルコトヲ得

第九條 閱覽室内ニ在リテ音讀雜誌喫煙飲食不行儀等ノコトアルヘカラス

第十條 書記ノ制止ヲ聽カス若クハ書記ニ於テ不都合ノ行爲アリト認メタル閱覽人ニ對シ退去ヲ命シタルトキハ閱覽人ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十一條 酒氣ヲ帶ヒタル者又ハ甚シキ不法ノ着衣又ハ言動アリト認ムル者ハ圖書館ニ入ルコトヲ許サス

第十二條 德島中學校職員ハ教授用本校購入ト圖書館直接トチ問ハス相當手續ニ依リ部數十部迄館外ヘ携出シ借覽スルコトヲ得但其期限ノ最長期ハ一學期トス學期ノ末ニハ凡ヘテ之ヲ圖書館ニ返却スヘシ若シ其學期後ニモ尙必要ナルトキハ更ニ借覽ノ手續ヲナスヘシ若シ同校職員ニシテ此制限外ニ借覽ヲ要スルトキハ普通閱覽人ト同様ノ手續ニ依リ圖書館ニ於テ閱覽スヘシ

第十三條 圖書館ニ於テ最モ貴重ナリト認メタル圖書ハ何人ヲ論セス館外ニ持出シテ借覽スルコトヲ得ス

第十四條 圖書館ニ於テ調査上必要ト認メタルトキハ借覽期日ニ拘ハラズ之カ返却ヲ求ムルコトヲ得ス

第十五條 德島縣廳、縣立學校又ハ此等ニ属スル職員ハ當該長官又ハ學校長ノ證明書ヲ以テ館外借覽ヲ求ムルコトヲ得此場合ニ於テ借覽スル圖書ノ部數ハ一度二部迄冊數十冊(其以上十冊トキハ二度ニ分ツ)トシ借覽期限ハ一ヶ月以内トス但既借ノ分ヲ返却セントスルトキハ新ニ借入ルコトヲ得サルモノトス

トアルヘシ

第十六條 館外借覽者ハ如何ナル事情アリトモ當該借覽者以外ノ者(同官廳又ハ同學校ニ勤務シ居ルト否ニ拘ハラズ)ニ轉貸スルコトヲ得ス若シ轉貸ノ事實ヲ認知シタル時ハ直ニ之ヲ返納セシメ且今後其借覽者ニハ館外借覽ヲ許サス

第十七條 館外借覽者ニシテ萬一其借覽圖書ヲ亡失、毀損汚染シタルトキハ直チニ圖書館ニ申出テ書記ノ指示ニ從テ相當ノ償金若クハ同一種ノ圖書ヲ納ムヘキモノトス

第十八條 德島中學校職員又ハ他縣立學校職員又ハ德島縣廳職員ニシテ館外借覽ヲ爲シ居ルモノ其職ヲ退キタルトキ若クハ其勤務セル學校等ノ廢止アリタルトキハ借覽期日ニ關セズ即時借覽圖書ヲ圖書館ニ返付スヘキモノトス

第十九條 館長ニ於テ公益上必要ト認メタルトキハ或種ノ圖書ヲ限リ一括ト爲シ特ニ指定セル官廳學校會社ニ對シ期限ヲ定メ圖書閱覽ノ方法ヲ講スルコトアルヘシ

第二十條 館長ニ於テ公益上必要ト認メタルトキハ或種ノ圖書ヲ限リ一括ト爲シ特ニ指定セル官廳學校會社ニ對シ期限ヲ定メ圖書閱覽ノ方法ヲ講スルコトアルヘシ

第二十條 本規程ニ明文ナキモノハ館長時々ノ規定又ハ指揮ニ依ル

(二) 脇町中學校

本校は明治十二年一月富岡中學校と同時に設置されしか同十八年四月十五日廢止セリ  
 明治二十九年四月に至り德島縣尋常中學校第一分校として開設せられ三十二年四月一日獨立して  
 德島縣脇町中學校となる分校時代に於ては第三學年迄を教授したりしか獨立以來第四學年の教授  
 を開始し翌年度に於て各學年の生徒を有するに至れり

明治三十二年六月西運動場を新設し同年七月教室一棟同三十三年四月教室一棟を増築し同年九月  
 寄宿舎を舊來の運動場に建築せり寄宿舎には生徒六十五名を收容し賄方法は自炊とし生徒をして  
 炊夫を督し命に従ひ炊事を行はしむ以て今日に至れり當時食費一日一人金拾六錢なり

明治三十四年七月一日より校名を德島縣立脇町中學校と改稱す

明治三十七年三月講堂の建築成りかくて現在の狀態を得たり其の敷地及建物の坪數左の如し

校舎敷地	貳千五百拾六坪
寄宿舎敷地	九百四拾四坪
体操場	千九百六拾五坪
合計	五千〇六拾五坪

本校建物 七百五坪貳合五勺

寄宿舎建物 三百拾壹坪貳合五勺

合計 千〇拾六坪五合 (階上の坪數をも含む)

明治四十二年寄宿舎に於て購買組合を設け専ら學用品を購入す是れ廉價の學用品を使用し得るの  
 みならず又學資金用途の監督を周到ならしめんか爲めなり

寄宿舎は舍生か一大家族として互に親密に團樂の樂を得せしめんか爲めに毎年兩三回の茶話會、  
 新年の餅搗、觀月會等を催し又時に一日又は二日に亘る旅行を試みつゝあり又大正三年より生徒  
 の誕辰を祝することとせり

學級は明治三十二年には七學級(第五學年なし)同三十三年九學級同三十四年十學級(生徒定員四  
 百人となる)となり同三十七年補習科を置き十一學級となる

學科課程 文部省教授要旨の通りにして明治三十六年に法制經濟を加へ同四十一年に至り又之を  
 削る同四十五年柔道擊劍を加ふ(柔道擊劍は夙に之を課したりと雖も四十五年に至り正課とし  
 て加へたり)大正二年法制經濟又は數學を隨意として置きしか同四年に至り此の隨意科を削り  
 法制經濟を正科に加ふ

教授訓育 本校教育の目的は徳性を涵養し實踐的慣習を得せしめ他日國家社會の中堅たるべき人



物を養成するに在り然るに中學教育時代は人生の變遷劇甚の時期にして在學五ヶ年に於ける間に身心の變化殊に甚しく体格氣質の固定凡て此の時に決すれば校の内外に涉り各種の施設に依り常に適當なる訓練周到なる指導監督を加へ生徒をして岐路に趨ることなく圓滿なる發達を遂げしめんこそせり

其の三十二年以來の校訓は左の如し

- 一 校風校紀を重んじ禮讓信義を守り浮躁輕薄の舉動あるへからず
- 一 剛毅果決百折不撓獨立獨行の人たることを期すへし
- 一 言行至誠に基き俯仰天地に差さる人たることを期すへし

後更に校訓八ヶ條を定め常に生徒控所に掲示し通信簿にも記載し生徒をして常に誦誦せしめたり其の校訓八ヶ條は左の如し

- 一 皇室を尊ひ國家を愛する志氣を勵むへし
- 一 父母長上に孝悌順恭なるへし
- 一 校則を守り師の命令に従ふへし
- 一 誠實を旨とし信義公德を重んずへし
- 一 禮義廉耻を尙ひ質素節約を主とすへし

一言語動作を慎み規律を正しくすへし

一 堅忍不拔力を學業に盡すへし

一 衛生に留意し身体の健全を圖るへし

記念事業 明治三十三年五月十日 今上天皇陛下(當時 皇太子殿下)御婚儀奉祝記念として校旗の徽章を定め又芳越同窓會を設けたり芳越同窓會は職員生徒を以て組織したるものなり

大正二年四月本校獨立第十五周年記念式を挙げ記念葉書を發行し記念文庫を新設し且つ記念樹栽をなしたり記念文庫は校内の一室を割きて之に充てたり

小學校長會 明治三十三年三月本校生徒主なる通學區域内に在る阿波美馬麻植三好の四郡小學校長會を開く又翌年三月再ひ此の會を開き以て本校と小學校との連絡を圖り其の効の見るべきものありしか小學校に於ける出張旅費不足の爲め引續き之を開くことを得ざるに至れり依りて其の後は本校長易めて各小學校に出張することとせり

父兄會 明治三十四年二月父兄會を開き生徒教養上の打合をなし來りしか會者三分の一に滿たざるは遺憾甚しければ職員は各地方に出張し最寄父兄の集合を求めたりしか稍々好成绩を得たれども未だ満足するを得ず然れども前者に比し稍々有効と認めたれば其後此の方法を執り來れり

運動會 本校創立以來毎年一回又は二回之を舉行せり明治四十一年以來は春季は普通の運動會と

し秋季に於て武術大會なる名の下に擊劍柔道兵式体操等を主として演ずることとし且廣く地方劍客の來會を求め生徒と競技せしめたりしか毎會盛大にして其の成績も亦顯著なりとす  
習字圖書獎勵會 明治三十九年十一月本會を記し生徒の成績品(習字には英習字を含む)を審査し優良なるものに賞狀を授與し來れり其の結果見るべきものあり此等の成績品は諸種の舉式會合の場合に之を展列して父兄或は衆庶の縦覽に供せり

修學旅行 大抵毎年一回之を行ひ多くは徳島、高松、大阪方面に旅行せしめしか近來は卒業迄に海軍兵學校海軍造兵廠を參觀せしむる方針を執れり

表彰 明治三十九年寄宿舎生多田源之助在舎五ヶ年品行方正にして克く舍則を確守し役員となりては克く其の職責を全ふしたれば之を表彰し賞品を附與したり成績優等出席精勤等のことは普通一般のそれに異ならず

大正二年四月創立第十五記念式の際創立以來在職せる教員濱田經理を表彰したり

校長及首席教諭の異動

就職年月日	職名	氏名	記	事
明治三十二年四月一日	學校長	大久保高明	明治三十四年八月一日休職	

年	度	教員	生徒	卒業	入學志願者	入學者	退學者	經費	授業料
明治三十四年	八月一日	事務校長	渡邊勇太郎	明治三十四年九月二日免				六四一	
明治三十四年	九月二日	學校長	橫島武二	明治四十五年四月十日休職				六八八	
明治四十五年	四月十日	同	田中留之助	大正三年十二月廿八日轉任				九〇九	
大正三年	十二月廿八日	同	中馬庚	現職				一一、一三一	
明治三十二年	四月	教諭	柏井徳一	明治三十三年六月轉任				一、二四九	
明治三十三年	六月	同	渡邊勇太郎	明治三十七年六月轉任				四、四〇三	
明治三十七年	七月	同	池野傳吉	明治三十九年十一月轉任				〇、六〇〇	
明治三十九年	十二月	同	田中留之助	明治四十五年四月十日校長二任					
明治四十五年	四月	同	細江省吾	現職					

教員生徒卒業者入學志願者入學者退學者經費及授業料月額一覽

年	度	教員	生徒	卒業	入學志願者	入學者	退學者	經費	授業料
明治十三年		四	三〇	一	一四一	一三六		六四一	
明治十四年		四	三四	一	一四一	一三六		六八八	
明治十五年		四	五五	一	一四一	一三六		九〇九	
明治十六年		六	六〇	一	一四一	一三六		一一、一三一	
明治十七年		五	九三	三	一四一	一三六		一、二四九	
明治二十九年		一	一四六	一	一四一	一三六		四、四〇三	〇、六〇〇

明治三十年	八	一七四	一	八〇	七九	四、二〇〇	〇、八〇〇
明治三十一年	九	一九二	一	七四	七一	四、八一七	〇、八〇〇
明治三十二年	一一	二七七	一	一一七	一一〇	二、八一三	〇、九〇〇
明治三十三年	一五	三六五	三九	一四五	一四一	六、一一二	〇、〇〇〇
明治三十四年	一七	三四九	二八	一一三	一〇二	八、〇一三	〇、九六六
明治三十五年	一七	三二一	九一	一〇七	一〇〇	九、三一四	三、二〇〇
明治三十六年	一八	三三三	三二	一二九	一〇八	八、二六六	五、六九九
明治三十七年	一七	三三九	三一	一一四	一〇七	五、七一三	一、五三三
明治三十八年	一八	三六二	三四	一三三	一〇五	六、五一一	三、三九六
明治三十九年	一八	三六一	三九	一三六	九三	六、四一三	七、五二二
明治四十年	二〇	三五二	三一	一二五	九八	八、〇一四	二、七一一
明治四十一年	二二	三五三	三五	一三五	一一四	六、二一四	三、八二二
明治四十二年	二二	三四三	四六	一〇三	九四	七、四一五	七、〇三三
明治四十三年	二〇	三四七	二七	一〇八	九九	六、四一五	三、九七七
明治四十四年	一九	三三三	四一	一一九	九七	四、〇一五	二、七四四
大正元年	二〇	三八七	四九	一二八	九〇	三、二一六	二、三三〇
大正二年	二一	三七八	四一	一七〇	九九	四、三一五	八、〇〇〇
大正三年	一九	三九六	六四	一五六	八〇	三、七一五	六、六六〇
大正四年							二、〇〇〇

同窓會は芳越同窓會と名け創立以來年を逐ふて發展したり從來擊劍柔道端艇庭球野球講演及雜誌發行の數部に分ち活躍せしか端艇は適當なる練習所を得ず費額に對し利益尠少なるを以て近來之を廢し現時は擊劍徒歩庭球野球蹴球角力講話雜誌發行及文庫の部に分ちそれ〳〵活動せり

(三) 富岡中學校

本校は明治十二年一月脇町中學校と同時に設置されしか同十八年四月十五日同校と共に廢止となり又同二十九年四月一日徳島尋常中學校第二分校として那賀郡富岡町大字石塚字小山に設置せらる時に校舎二百六十四坪敷地千九百三十六坪なり同年十月校舎周圍の木柵は徒に修繕費を増加するのみなるに依り之を横垣に改むるの目的を以て職員一同の寄附として横苗五千本を木柵に添ふて植付けたり三十一年五月銃器室圖書室の二棟三十二年三月器械標本室を新築す四月獨立し徳島縣富岡中學校と改稱す三十三年四月教室四、生徒休憩室の増築成り又同年九月寄宿舎平屋建二棟生徒室十室及附屬室等其の坪數二百九十七坪二合五勺の新築落成せるを以て公認寄宿舎に在る生徒及一般の入舎出願中の者八十名を收容し舎監を置き舎生各室の編制をなし舎長室長を任命し寄宿舎細則を制定して舎生教養上の主義方針を定む蓋し寄宿舎に於ては専ら嚴格なる家庭の模範を示すと共に規律ある生活に慣れしめ人格を修養することを企圖するにあれば其の設備監護の方法等凡て此の方針に依りて經營す又校長は舎生生徒の模様と各自の感想を聞く爲め舎監立會の上茶

話會を開き善長なる舍風を作るべき旨懇示する所あり爾來寄宿舎内に於て開催すべき茶話會は此の方針を守れり同年十月寄宿舎内に庭園を脩築して各自修室の前に築山金魚池等を作り傍ら鳥部屋をも作り小鳥を飼養し鴨七面鳥鳩等を放養し勉學に倦みたる時耳目を樂ましむるの助けとなす同年十二月寄宿舎生全部冬期休業にて入舎以來初めての歸郷に付き校長より寄宿舎内の習慣に付き家庭に於ける注意方を示し又學資金出納簿は父兄の閱覽に供し其の收支に付き証印を得て歸舎すべき旨を示す爾來學資金出納簿を各學期の休暇中に父兄の証印を得ると規定せり三十五年三月生徒徒控所昇降口に玄關なきを以て風雨の際困難せる情況を察し職員共同して同所入口に貳坪の庇を作り付けて寄附す又同月には講堂の建築竣功し階下に校長室教員室事務室小使室應接室等備はりたるを以て此の所に移し元の教員室は教室に充てたり其の他生徒用便所の増築及寄宿舎附屬の物置場の新築も落成を告げたり

同年三月時の縣知事龜井英三郎視學官岸本精一郎本校を巡視せらる此の時寄宿舎の記念物として永遠に保存すべき目的にて芳名録を調製し筆頭に龜井本縣知事の揮毫を請へり爾來寄宿舎を巡視若くは參觀せらるる知名人士の芳名は載せて同録に在り四月には寄宿舎に洗面場を新設す十一月舍監引率の下に舎生全部勝浦郡恩山寺に遠足運動をなす爾後毎年春秋の好期を選ひ寄宿舎生の遠足を行ふを例とす又同月藤山校長は徳島市關生三より子豚二頭を譲り受け舎生の食器洗ひ汁不用

殘物等にて之を飼養し兼ねて蕃殖せしむることを始む三十六年一月舎内に於て家庭的趣味を感せしむる一助として舎生をして餅搗をなさしむ爾後毎年之を例とす四月舎内整頓規程を設けて之を實施し又前學年度に於ける室長室友として成績佳良なる者に賞品を授與して之を表彰す八月學用品購買法として特約賣店の規定を設けて之を實施せり

同三十七年三月表門の木造なりしを石門に改む寄宿舎二階建一棟八室及食堂の増築成る此の建坪百八十八坪七合五勺是れより先き逐年入舎志望の生徒増加し從來の建築物にては收容する能はずして増築を見るに至れり今此の増築と共に舍監室の移轉舎長室の増設和樂園の設置等大に寄宿舎内部の改善を計り收容生徒百二十名を算するに至る四月に和樂園規定を設け新聞雜誌芝蘭叢生の額風琴鏡等を備へ趣味和樂に關する會合を爲す所とし夕食後舍監の科外談話、時事問題の講話等を爲すことを始む十月より体育獎勵として擊劍柔道を始む

同三十八年五月伯爵芳川顯正、本校を巡視せらる同四十一年三月寄宿舎内に輕便購買の法を設け和樂園に備へ置く但し番人を置かすして舎生をして學用品必要の都度備付の帳簿に記入するのみにして隨意に現品を取出すことを得せしむ是れ其の法簡便に購買し得兼て公德心養成自習に供す十月器械室の増築成る十二月寄宿舎に洗濯場及干場を設け舎生各自の洗濯を獎勵す

同四十二年四月寄宿舎設置以來廢物を利用し養豚等にて得たる零碎の蓄積金中より金三百三十圓

を以て學校の隣地壹畝拾三步を買入れ蔬菜園に使用の目的を以て之を縣に寄附す爾來舍生の炊事に用ふる蔬菜は凡て此處より供給す六月舍生各自に洗面器を與へトフホームの豫防に就き注意せしむ

大正三年五月寄宿舎の洋燈を電燈に改む寄宿舎開舎の當時より金屬製の洋燈を用ひ之を釣るには鐵製の鎖を以てし尙ほ各室に一個宛の砂箱を備へ置き萬一の失火を豫防することに注意せしか暴風雨其の他故障の爲め洋燈を代用する際には猶其の注意を怠らざらしめんか爲め訓戒の紀念として玄關の入口に砂箱一個を残し置けり九月三日を寄宿舎の記念日と定め茶話會を開き祝意を表す爾來本日をして記念日となす

德島縣立富岡中學校教授方針

第一章 教授ノ目的

一、中學校令第一條ニ依準シ智能ヲ修得シ國民ノ中堅タルニ適スル人格ヲ養成スルヲ以テ目的トス

第二章 一般教授ニ關スル事項

第一節 學科ノ聯絡

一、教育ノ要ハ人物養成ニ在ルヲ以テ教師ハ己ノ専門ノ學科ニノミ偏スルコトナク他學科ノ範

圍ニ屬スルモノニテモ關係アル事項ハ便宜之ヲ授ケ互ニ相助ケテ生徒ノ智識ヲ圓滿ニ充實セシムルコトヲ計ルヘシ

二、各分科間ノ聯絡ヲ計リ又他學科トノ關係ニ注意シ其等ノ事項ニ付協議打合ヲ要スルトキハ受持教員打合會又ハ教授法研究會ニ提出シ出來得ル丈迅速ニ之ヲ行フヘシ

三、參考書雜誌等ノ購讀ノ適否ハ生徒ノ學力進歩ニ多大ノ關係アルコトナレハ關係學科受持教員合議シテ之ヲ提示スヘシ

第一節 教材ノ取扱

一、教材ハ生徒理解ノ程度ニ適應スルモノタルヘク其取扱ハ性質ニヨリテ教授階段ノ運用ト教授方式ノ適用トニ注意シ徒ニ形式ニ流ル、コトナカルヘシ

二、教授ノ前矢ッ教材ノ分量ヲ考定シ過不及ナカラシムヘシ

三、教材ハ成ヘク卑近ニシテ日常普通ノ事項ニ取リ高尚深遠ノ學理ニ涉ルコトナカラシムヘシ

四、教材中難解ノ事項モ往々卑近ノ例ヲ示シテ明解ヲ得ヘキコトアリ故ニ是等ニ必要ナル材料ハ豫メ考定スルヲ要ス

五、教材配列ノ順序ハ既知ノ觀念ニ近キモノヨリ漸次未知ノ事項ニ進ムルノ順序ヲ取ルヘシ

六、複雑ナル材料ト雖モ之ヲ數多ノ部分ニ分タハ理解シ易キモノナリ故ニ簡ヨリ繁ニ入り部分

ヨリ一般ニ進ムノ順序ニ配列スルヲ要ス

- 七、抽象的ノモノヲ授クルニハ初興味アル材料ニヨリテ理解シ易カラシメタル後ニ於テスヘシ
- 八、教科書中ニアル練習問題等ノミニテハ各生徒カ十分ニ練習セシメ得ヘキニ非サル故ニ時々教科書外ノ課題ヲ與ヘテ眞ノ理解ヲ得シムルコトヲ努ムヘシ
- 九、常ニ目的ト要点トヲ定メテ正確ニ教授シ徒ニ生徒ノ腦力ヲ過勞セシムルコトナカルヘシ
- 十、教科書ハ常ニ之ヲ活用セシムルコトニ留意シ就中挿入セル事項ニシテ既ニ變更又ハ増減セシモノアラハ教授ノ際其加除訂正ヲ怠ルヘカラス

第三節 教授用具ノ取扱

- 一、實物、圖畫、標本、模型等ヲ利用シテ生徒ノ理解ヲ助グルト共ニ觀察力ヲ養成スルコトヲカムヘシ
- 二、分解的ニ示物教授ヲナストキハ各部分ヲ精密ニ觀察セシメ後全体ノ目的ノ下ニ統一スルコトヲ怠ルヘカラス
- 三、實物、圖畫、標本、模型等ヲ示スニハ豫メ其注意スヘキ要点ヲ示シテ十分ニ會得スヘキ様指導スヘシ
- 四、示物教授ノ察ハ成ルヘク生徒ノ感情ニ訴ヘ其想像作用ヲ活潑ナラシムヘシ

五、簡單ナル用具ハ教師自ラ作り時トシテハ生徒ニ製作セシメ以テ其間ニ略觀念ノ大意ヲ會得セシムルコトヲカムヘシ

第四節 教法

- 一、教師ハ各生徒ノ實力ヲ精確ニ知ルヲ要ス
- 二、教授ノ階段ハ凡ソ豫備、教授、練習ノ三段ニ區分ス  
但技能ノ教授ニアリテハ教授ノ階段ニ於テ示例、實習、批正ヲ適當ニ應用シ一教材ニツキテモ數度ノ反覆ヲナスヘシ
- 三、常ニ生徒ノ訓育ニ注意シ教授ト相待テ進行セシムルコトヲ期スヘシ  
生徒訓育ノ方法ハ行爲ノ萌ニ於テ之ヲ善導シ弊ヲ作リタル後ニ禁止スル消極的ノ方法ヲ用フヘカラス之レカ爲メニハ教師ハ常ニ適當ニ管理シテ意志ヲ陶冶シ其習慣ヲ養成スヘシ
- 四、教授ノ際ハ常ニ方言及作法等ニ注意シ之ヲ矯正スヘシ
- 五、學年ノ程度ニ從ヒ教師生徒兩者間ノ働キニ適宜ノ増減ヲ行ヒ生徒ヲシテ自發的研究心及獨立の考察力ヲ發達セシムルコトニカムヘシ
- 六、生徒ハ動モスレハ只記憶ニノミ依ラントスルノ弊アレハ教師ハ記憶力ノ外ニ推理想像理解判斷觀察等ノ諸能力ヲ均ニ發達セシメントテ努ムヘシ

七、教授中生徒ノ注意力ヲ維持スルハ主トシテ教授ノ變化ニヨル故ニ教師ハ各事項ノ教授案ヲ整理シ適當ノ變化ヲ保チ單調ナラサラシメノコトヲ計ルヘシ

八、稍困難ナル事項ヲ教授スル場合ニハ其一段落ヲ終フル毎ニ生徒ニ發問シテ其觀念ヲ明カナラシムヘシ

九、生徒ノ判斷力ヲ養フハソノ先ツ其心力ヲ練リ理解力ヲ養フチカメ妄リニ注入的ニ口授ナラサランコトヲ要ス

十、教授ニ活氣アラシムルハ興味ヲ喚起スル方便ナレトモ枝葉ニ走り生徒ノ注意ヲ散漫ナラシムルノ弊ニ陥ラシメサルコトニ注意スルヲ要ス

十一、範讀ハ一般讀方ノ指導上必要ナリト雖モアマリ流暢ニ失シテ聞取リニ困マシムルコトナク音調ノ抑揚ト句法ノ長短等ヲ知ラシムルニ十分ナル度ニ於テスヘシ

十二、教授事項ハ出來得ルタケ實物、地圖、器械、標本、實驗、統計表、寫眞、圖畫等ニヨリ說示スヘシ

十三、黑板ハ適當ニ使用スレハ教授ノ效果ヲ收ムルコト大ナル故ニ何レノ學科ニ於テモ生徒ノ答辨教師ノ說明共ニ成ルヘク黑板ヲ使用スヘシ

十四、圖解ハ尤モ明確ナル觀念ヲ與ヘ記憶シ易カラシムルモノナレハ教師ハ成ルヘク多ク之ヲ用ユヘシ

十五、黑板上ニ同時ニ數名ニ練習ヲ爲サシムル際他ノ生徒ハ之ヲ放任セスシテ數區ニ分チ各區ノ生徒ニ黑板練習者ノ何レカヲ其練習後批評ノ責任ヲ負ハシメ或ハ黑板練習者カ作業スル問題ト殆ント類似ノ材料ニヨリ各自ニ練習セシムヘシ

十六、答問式ノ場合ト雖トモ問ノ綱目答ノ要点等ハ之ヲ黑板ニ摘記シ其觀念ヲ一層明カナラシムヘシ

十七、講義的形式ノ場合ニモ説明中ノ骨子トナルヘキモノハ之ヲ適當ノ順序ニ列記シ其講義事項ヲ復スルニ便利ナル様整頓スヘシ

十八、生徒ノ雜記帳ニ筆記セル事項ハ時々之ヲ檢閲シ誤謬又ハ不注意ノ点ヲ指摘矯正スヘシ

第五節 發問應答ニ關スル事項

一、發問ハ趣旨明瞭ニシテ其要点ヲ會得シ易カラシムルヲ要ス

二、全生徒ニ責任ヲ負ハシムル様ニ發問シ或一生徒トノミ長ク問答シ他ノ生徒ノ注意ヲ缺カシムルカ如キコトアルヘカラス

三、問答ハ其方法ヲ種々ニ工夫スヘシ同一ノ事項タリトモ問答法ノ適否ニ依リテ教授上ノ興味ニ大差アルコトヲ忘ルヘカラス

四、答辨ハ一部欠点アリトテ之ヲ中止シ又ハ其全部ヲ棄却シ或ハ答辨中之ヲ急キ立テ又ハ助言シテ反テ自棄ニ陥ラシムルカ如キコトアルヘカラス

第六節 質問ニ關スル事項

- 一、教授事項ニ關係アル質問ハ自修ノ模様ヲ明ニシ及理解ノ程度ヲ知り得ルノ便益アレハ喜ソク之ヲ受ケ懇切ニ説示スヘシ
- 二、不必要又ハ高尚ニ過クルカ如キ質問アルトキハ其理由ヲ明ニシ妄リニ質問ヲ中止シ又ハ叱スルコトナカルヘシ
- 三、熱心ニ研究シ又ハ丁寧ニ練習シタルヨリ起レリト認ムヘキ質問ハ之ヲ賞賛シ獎勵ヲ加フヘシ
- 四、平易簡單ニシテ説明ノ要ナキ質問ニ對シテハ之ヲ反問シ又ハ思考ノ順序ヲ示シ自ラ考察了解セシムヘシ
- 五、他ノ思考作用ヲ鼓舞スルニ適當ナル質問ハ之ヲ全生徒ニ提出シテ思考セシムヘシ
- 六、生徒ノ質問及之ニ對スル教師ノ説明ハ單ニ質問ノミナラス全生徒ヲシテ注意シテ聴取セシムヘシ

七、質問ノ要旨ヲ明ニセサル場合ハ反問シテ其真意ヲ確カメ全生徒カ之ヲ了解スルヲ待テ説示スヘシ

八、價值アル質問ニシテ即答シ得サルトキハ決シテ牽強附會ノ説明ヲ與ヘス之ヲ預リ置キ十分調査シテ全生徒ノ前ニ答フヘシ此ノ如キ場合ニ答ヲ還延スルカ又ハ全ク失念スルカ如キコト斷シテアルヘカラス

第七節 劣等生學力補充

- 一、劣等生ノ教育ニハ特ニ意ヲ用ヒテ之ヲ善導シ自暴自棄ニ陥ルヲシムルコトナク反テ之ヲ奮勵セシムルコトヲ期スヘシ
- 二、教授ノ事項ハ成ルヘク細分シテ練習ノ度数ヲ多クスヘシ
- 三、舍監又ハ通學生取締ト合議シ父兄ニ實況ヲ知ラシメ家庭ニ於テ復習セシムル方法ヲ行ヒ尙進シテ時間外ニ教授スル事ヲカムヘシ

第八節 學力檢定

- 一、日常教授ノ際ニ於テ生徒ノ實力ヲ考察シ試験ノミニ頼ルヘカラス
- イ 生徒ノ成績ハ復習練習應用及試験ニヨリテ之ヲ定ムヘシ
- ロ 一單元ノ教授二時間以上ニ渡ル時ハ之ヲ統一セン爲メ全部終了ノ後更ニ復習ヲ行ヒテ其



學力ヲ檢定スヘシ

- ハ、次回教授スヘキ箇處ヲ示シ又調査ヲ要スルモノハ其方法ヲ指導シテ豫習セシメ教授ノ際之ヲ檢シテ研究ヲ督勵スヘシ
- 二、試験ハ主トシテ生徒ノ實力ヲ檢スルト其勉學ヲ善導スルトニアレハ問題ハ必ス試験ノ目的ニ適合スルモノヲ選フヘシ
- 三、問題ノ數及範圍ハ所定時間ニ適當ニ思考シ記述シ得ヘキ限度ニ於テスヘシ

第九節 答案作製品

- 一、答案ハ常ニ明晰ニ書カシメ誤字脱字ナカラシムル習慣ヲ養フヘク殊ニ答案ヲ精査シテソノ誤謬ノ点、表述ノ体裁、理解、程度、思想ノ精粗勉學ノ方法等ニツキテ觀察シ單ニ採点ノ材料トノミセス教授ノ成果ヲ檢察シ又ハ教授ノ缺點ヲ發見スル等教授上ノ參考ニ資スヘシ
- 二、答案及製作品ハ之ヲ批正シ又ハ評語ヲ付シ長處ハ之ヲ賞シ缺點ハ注意シ生徒ヲシテ激勵スル所アラシムヘシ
- 三、宿題ヲ課スル時ハ生徒ノ心力ヲ過勞セシメサルコトニ注意スヘシ
- 同時ニ多數學科ノ宿題ヲ課セサルタメ教員室ニ備付アル課題表ヲ利用スヘシ
- 四、長期ノ休暇ハ豫メ研究ノ方針ヲ指示シ宿題ヲ課スヘシ又研究或ハ復習練習ニタル事項ハ

- 五、宿題中優等ノ成績品ハ一旦之ヲ生徒ニ示シタル後學校ニ保存シ便宜展覽ニ供シ兼テ他生ノ參考ニ資スヘシ

第三章 各學科教授ニ關スル事項

第一節 修身科

第一 教授ノ目的

- 一、教育ニ關スル勅語及成申詔書ノ御趣旨ヲ遵奉シ道德ノ要領ヲ授ケテ倫理的觀念ヲ養成シ、後來世ニ出デテハ能ク道德的範疇ニ行動云爲セシムヘキ素地ヲ作ルヲ以テ目的トス
- 二、生徒ハ兎角學校ノ教科ハ單ニ學科トシテ之ヲ學ビ各自カ日常ノ行爲トハ全ク懸ケ離ル、ノ弊ニ陥リ易キヲ以テ修身科ニ於テハ殊ニ此点ニ留意シ可成卑近ノ事實ヲ示シ理ト論ト實行ト相隔離セサラシメンコトニ努ムヘシ
- 三、偉人ノ言行ヲ引例スル報合ニハ時ノ今古境遇ノ異同ヲ説キ示シテ徒ヲニ實跡ヲ追フコトナク能ク其精神ノ在ル所ヲ取リテ修徳ニ資スル所アラシムヘシ
- 四、校内ニ起レル特殊ノ事項又ハ世上ノ出來事ニシテ生徒ノ心性修養ニ資スベキモノアル時ハ

- 毎ニ之ガ利用ヲ怠ルコトナク以テ平素ノ修身教授ト相待チテ效果ヲ收メノコトニ努ムヘシ
- 五、教師自ラ修徳上ノ先驅者トナリ熱誠同情ヲ以テ生徒ヲ指導スヘシ
- 六、我國民情ノ特質ト缺點トヲ例示シテ之ヲ助長矯正スルハ勿論學校所在地方ニ於テ善長ナル發達ヲナセル特質ヲ撰ヒテ益々之ヲ發揮セシムルト共ニ其缺點如セル道念ヲ擧ケテ其發達ヲ促スコトニ努ムヘシ
- 七、生徒ヲシテ單ニ過ナカラシメントスル消極主義ヲ以テ得タリトセズ進ンデ進取ノ氣象ヲ涵養セシムルコトニ努ムヘシ
- 八、各學年ニ於ケル生徒ノ心的狀態ニ通シ其時期境遇ニ適切ナル訓誡ト指導トヲ與フルコトニ努ムヘシ
- 九、第一學年ニハ第一學期ノ前半ヲ以テ校則生徒心得等ヲ反覆丁寧ニ説キ示シ深ク規律ノ重クスヘキコト師長ニ從順ナルヘキコトノ觀念ヲ養ハシメ以テ修身教授ノ素ヲナスヘシ
- 十、最モ大切ナル教訓ハ時々之ヲ反覆シ善ク之ヲ肝銘セシムルコトヲ努ムヘシ

第二節 國語及漢文科

第一 教授ノ目的

- 一、本科ノ教授ハ主トシテ文部省中學校令施行細則第三條ノ趣旨ニ準據シ國語ヲ基礎トシ漢文

ヲ補助トシテ文章ノ理解思想感情ノ表出ヲ正確ナラシメ品性ノ修養ニ資シ兼テ高尚ナル文學趣味ヲモ享受セシムルヲ目的トス

第二 教授ノ要項

- 一、常ニ生徒ノ言語及思想ニ注意シ不明瞭不正確ナルモノヲ矯正スヘシ
- 二、教材ニ關係アルモノニシテ各方面ニ有益ナル人物ハ之ヲ略述スヘシ

講 讀

- 一、授業ノ順序ハ先ツ前回ノ復習ヲナシ次ニ當日授クヘキ文章ノ讀方解釋ニ移リ且ツ練習應用ヲ行ヒ終リニ概説ヲナシ又次回ノ豫習ヲ命スヘシ
- 二、初年級ニ在リテハ特ニ發音ニ注意シ方言ヲ矯正シ及ヒ言語ヲ明瞭ナラシムルコトヲ力ムベシ
- 三、漢文ノ讀方ハ國語ノ法則ニ從ヒ彼此語法ノ相違セル所以ヲ對照知得セシメ自他ノ動作敬語ノ送假名ノ如キハ特ニ注意スヘシ又場合ニ應シ外國トノ語法ノ異同ヲ併セ示シテ其理解ヲ確實ナラシムヘシ
- 四、漢文ハ勿論國語ニ於テモ能ク句讀段落ヲ明カニシ文義ノ混亂誤解ヲ生セサル様ニ注意スヘシ
- 五、俗字略字等ハ使用セシメサルヲ可トスレトモ尤モ普通ナルモノニ至リテハ正字ト併セ授ケテ其正否ヲ弁ヘシムヘシ

- 六、字音ノ正確ニ非ルモノトイヘトモ廣ク世間ニ用ヒラル、モノハ之ニ從ヒ學力ノ進程ニ應シテ正訛音ヲ併セ授クヘシ
- 七、字畫ハ明瞭正確ヲ期シ決シテ當字ヲ使用セシメサル様注意スヘシ
- 八、文字ノ構成、偏旁ノ名稱、類字ノ誤リ易キモノ同一文字ニテ場合ニヨリテ讀方ノ異ナルモノ同形異義、同訓異義、異形同義、反對ノ語、語ヲ連續シテ熟語ヲ作ルコト等ハ學力ヲ酌シテ適宜之ヲ併舉シ正シク記憶セシムヘシ
- 九、地名人名、物名ハ正讀シ故事古語術語ノ類ハ明瞭ニ解説シ歴史地理風俗人情等ニ關スル事項ニシテ生徒未知ノ材料ハ成ルヘク丁寧ニ説明スヘシ此際必要ニ應シテ或ハ實物圖書標品等ヲ使用シ或ハ要領ヲ摘記シ生徒ノ理解力ヲ助ケ其印象ヲ深カラシメ以テ誤解ナカラシムヘシ
- 十、講義ハ通俗年易ニシテ野鄙ナラサル語ヲ使用シ語義文義ヲ正確ニ理解セシメ學力ノ増進スルニ從ヒ文法ノ應用修辭上ノ注意ヲ與フヘシ
- 十一、敬語ノ使用法ヲ練習スルコトヲ力メ殊ニ事ノ皇室ニ關スルモノ若クハ尊嚴ナル記事ニ就テハ鄭重ナル言語ヲ用ヒシムヘシ
- 十二、一篇ノ文ヲ講了セルトキハ生徒ヲシテ其ノ要點若クハ大意ヲ談話セシメテ全篇一貫ノ義ヲ覺ラシムヘシ

- 十三、豫修ハ毎回之ヲ課シ教授ニ先チ隨時指名シテ講讀セシムヘシ
- 十四、前ニ授ケタル字句文章ト今方ニ授クル所ト類似シ或ハ反對スル所ハ對照比較シ注意ヲ與フヘシ
- 十五、生徒ヲシテ輪讀論講ヲナサシムルニハ一人ノ講讀スル部分ヲ少ナクシ成ルヘク多人數ニ亘ラシムヘシ
- 十六、教師ハ難澁ナル文章及授クルノ外ハ成ル可ク模範講讀ヲナスヘカラス
- 十七、漢文ニ於テハ時々漢字用法句法等ノ練習及復文ヲ課スヘシ
- 十八、一字數義ノ語ハ特ニ之レヲ注意セシムヘシ
- 十九、難解ノ字句ハ適宜摘解シテ書キ取ラシムルコトアルヘシ
- 二十、教材中作文ノ資料トナルヘキモノハ之ヲ指示スヘシ
- 廿一、含蓄アル語及省畧語ハ補說敷衍シ冗長散漫ヲ避クル所以ヲ知ラシムヘシ
- 廿二、教材中ノ佳句格言詩歌等ハ誦讀セシムヘシ
- 廿三、名家ノ短文ニシテ記憶ニ適スルモノモ亦時々誦讀セシムルコトアルヘシ
- 廿四、初年級ニ於テハ文章ヲ朗讀シテ又ハ談話ヲナシ靜ニ之ヲ聽取ラシメ其要點ヲ語ラシムルコトアルヘシ

廿五、既修ノ文章ヲ朗讀シテ書キ取ラシメ文字ノ正否ヲ檢スヘシ

七三二

作文及文法

文法

- 一、實用ヲ旨トシ國語ノ構造及其相互ノ關係ヲ明カナラシムルニ注意スヘシ
- 二、用例ハ多ク日常使用セル教材中ニ求メ奇僻若クハ特異ノモノヲ避クヘシ
- 三、五十音圖ノ教授ハ動モスレハ輕視シ易キ傾キアレハ力メテ之レカ練習ヲ計ルヘシ
- 四、各品詞中活用ヲ具ヘタルモノ、名稱及助辭ノ分類連續關係等ハ十分ニ會得セシムルヲ要ス
- 五、教材ノ一段落ヲ終ル毎ニ表ヲ作りテ既修ノ智識ヲ明確ナラシメ其表ヲ保存シテ疊出セル場  
合ニ之ヲ活用セシムヘシ
- 六、文法ト講讀作文トハ尤モ密接ナル關係アルヲ以テ講讀ノ際ニ於テ誤リ易キ文法及作文ノ際  
ニ於テ應用スヘキ文法ヲ指摘シ生徒ヲシテ當ニ其應用ニ慣レシメンヲ力ムヘシ
- 七、慣例ニテ知了セル事實ニヨリテ法則ヲ覺ラシメ然ル後教科書ニ就テ一層正確ニ記憶セシム  
ルコトニ注意スヘシ

作文

- 一、作文教授ハ實用ヲ旨トシ平易達意ナラシムルコトニ注意スヘシ

- 二、文題ハ日常生徒ノ耳目ニ觸ルルモノ或ハ生徒ノ思想ヲ表出スルニ適切ナルモノヨリ選擇スヘシ
- 三、修身博物地理歴史等既修ノ材料ニヨリテ作文ヲ課シ思想敘述ノ整頓ニ慣熟セシムヘシ
- 四、偶發事項ニ就テ作文ヲ課スルトキハ敘述スヘキ要點ヲ説明スルコトアルヘシ
- 五、附近ノ地理口碑俚談等ニ關スル文ヲ課シテ觀察力ヲ養成セシムヘシ
- 六、長篇ノ文ハ時トシテ項ヲ分チ合作セシムヘシ
- 七、添削ハ思想ノ布置字句ノ用法文字ノ正否ヲ檢スト雖モ大ナル誤ナキ以上ハ可成其思想ニ涉  
ルヲ避クヘシ
- 八、多數生徒ニ共通ナル誤字誤法等ヲ指示シ再ヒ其誤謬ニ陥ラシメサルコトニ注意スヘシ
- 九、作文中陛下若クハ殿下ノ尊稱ヲ用フル所ハ別提關字ノ例ニ從ヒテ記サシムルヘシ
- 十、作文ハ一定ノ作文帳ニ認メ之レヲ保存セシムヘシ
- 十一、教室ニ於テ作文ヲ早ク書キ終ヘタル生徒ニハ自ラ誤字誤格ヲ訂正セシメ研究推敲ノ上提  
出セシムヘシ
- 十二、書翰文等書式アルモノハ特ニ注意ヲ加ヘ時々實地ノ練習ヲナサシムヘシ
- 十三、各文稿ハ獎勵ノタメニ簡單ナル批評ヲ附シ各等級ニ應シタル評語ヲ與フヘシ
- 十四、添削シタル作文ヲ生徒ニ返附スルコトハ成ルヘク作文時間ニ於テスヘシ然シテ數分ノ時

七三三

間ヲ與ヘテ各自ノ作文ヲ熟讀セシメ特ニ添削批評ノ箇所ニ注意セシムヘシ  
十五、生徒ノ學力ニ應ジタル程度ニ於テ各種文章ノ模範ヲ示シ修辭法文ノ組織法等ノ注意ヲ與フルコトアルヘシ

十六、漢文英語讀本等ニヨリテ平易ノ譯文ヲ課スヘシ

習字

一、習字科ニ於テハ實用ニ適切ナル字体ニテ容易ニ書得ル力ヲ與ヘ且注意清潔等ノ良習ヲ養ヒ併セテ美的趣味ヲ會得スルニ至ラシメノコトヲ期スヘシ

二、常ニ範本ニツキ難易ノ順序ヲ考ヘ運腕運筆呼吸法及楷書ノ八病法ハ其都度丁寧ニ説明シ應用自在ナラシメノコトヲ要ス

三、初年級ニ在リテハ先ツ用具ニツイテ必要ナル注意ヲ與ヘ其選擇使用法ノ心得ヲ示シ之ヲ實行セシムヘシ

四、姿勢ヲ正シクシ机案ヲ理メテ錯雜セシメサル様ニ注意スヘシ

五、運筆ノ暢達ヲ圖ル爲ニ初年級ニハ文字ノ數ヲ少ナクシ形ヲ大ニ書カシメ學年ノ進ムニ從ヒ漸次字形ヲ縮少シ字數ヲ多カラシムヘシ

六、講讀作文ト關係ヲ有タシメ文字ノ改マル毎ニ讀方意義點畫向背上下左右等ヲ教ヘ運筆ノ誤

リ易キモノハ筆ヲ下ス前ニ十分之レヲ會得セシムヘシ

七、練習ハ自宅ニ於テナサシメ毎週一回清書ヲ課シ訂正評語ヲ加ヘテ返付シ細習字ハ隔週一回課題ヲ與ヘ之レヲ點檢スヘシ

八、細習字ハ教科書ノ外讀書作文等ヨリ教材ヲ採リ清書セシメ時ニハ自宅ニ於テ練習シタルモノヲ教師ノ口唱ニヨリ書カシムルコトアルヘシ

九、清書ノ際多ク書損シテナスハ陥リ易キ通弊ナリトス故ニ常ニ紙幅ト字形トノ關係ヲ考量シテ後筆ヲ下ス習慣ヲ養成セシムヘシ

十、常ニ他學科ト連絡シ且速寫法ヲモ心得シメ時々作文又ハ他ノ試験答案等ヲ習字科ノ見地ヨリ批正スヘシ

十一、課業ノ習字ト實用ノ筆蹟トニ遲速巧拙ノ差ナカラシメシメ細習字及速寫法ノ練習ヲ怠ルベカラス

十二、行書ニツイテハ筆ノ顛逆落筆止筆氣脈曲線ノ結合ノ諸事項ニ注意セシムヘシ

十三、手紙ノ書式ニツイテハ作文科ト連絡シ特ニ其書方ニ注意シ色紙短冊等凡テ書式アルモノハ大体ニ其心得ヲ説示スヘシ

トニモ慣レシムヘシ

十五、清書ニハ其都度一般ニ矯正スヘキ点及各生徒ニツキ其手癖ヲ知ラシムヘシ

十六、用筆ハ各學年ニ應シ一定ノ大サノモノヲ用ヒシムヘシ

第三節 英語科

第一 教授ノ目的

英語ヲ教授スルニハ平易ナル普通文ヲ解シ日常普通ノ對話ヲナシ簡易ナル日用文記事文ヲ作り得ルノ學力ヲ養成シ兼テ外國ノ風俗習慣人情等ノ一般ヲ窺知セシムルヲ以テ目的トス

第二 教授ノ要項

總說

一、耳、口ノ練習ヲ教授ノ基礎トス故ニ一二學年ノ教授ニ於テハ特ニ此点ニ留意スヘシ

二、教授事項ヲ分ツコト左ノ如シ

發音、綴方、習字、讀方、譯解、話方、聽取、書取、暗誦、作文、文法

三、各教授事項ハ互ニ連絡ヲ有スルヲ以テ同一時間内ニ授クルヲ通則トスレトモ三學年以上ノ

作文文法等ハ便宜時間ヲ分ツコトアルヘシ

四、初年級ニ於テハ教授ノ中心ヲ會話ニ置キ其好奇心ト暗記力トヲ利用シテ殆ト讀本全部ヲ暗

記セシメ平易ナル説明ニヨリテ自然ニ文章ノ構成ヲ知ラシメ又文法ノ初歩ニ通セシム可シ

五、四、五學年ニ於テハ前學年ヨリモ比較的譯解ニ重キヲ置クト雖モ實用英語ノ學力ヲ減殺ス

ルカ如キ通弊ニ陥ラサラシムルコトヲ期スヘシ

六、教授中ハ繪畫實物ヲ使用シ身振ヲ以テ助け成ルヘク邦語ヲ用ヒサルヘシ

細說

發音及ヒ綴字

一、發音教授スルニハ先ツ發音機關ノ構造及其主要ノ名稱ヲ教示シ口、唇、舌、顎等ノ運用ニ

ヨリテ諸種ノ音ヲ發スル狀態ヨリ始メ生徒ヲシテ全然之ニ模倣セシメ特ニ口、唇、舌、顎等

ノ使用ヲ習熟セシムヘシ

二、混同シ易キ發音ニツキテハ幾度モ反覆シテ自然ニ習熟セシメンコトヲ力ムヘシ

三、綴字ヲ教フルニハ先ツ類例ヲ列舉シテ發音セシメ自然ノ裡ニ一定ノ規律アルヲ悟ラシムヘ

シ其意義ヲ教ヘタル單語ハ必ス發音セシムルト同時ニ書取ノ練習ヲ行フヘシ

四、初年級ノ新語ニツキテハ始メ發音及意義ヲ教ヘ然ル後文字ヲ示シ更ニ書取ノ練習ヲナスヘ

シ

五、發音符ハ「ウエスター」辭典ノ音符ニ據ルヘシ

六、二學年以上ノ讀本教授ノ場合ニハ新出語ノ發音符「アクセント」ヲモ豫修セシムヘシ  
七、羅馬綴字法ハ英語綴字法ノ根底ヲ作ラシメテ後教フヘシ

習字

- 一、習字ヲナサシムルニハ先ツ姿勢ペンノ持チ方習字帳及インク壺ノ位置等ヲ教示スヘシ
- 二、一定ノ習字帳ニヨリ筆法ヲ教ヘ運筆ノ基礎成リテ後自由ナル運筆ニ慣レシムヘシ
- 三、學校ニテハ生徒カ練習スヘキ箇處ノ約半ヲ課シ他ノ半ハ自宅ニテ練習セシムヘシ
- 四、習字帳ノ文意及讀方ハ毎時教示スヘシ

讀方及譯解

- 一、讀方ヲ教フルニハ先ツ教材中ノ新出語ノ發音ヲ正シ「インフレクシヨン」「ボーイズ」「ストレッツス」等ニ及スヘシ 但其練習ハ意義了解ノ後行フヘシ
- 二、暗誦ハ既習ノ文中日用語熟字若クハ教訓ニ富メル部分ヲ選ミテ之ヲ課シ一ハ正確ナル讀方ノ練習ニ資シ一ハ作文文法會話ノ助トナスヘシ
- 三、譯語ハ一般ニ邦語ヲ用フルモ時々「パラフレーズ」ヲナサシムヘシ
- 四、文ノ構成形式ニ注意シ其適用ノ範圍廣キモノニツキテハ生徒ヲシテ類例ヲ舉ケシメ或ハ教師自ラ之ヲ示シテ印象ヲ強クスヘシ

- 五、新出語句ノ主要ナルモノハ書取會話暗誦作文等ヲ利用シテ之レカ應用ヲ計ルヘシ
- 六、上級ニ於テハ原書ノ辭典ヲ使用セシメ「ミノニム」ヲ問フヘシ
- 七、時々次ノ如キ練習ヲ行フヘシ
  - イ、讀方ニヨリ本ヲ離レテ直ニ其ノ大意ヲ述ヘシム
  - ロ、聽取ニヨリ直ニ其ノ大意ヲ述ヘシム
  - ハ、文法上ノ説明ハ文意ヲ明確ナラシムルニ必要ナル場合若クハ文法ノ實例トシテ必要ナル場合ニ於テスヘシ

話方

- 一、話方ノ爲メ特別ノ授業時間ヲ割カス英語時間中ノ問答説明等ヲ以テ之ニ充ツヘシ
- 二、話方ノ材料ハ概ネ教科書中ヨリ選擇シ或ハ時事雜誌ヲ試ムルコトアルヘシ
- 三、教場用語ノ一班ハ一、二學年ニ於テ練習セシムヘシ

聽取及書取

- 一、聽取ハ話方讀方譯解ニ附帶シテ其ノ練習ヲ計リ概テ左ノ方法ニヨルヘシ
  - イ、教科書中ノ地名人名其他必要ノ事項ヲ英語ニテ説明シ時々之ヲ和譯セシメテ理解力ヲ試ムヘシ

- ロ、日常ノ事項ニツキ臨時談話シテ之ヲ和譯セシムヘシ
- ハ、聽取和譯ハ教師ノ談話スル一字一句ヲ更ニ己ノ心中ニ排列スルニ非サレハ其意義ヲ了解シ能ハサルカ如キ流弊ニ陥ラサラシメンカ爲メ其ノ大意ニ止メ置クヘシ
- 二、書取ハ耳ノ練習ヲ經トシ手ノ練習ヲ緯トシ兼テ既修ノ重要ナル語句ヲ記憶セシムルヲ要旨トスヘシ
- 三、書取ハ每週少クトモ一回約十分ヲ以テ之ニ充ツ。但下級ニ於テハ殆ト毎時之ヲ課スヘシ

作文

- 一、作文ヲ授クルニハ和文英譯、課題及聽取作文等ニヨルヘシ
- イ、和文英譯ハ教科書若クハ教師ノ選擇セシ事項ニヨリ之ヲ課スルモノトス
- ロ、課題ハ教科書中ヨリ或ハ日常ノ事項ヨリ之ヲ課スルモノトス
- ハ、聽取作文ハ英語ニテ談話シタル事項ヲ英文ニ綴ラシムルモノトス
- 二、思想發表ノ樣式ハ彼我自ラ趣ヲ異ニスルモノアルヲ以テ決シテ一字一句ノ精密ナル英譯ヲ強フルコトナク豫修ニ於テハ大体ノ意譯ヲ以テ足レリトシ和文直譯ノ弊ニ陥ラサラシメンコトヲ力ムヘシ
- 三、作文教授ハ文法ト直接ノ關係アルモ深ク文法上ノ説明ヲ要セス唯文ノ形式ノ重要ナルモノ

ニ關シテハ類例ヲ舉ケテ指導スヘシ

- 四、生徒ノ陥リ易キ誤謬ニ就キテハ特ニ印象ヲ強クシ置クヘシ
- 五、書翰文ハ概ネ左ノ種類ニ就テ練習セシムヘシ
  - 一 日用文
  - 二 重ナル書式
- 六、書翰文ノ書式ヲ練習スルニハ用紙封筒等實物ヲ使用セシムヘシ
- 七、時々外國人ノ手ニナレル書翰ヲ示シテ諸種ノ書風ヲ知ラシメ興味ヲ添フヘシ

文法

- 一、文法ハ言語文章等思想發表ノ結果トシテ生シタルモノニシテ文法アリテ言語文章ノ成立シタルニアラサルカ故ニ文法教授ノ結果凡テ言語文章ヲ拘束シ其ノ發達ヲ妨グルカ如キ流弊ニ陥ラサランコトニ留意スヘシ
- 二、文法ヲ授クルニハ深ク理論ノ討究ニ馳セス煩瑣ナル規則ノ誦誦ニ重キヲ置カス既修ノ材料中ヨリナレル類例ヲ舉ケテ其ノ法則ヲ會得セシムヘシ
- 三、文章ノ構成上文章ヲ解スル上ニ必要ナル事項ハ常ニ譯解ト關連シテ記憶セシムヘシ

(附記) 初學年讀本教授

第一 要旨



第一二學年ニ於テハ口及ヒ耳ノ練習即チ話方及ヒ聽取ノ教授ニ重キヲ置キ以テ英語ノ理解力ト運用トニ確實ナル基礎ヲ與ヘン事ニカムヘシ

第二 教授上ノ注意

- 一、就學當初ノ數週ヲ發音及綴字ノ教授ニ充テ十分之ヲ練熟セシム可シ
- 二、進ミテ文章ノ部ニ入リテハ各課ノ教材ヲ話方、讀方、譯解、書取、及應用、練習ノ諸方面ニ亘リテ教授スヘシ
- 三、教授時間毎ニ豫備階段トシテ初メ約二十分間ハ既修ノ部分ノ複演應用及書取等ニ充テ後新事項ノ提示ト練習トニ入ルヘシ
- 四、生徒ノ「ホームタスク」トシテ各時教授セシ處ヲ清書スル事諳誦スル事及ヒ書取ヲ豫修スル事ヲ命ス可シ

發音綴字部

- 一、最初ニ發音ト之ヲ示ス發音字ノ書方及名稱トヲ教フヘシソノ練習ハ簡單ナル數個ノ母音ノ前後ニ發音字ヲ結ヒ付ケテ之ヲ爲スヘシ
- 二、各發音字ノ音ト名稱トヲ教ヘ終リタル後「アルファベット」ヲ教示スヘシ
- 三、次ニ短母音、長母音、二重音等ノ順序ニ據リ母音ト其文字トヲ教示スヘシ此際ニハ既習ノ

發音綴字部ト併用シテ單語トシテ練習スヘシ

但シ單語ノ意味ヲ教フルハ日常目撃スル物ノ名ニ限ルモノトス

- 四、最後ニ「シラフル」及ヒ「アクセント」ノ一般ヲ教授スヘシ
- 五、以上ニテ略ホ英語固有ノ發音ニ慣レタル筈ナレハ文章部ニ入ルニ先チ日本音ノ羅馬綴リヲ教示スヘシ

話方教授

- 一、教科書ヲ開クニ先チ其時間ノ教材チ口ト耳トニヨリ教授スヘシ意味、發音、音節、「ポーズ」及ヒ調子等十分ノ模倣成リテ後文字ヲ示ス可シ
- 二、黑板ヲ利用シテ説明スル方理會シ易キ場合アリソノ際ハ黑板ニ書キナカラ説明シ十分了解ノ後之カ暗誦ヲナサシム可シ
- 三、實物或ハ繪畫ヲ用ヒ又時々生徒ヲ教材中ノ人物ニ擬セシメテ可成實際ニ近寄ラシムヘシ
- 四、稍進ミタル文章ハ直ニ教科書ヲ開キテ教フル方興味モアリ且ツ必要ナル場合モアレハ隨時此法ヲ採ル可シ此ノ方法ヲ用フル時ハ特ニ其應用練習ヲ十分行フヘシ
- 五、教師ノ用フル批評語其他簡單ナル語ハ英語ニテ話シ生徒ヲシテ不知不識ノ間ニ聞キ覺エシメ遂ニ教場用語ノ大体ヲ話シ得ルニ至ラシムヘシ

讀方譯解

一、意味ハ話方教授ノ際大体知得セル筈ナリ故ニ教科書ヲ開キテハ主トシテ讀方ヲ練熟セシム可シ

二、讀方ノ際深キ注意ヲナス習慣ヲ養ハシメ各節ノ讀方了ル毎ニ其節ニ關スル問答ヲナスヘシ

書取

書取ハ話方ト共ニ最重要ナル課程ナレハ毎時練習セシムヘシ

文法

一、文法ハ讀本中ノ文章ヲ理解スルニ必要ナル常規通則ニ止ムヘシ

二、既授ノ教材ヲ用ヒテ歸納的ニ教ヘ以テ言語ニ一定ノ規則アルコトヲ覺ラシム可シ

應用練習

一、全文或ハ一部分ヲ暗誦セシムルコト

二、人稱又ハ時ヲ變シテ話サシムルコト

三、話中ノ人物トナリテ問答セシムルコト

四、繪畫身振ヲ示シテ之ヲ英語ニテ話サシムルコト

五、既修ノ語句ヲ使ヒテ簡單ナル文ヲ作ラシムルコト

六、和文英譯ヲナサシムルコト

七、聽取文或ハ既修ノ話ヲ想ヒ出シテ記述セシムルコト

八、日々ノ事項ニツキ會話セシメ或ハ簡單ナル書簡文ヲ作ラシムルコト

〔注意〕 此等ノ練習ヲ一時ニ課スルトキハ却テ生徒ヲ惑ハシム故ニ其日ノ教材ニ最モ適切ナル三四種ヲ撰ミ一二週間ニ此等ノ方法ノ一ト通リテ課スヘシ

附 內 規

一、英語ノ時間ニハ必スインキ、ペン及吸取紙ヲ準備セシメ毛筆鉛筆ノ使用ヲ差止ムヘシ

二、書取及作文ハ成ルヘク一定ノ帳簿ニ認メシムヘシ

三、教場ニ於テ授ケラレタル事項ヲ復習スル習慣ハ勉メテ最初ノ時間ヨリ之ヲ養フヘシ

四、教科書ニ記入ヲナスコトハ一般ニ之ヲ禁止スヘシ

第四節 數 學 科

第一 教授ノ目的

中學校令及施行細則ニ規定セル本科教授ノ要旨ニ從ヒ數量ノ關係ヲ明ニシ計算ニ習熟セシメ兼テ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ目的トス

## 第二 教授ノ要項

- 一、數學教授ニ於テハ殊ニ生徒ノ推理力、辨決力、思考力、想像力等ノ心力ヲ適當ニ發展セシムヘシ
- 二、數學上ノ宣言ハ正確ナル言語ヲ用ヒテ簡明ニ述ヘシメ殊ニ術語ハ適當ニ其都度使用セシムヘシ
- 三、説明ト論証トハ其發表ノ形式必ラス相異ナルモノアリ故ニ説明ノ場合ト論証ノ場合トニ於テハ力メテ生徒ノ使用スル接續詞或ハ終結語ニ注意シ之ヲ批正スヘシ
- 四、法則ヲ授クルニハ適當ノ順序方法ヲ考定シ正確ニ理解セシムヘシ
- 五、數學ニ於テハ解法ニ一般ノモノト特別ノモノトアリ故ニ一法ヲ知レリトテ他ノ法ヲ顧ミサルカ如キコトナキ様注意シテ教授スルヲ要ス
- 六、公式ハ其應用ノ廣クシテ緊要ナルモノ、ミチ記憶セシメ漫リニ腦力ヲ減殺セシメサルコトヲ力ムヘシ
- 七、教科書ニ挿入セル問題ハ毎年同一モノヲ反覆スルカ故ニ此ノ間一種ノ弊害ナキニシモ非ラサレハ教授中時々試験的發問ヲ施シ或ハ教科書以外ノ問題ヲ突然與ヘテ之ヲ解答セシムル等ノ方法ヲ採リ眞ノ理解ヲ計ルヘシ

- 八、教科書ノ問題ヲ練習セシムルニハ種々ノ方法ヲ考ヘ置キ教授ニ變化アラジムヘシ
- 九、既習ノ事項ト雖モ時々反覆セシメテ遺憾ナカラシムヘシ
- 十、多クノ解法アル問題ハ一解ヲ得テ満足スルコトナク種々ノ解法ヲ吟味セシメ研究心ヲ養フヘシ
- 十一、問題ヲ解決スルニハ其要点ヲ把握セシムルヲ必要トスルカ故ニ時々模範問題ニヨリテ其思考ノ順序方法ヲ確實ニ理解シ應用セシメソトヲ計リ其解法ヲ發見セサル中ニ演算ヲ企ツルカ如キ輕學ナカラシムヘシ
- 十二、證明ヲナスニモ必ラス適當ノ順序アルモノナレハ說述ニ先チテ其ノ考案ヲ作リ後言語或ハ解式ニ發表セシムヘシ
- 十三、暗算ハ數學上重要ノ位置ニアリ殊ニ日用計算上必須ノ關係アルニヨリ問題中其ノ簡易ナル部分ハ力メテ暗算ニヨリテ之ヲ算出セシムヘシ
- 十四、數學練習帳ハ一冊ヲ特別ニ所持セシメ本科ニツキテ練習シタル形跡ハ細大之ヲ存セシメ時々之ヲ引キ上ケ練習ノ多少ヲ考ヘ批評ヲ加フヘシ
- 十五、教授中時トシテハ二三ノ演習問題ヲ一時ニ提出シ其スヘテテ解答ヲ得タルモノニ擧手セシムヘシ之カ遲速ヲ參考シテ番号ヲ附シ後点檢ノ上其迅速ニシテ解答ノ正シキモノヲ賞シテ獎勵ヲ

加フル等ノ方法ヲ採ルコトヲモ務ムヘシ

十六、計算ノ明瞭ナル又ハ証明ノ卓越セル等ノ答案ハ時々之ヲ教室ニ掲ケテ他生徒ノ獎勵ニ資スヘシ

十七、計算ハナルヘク豫概算ヲナシ自ラ誤謬ノ解答ヲナサシメサル様注意セシムルト共ニ必ス檢算ヲナサシムヘシ

十八、計算ノ際迅速ヲ爭フヨリシテ誤字脱字不明ノ事ナキ様明瞭ニ演算スル習慣ヲ養フコトヲ

力ムヘシ

十九、上級ニ進ムニ從ヒ漸々下調ヲ獎勵シ教師ノ説明スヘキ教材ト雖ヒ其易キ部分ハ生徒ヲシテ述ヘシメタル後正式ノ教授ヲナスカ或ハ全部ヲ述ヘシメテ之ヲ批正整頓スル等ノ方法ヲモ

用フベシ

二十、三學年級以上ニ於テハ臨機術語ヲ原語(英語)ニテ授クルコトアルヘシ

算 術

一、算術ノ始メニ於テハ他ノ説明ニ先チテ實物或ハ例話ニヨリテ數ノ觀念ヲ明瞭ニ會得セシメシコトヲ力ムヘシ

二、數ト量トノ關係ハ機會アル毎ニ之ヲ觀念ヲ開發シ漸次明確ナル印象ヲ得ルニ至ラシムヘシ

三、等號ハ往々「答」ト云フ文字ノ代ニ書クモノナリト考ヘ誤ルモノ多ケレハ初メテ之ヲ教フルトキ確實ニ説示スヘシ

四、四則ニ於テハ既習ノコト、テ之ヲ輕視シ且加減ニ於テハ尙一層容易ナリト考フルコト往々アリ故ニ加減法等ニ於テハ之レカ速演ヲ課シ習熟ノ及ハサル所アルヲ自覺セシメ後教授ニ移ルヘシ

六、四則應用問題等ハ殊ニ留意シテ算術的解法ノ基礎ヲラシムヘシ

七、諸等數ニ於テハメートル法ノ單位ハ尺貫法ノ單位ト共ニ正確ニ記憶シ且其換算ニ習熟セシムヘシ又メートル法ノ各補助單位ハ殆ト器械的ニデカ、セント、キロ、十、百、千、デシサシチ、ミリ、分、厘、毛ノ如キ語ト連關シテ記憶セシシムヘシ

八、一升樽ノ容積ノ如キ諸等計算ニ必要ナル數量ハ「むしやふな」ノ如キ語ト連合シテ記憶ニ便ナラシムヘシ

九、度量衡器ハ便宜實地ニ之ヲ使用セシムルコトアルヘシ

十、整數ノ性質中最大公約數、最小公倍數ヲ求ムル法ハ既ニ小學校ニ於テ一部習得シ居ルニヨリ先入主トナリ一般ノ方法ニ訴ヘサレハ出來サル問題モ猶其ノ方法ニヨラントスル傾向アリ一般ノ方法ヲ教ヘントスル際ニハ必ラス先十分注意セシメテ後教授ニ着手スヘシ

- 十一、分數ハ往々生徒ノ厭忌スルモノナルニヨリ其除法ヨリ起レル一種ノ數ナルコトヲ理解セシメ興味ヲ有タシムルコトヲ力ムヘシ
- 十二、正比、反比及正比例、反比例ノ區別ハ困難ナル事項ナレハ此ノ説明ノトキヨリ確實ニ且嚴格ニ其觀念ヲ誘導シ二ツノ法則ノ形式ヲ了解セシムルコトヲ計ルヘシ
- 十三、歩合算、利息算ノ如キハ日常必須ノモノナレハ注意シテ教授スルヲ要ス殊ニ内割外割ノ如キハ生徒ノ理解往々粗雜ニ流ル、コトアレハ或種ノ模範問題ニヨリテ正確ニ理解セシメ最初口頭ニテ極メテ簡單ナル問題ヲ與ヘ明瞭ナル觀念ヲ得ルマテ注意シタル後教科書ノ問題ニ移ルヘシ

代 數

- 一、初メテ代數ヲ授クルニハ算術ニ於ケル經驗ヲ喚起セ之ヲ代數的ニ完成セシムヘシ
- 二、意義ノ擴張符號相異ナルモ絕對值相等シナトノ用語ハ力メテ精確ニ其意義ヲ理解セシムヘシ
- 三、負數ハ零ヨリ小ナル數ナルコトヲ説クヤ小數ト同シキモノナリナト皮相ノ考ヲナスモノ多シ最初ニ於テ小數、整數、分數ト比較シテ誤解ヲ防クヘシ
- 四、負數ノ入り來ルヤ簡單ナル四則ニモ其符號ヲ取違ヘテ結果ニ誤謬ヲ來スコト多キニヨリ符

號ヲ大切ニ取り扱ハシムヘシ

- 五、一元一次方程式ハ方程式ノ根元トナルモノナレハ十分之レカ解法ニ習熟セシムヘシ
- 六、方程式解法ヲ教ヘ尙其應用練習ヲナシタル後ハ既習ノ算術ニ於ケル四則ノ問題杯ヲ方程式ニテ練習セシメ代數ト算術ト密接ノ關係アルコトヲ自得セシムヘシ
- 七、代數式ノ四則ハスヘテノ諸法ヲ理解スル基礎トナルモノナレハ其理由ヲ解スルノミナラス其ノ實算ヲ確實ナラシムヘキ樣練習セシメ置ク
- 八、數値ヲ求ムル練習ハ代數的數ノ觀念ヲ明瞭ナラシムルノミナラス兼テ算術科ノ演算復習トモナルヘケレハ數ノ意義擴張ノ都度問題ヲ與ヘテ之レヲ練習セシムヘシ
- 九、聯立方程式解法ノ秘訣ハ其未知數ヲ漸次消去スルニアルコトヲ知ラシメ其消去諸法ハ十分精確ニ理解シ記憶應用セシムヘシ
- 十、應用問題ヲ解クニ當リ一元一次方程式ニテモ聯立方程式ニテモ解シ得ル場合アルカ故ニ之ヲ對照比較シテ兩者ノ特長ヲ理解セシムヘシ
- 十一、因數分解ニ於テハ應用ノ廣キ必要ナル公式ハ之ヲ暗誦セシメ尙時々其文字係數等ヲ種々ニ變更シテ唱ヘシメ十分精確ニ理解セシムヘシ
- 十二、最大公約數、最小公倍數ヲ教授スルニ當リテハ算術ニ於ケル其方法ヲ喚記シ理論ヲ教ヘ

之レカ連絡ヲ計ルヘシ

十三、最大公約數、及最小公倍數ハ單獨ニ其方法ヲ用フルコト少ク他ノ諸法ニ附帶シテ行ハル、モノナルコトヲ說示シ之レカ演算ハ迅速ニ行ハシムヘシ

十四、最大公約數ヲ求ムル際ニ途中單項式因數ヲ排除又ハ附加スル理由ヲ確實ニ理解セシムヘシ

十五、一元二次方程式ノ解法ハ最モ大切ナル部分ナレハ之レカ說明ニハ力ヲ用ヒ其一般ノ公式ハ勿論特別ノ場合ノ公式モ併セ記憶セシメ適用ヲ計ル、ヘシ

十六、一元二次方程式ノ解法ハ因數分解ト密接ノ關係アルモノナレハ力メテ其連絡ヲ圖ルヘシ

十七、無理式ニ於テハ殊ニ無理數ノ四則ハ出來得ル限リ練習ヲナシ指數ノ誤記、運算ノ誤謬等ナキ様注意セシムヘシ

十八、不名數ノ比及比例ニ於テハ算術ノ觀念ヲ喚起シ漸次之ヲ整頓理會セシムヘシ

十九、不盡數ハ初學者ヲシテ循環小數ト混合セシムルコトアレハ其區別ヲ明確ニ理會セシメシムコトヲ力ムヘシ

二十、對數ニ於ケル基本ノ諸法則ハ教授ノ後算術ニ於ケル種々ノ除法及乘法ノ問題ヲ實算セシム真ニ對數ノ利便ヲ悟ラシムヘシ

平面幾何

一、幾何學ハ其取扱フ所ノ事項ノ重要ナルノミナラス推理力ノ發展モ數學科中此部分ニ多キヲ求ムルニヨリ心ヲ用ヒテ論理的材料即幾何學證明ノ要素ヲ了解セシメ十分其素地ヲ作りテ定理ノ證明ニ移リ漫ニ進度ヲ急シヘカラス

二、幾何學の術語ハ一時ニ數多ヲ教フルコトナク其必要ノ都度之ヲ授ケ數多ノ適例ヲ示シテ確實ニ理解セシムヘシ

三、定理ハ其始メニ於テ模範ノ形式ヲ示スト雖モ教科書中ニハ往々模範ノ形ヲ備ヘサルモノアリ之レ等ハ更ニ模範ノ形式ニ直サシメ假設ト終結トヲ明瞭ニ辨別シタル後其證明ニ移ルヘシ

四、幾何學上ノ證明ハ之ヲ記述スルト言語ニ發表スルトニ拘ハラズ簡單ニシテ確實ナルヲ貴フニヨリ生徒ノ證明中不必要及曖昧ノ語等アルトキハ假借ナク之ヲ批正スヘシ

五、問題ヲ證明スルニ當リテハ其引用スル定理、公理、系等ヲ明瞭ニ指摘發表セシムヘシ

六、作圖題ハ成ルヘク早ク之ヲ授ケ幾何學ノ應用ヲ明ニシ兼テ興味ヲ進ムヘシ

七、面積ノ定理ヲ教ヘタル時ハ其應用ヲ實地ニ應用セシメシメ紙上ニ其圖形ヲ描キ尺度ニテ各部ノ長サヲ測リ其實積ヲ計算セシメ以テ興味ヲ添フルコトアルヘシ

八、量ノ比及比例ニ關スル定理ノ證明ハ代數學ニ讓ルヘシ

立体幾何

- 九、立体幾何學ヲ授クルニ當リテハ最初ニ其平面幾何學トノ關係ヲ明ニシ殊ニ想像力ヲ練習セシムヘシ
- 十、多面体及曲面体ニ於テハ諸線ノ想像ハ初學者ノ困難トスル處ナレハ實物模型ニヨリ之カ想像ヲ助ケ圖形ト實物トノ連合ヲ計リ想像力ヲ養フニ便セシムヘシ
- 十一、幾何ハ實用上甚應用ニ廣キヲ以テ可成多ク計算問題ヲ練習セシムヘシ

三角法

- 一、三角法ノ公式ハ其基本タルヘキモノ及必要ニシテ應用ノ廣キモノ、ミテ選ミテ之ヲ誦讀セシメ尙其誦讀法ヲ附帶シテ解法ニ適用セシムヘシ
- 二、三角法ハ最初ニ於テ總テノ圖形ハ一ニ數多ノ三角形ニ重複セルモノナルコトヲ知ラシメ所謂測量ニ於ケル三角網ノ觀念ヲ授ケ本科ノ自信ヲ厚カラシムヘシ
- 三、表ノ使用ハ一二ノ問題ヲ解スル方法ヲ知レリトシテ満足セス反覆習熟セシムヘシ
- 四、三角形ノ解法ハ最モ緊要ノ事柄ナレハ其順序方法場合等ヲ概括シテ記憶セシメ實地ノ應用ヲ計ルヘシ
- 五、時々器械ヲ用ヒテ簡單ナル測量ヲ實地ニ行ヒ殊ニ平面測量ハ卑近ニシテ實用多ケレハ之ヲ

授ケ置クヘシ

- 六、實地測量及實算ノ練習トシテ時々圖形ヲ描キテ之ヲ測ラシメ其實際ノ値ニヨリテ計算セシムヘシ

第五節 地理科

第一 教授ノ目的

本科教授ニ於テハ左記ノ效果アラシムルヲ以テ目的トス

- 一、地球ノ形狀、運動及ヒ表面ノ有様並ニ人類生活ノ狀態ヲ理會セシメ土地ト人類トノ間ニ密接ノ關係アルコトヲ知ラシメ吾人ノ生活スル場所ニツキ明カナル觀念ヲ得シムルコト
- 二、我國及諸外國ノ國勢ヲ知ラシメ世界達觀ノ明ヲ啓キ世界ニ於ケル我國ノ地位ヲ自覺セシメ進取ノ氣象愛國ノ精神ヲ養成シ國民ノ發展ニ資セシムルコト
- 三、吾人ノ日常生活ニ密接ノ關係アル實用的智識ヲ授ケ活社會ノ實相ヲ知ラシメ處世上ノ問題ヲ判斷スルニ要用ナル常識ヲ養フコト
- 四、自然界、人事界ノ狀況ヲ直觀セシメ見察力ヲ養ヒ尙記憶想像等ノ心力ヲ養成スルコト
- 一、日本地理ヲ教フルニ當リテハ地理的觀念ノ基礎ヲ確實ナラシメ先ツ基本事項及ヒ郷土誌ヲ

第二 教授ノ要項

授クヘシ

七五六

- 二、日本地理ノ教科書ハ多ク全國ニ共通スルヲ旨トシテ編纂セルモノナレハ特ニ本縣密接ノ關係アル地方ハ稍詳細ニ教授スヘシ
- 三、我國ノ發展上ニ大關係ヲ有スヘキ地方ハ各學年生徒ノ腦力ニ應シ可成精密ニ教授スヘシ
- 四、亞弗利加洲ノ如キ我國ニ直接ノ關係少キ地方ト雖モ内地探險、遠征談、航路發見ノ壯圖並ニ其結果等ヲ授ケ進取ノ氣象ヲ養ヒ或ハ人種學上ノ說話、沙漠ノ旅行談等ヲナシ理學的興味ヲ起サシメ或ハ又國際的關係ヲ説キ目下ノ狀況ヲ知ラシムヘシ
- 五、地勢ニツイテハ始メニ大体ヲ授ケ順次精細ニ及ヒ其氣象及ヒ人生ニ於ケル關係ヲ知ラシムヘシ
- 六、海事思想ノ養成ノタメ特ニ沿岸ノ狀態、海洋ノ深淺、海流ノ方向、及其人生トノ關係ヲ詳知セシムヘシ
- 七、物産ニツイテハ地形、地質、氣候、住民等ノ關係ヨリ生業ニ説キ及ホシ相互ノ連絡ヲ知ラシメ其產出ノ狀態用途及需用地ヲモ知ラシムヘシ
- 八、交通機關ニ關シテハ其歴史の發達ヲ明ニシ且現在ノ實際的生活ニ資スルヲ旨トシ旅行手續等特ニ必須ナルモノハ其概略ヲ知ラシムヘシ

九、生業、產物、通商、貿易等實業ニ關スル事項ハ特ニ詳細ニ教授シ我國ノ地位ヲ知ラシメ自國ノ產業ニカムヘキコトヲ自覺セシムヘシ

十、其地ニ特有ナル地文上ノ説明ハ生徒理解力ノ程度ヲ考ヘ適當ノ順序ニ從ヒテ地誌中ニ挿ミ授クヘシ

十一、社會現象ハ天文及地文現象ト密接ノ關係ヲ有スルモノナレハ之ヲ興味多ク説明シ生徒ヲシテ現社會ノ成立、性質等ヲ理解セシムヘシ

十二、歴史トハ特ニ密接ノ關係アルニヨリ教授ノ際土地發見ノ歴史其他歴史上顯著ナル事實ヲ説述シ相互ノ連絡ヲ知ラシムヘシ

十三、地理教材ニ資スルニ足ルヘキ詩歌、文章、紀行等ハ便宜之ヲ利用シテ興味ヲ助クルコトアルヘシ

十四、地理上最近ノ事項特ニ官報、雜誌、新聞紙上ニ表ハル、事實ハ教室ニ於テ授クル外其都度之ヲ生徒控所ニ揭示シ以テ一般ノ生徒ニ知ラシメ地理上ノ活動變遷ニ注意セシムヘシ

十五、五年級ニ於テ最近ノ正確ナル統計ニヨリ我國ヲ中心トシ世界ノ大勢ヲ了解セシムルト同時ニ世界ニ於ケル我國ノ地位ヲ知ラシムヘシ

十六、凡ソ教授ノ際ハ比較統合ヲ力メ内國地理ヲ授クルニハ郷土若クハ既知ノ地方ヲ外國地理

七五七



ヲ授クルニハ我國ノ狀勢ヲ以テ比較ノ基礎トナスヘシ

十七、數ニ關スルコトハ統計表ニ基キタル比較圖ニヨリ觀念ヲ確實ナラシムヘシ

十八、地文ニ關スル事項ハ特ニ礦物、博物、理化學ト相連絡セル場合多キニヨリ既知ノ智識ヲ喚起セシムルコトヲ力ムヘシ

十九、經緯度及時間ト經度トノ關係等ハ數學上有用ニシテ且實用的問題ナルヲ以テ特ニ注意シテ之ヲ授クヘシ

二十、日蝕月蝕ノ場合ニハ生徒ヲシテ實地觀察セシメ且常ニ星辰ノ運動等ニ注意セシムヘシ

廿一、常ニ地圖模型標本寫眞繪畫圖表等ノ利用ヲ怠ルヘカラス

廿二、觀察力ヲ精密ニシテ正確ナル位置ノ觀念ヲ得シメ且地理上ノ思想ヲ自在ニ表出スルヲ得ルニ至ラシメンタメ一地方又ハ一國ヲ了リタルトキハ教室ニ於テ或ハ宿題トシテ正確簡明ナル地圖或ハ一覽表ヲ製作セシムヘシ

廿三、地圖ヲ描カシムルニハ位置地勢等ヲ正確ニ描出スルヲ主トシ多大ノ時間ト勞力トヲ消費シ他學科ノ妨ケトナラサル様ニ注意セシムヘシ

廿四、各學期末ニハ宿題ヲ課シ其學期間ニ授ケシ所ヲ總括セル地圖ヲ描カシムヘシ

廿五、生徒ヲ校外ニ引率シ實地ニツキテ觀察セシメ又描圖法ヲモ教示スヘシ

廿六、遠足修學旅行ノ際ハ豫メ觀察セシムヘキ箇所並ニ事項ヲ調査シテ其腹案ヲ作り實地指導ノ便ニ供スヘシ

### 第六節 歷史科

#### 第一 教授ノ目的

一、日本史ヲ授クルニハ我國建國以來ノ特殊ナル發達ヲ叙述シテ尊王愛國ノ精神ヲ養成シ同時ニ又外國トノ關係ヲ闡明シテ世界ニ於ケル我國ノ地位ヲ明カニシ以テ將來ノ發展ニ資セシムルヲ目的トス

二、東洋史ヲ授クルニハ支那ヲ中心トシタル亞細亞洲ノ歴史ヲ述ヘテ東洋ノ形勢ヲ明カニスルヲ以テ目的トス

三、西洋史ヲ授クルニハ廣義ニ於ケル世界史の意味ヲ以テ西洋諸國ヲ中心トセル東西洋ノ歴史的大勢ノ一般ヲ究知セシムルヲ以テ目的トス

#### 第二 教授ノ要項

一、教科書記載事項ノ敷衍講說ハ其ノ記載事項ヲ明確ニ了解セシムルニ必要ナル範圍ニ止メ置クヘシ

二、一事件或ハ一時代ヲ終ヘタル時ハソノ數項ニ分チ生徒ヲシテ口述セシメ然後コレヲ統合

的ニ説明スヘシ

三、年月ヲ詳細ニ暗記セシムル必要ナシト雖モ重要ナル事實ト年代トノ連絡ハ明カニ之ヲ記憶セシムヘシ

四、上古ノ年代ハ何レノ國ヲ問ハス正確ヲ保証シ難キモノ多ケレトモ生徒ヲシテ當時ノ風俗文化ノ狀況ヲ想像セシムルニハ必ス大略ノ年ヲ記憶セシメ今ヨリ何年以前ニ於テ云々ノ説明ヲナスヘシ

五、各時代ノ特質及ソノ相互ノ關係又ハ或ル事實ノ原因結果及ヒ事實相互ノ關係等ハ明カニナシ置クヘシ

六、史實ヲ證明シ或ハ記憶スルニ便利ナル詩歌書畫古器物等ハ專門ニ傾カサル範圍ニ於テコレヲ説示スヘシ

七、偉人傑士忠臣等ノ傳記ヲ授クルニ當リテハ其ノ性行事蹟及當時ノ事情ヲ明カニシテ生徒ノ徳性涵養士氣ノ鼓舞ニ資セシムコトヲ努ムヘシ

八、都市モシクハ國家ノ發展ト地理トノ關係ニツキテハ古代史ノ如キ比較的單純ナル時代ニ類例多ケレハ此際特ニ地理上ノ説明ニ力ヲ用ヒ土地ト人ト密接ノ關係アルコトヲ知ラシムヘシ

九、古代ノ地名ニツキテハ其確カナルノハ必ス今ノ何レノ所ニ當ルカヲ指示スヘシ

十、授業ノ際ハ成ルベク地圖ヲ使用シ尙生徒ヲシテ描カシメ記憶ニ便ナラシムヘシ

十一、時ヲ異ニシテ同一ノ場所ニ起リタル幾多ノ緊要事件ニツキテハ必ス新ヨリ古ニ廻リテ生徒ニ發問シ記憶ヲ確カニスヘシ

十二、奇僻アル史論ハ決シテ授クヘカラス

日 本 史

一、郷土ニ關係アル事實ハ稍詳クコレヲ授ケ又修學旅行等ノ機會ヲ利用シ名所古蹟ナトヲ尋ネ實地ニツキテハ説明スヘシ

二、事實ノ講説ニ重キヲ置キテ俗説ニ由ラス又研究的理論的批評的ニ涉ルコトヲ避クヘシ

三、初年級ニ於テハ法律制度等ハ最簡約ニソノ性質狀態ヲ知ラシメ詳細ハ五年級ニ譲リ置クコト、スヘシ

四、五年級ニ於テハ各時代ノ制度文物及ソノ變遷又外國トノ關係ニ重キヲ置キ特ニ維新後ノ内治外交、制度ノ完成、世界ニ於ケル我國ノ地位等ニツキテ詳細ニ説明スヘシ

五、東洋及西洋史ニ關係アル点ニ於テハ年代ヲ對照シテ當時ノ形勢ヲ明カニスヘシ

東 洋 史

一、西洋諸國及我國ニ關係アル点ハ特ニ注意シテコレヲ講述スヘシ

二、本邦ニ關係アル事項ハ先ツ生徒ノ記憶ヲ喚起セシメ而シテ後ニコレヲ講説スヘシ

西洋史

一、西洋史ハ其ノ關係スル所廣大ナルヲ以テ世界的ナラサル事實ハ極メテ簡單ニ叙述シ或ハ全ク省略スヘシ

二、本邦史及東洋史ニ關セル事項ニ就テハ特ニ注意スヘキモ既ニ三學年マテニ修得セル事項ハ唯其ノ要領ヲ生徒ノ記憶中ヨリ喚起セシムルコトニ止ムヘシ

三、我國ト特別ノ關係アル國ニ就テハ其ノ國體國民ノ性格ヲ述フルニ比較的詳細ナルヲ要ス

四、土地ヲ異ニシ同時代ニ起リタル重要事件ニツキテハ特ニ注意シ必ス年代ヲモ記憶セシメ當時代ニ於ケル世界的形勢ノ如何ヲ明カナラシムヘシ

五、政治外交上ノ術語ニ就テハ深ク學理的説明ニ陥ルコトナク成ルヘク通俗的ニ了解セシムヘシ

六、哲學及科學上ノ事項ニ就テハ必要ナルモノハ其學說ヲモ通俗的ニ解説スヘシ

七、現代ニ於テ世界的事件ノ起リタル場合ニハ事實ノ明確ヲ待ツテ餘裕アル時間内ニ之カ歴史的講述ヲナスヘシ

八、生徒ハ既ニ日本史及東洋史ノ大体ニ通セルヲ以テ類似ノ事件ニツキテハ時々比較セシメ特ニ本邦ト國情ヲ異ニスル點ニ注意セシムヘシ

第七節 博物科

第一 教授ノ目的

博物ハ主トシテ實驗觀察ニ基キ生物無生物ニ於ケル特種ノ智識ヨリ一般ノ眞理ニ及ホシ兼テ自然界ノ狀態ヲ明カニシテ利用厚生ノ途ヲ知得セシメ自然ヲ愛スル情緒養成スルヲ以テ目的トス

第二 教授ノ要項

總說

一、直接吾人ノ生活生産ニ關スルモノハ殊ニ詳細ナル説明ヲナシ生徒ヲシテ十分理解セシムルト共ニ之ヲ應用セシメントテ努ムヘシ

三、本科ハ常ニ着眼點ヲ博物界全般ノ現象ニ注キ動植礦三界ノ相互ノ關係ニ留意シ自然界ノ統一平均ニ關シテ明瞭ナル理解ヲ與フヘシ

礦物

一、礦物ハ緒論ニ於テ大体自然界ノ觀念ヲ與フルヲ要ス

二、礦物ハ最モ普通ナル實物標品ニ就キ肉眼的鑑識法ニ慣レシメ形態性質產生ノ狀等ヲ熟知セシメ次ニ生因變化人生ニ對スル關係地質上ノ位置關係ニ涉リテ礦物界全般ノ觀念ヲ與ヘ時々野外ニ引率シテ實物指導ヲナシ礦物岩石ノ採集ハ勿論地殼構造ノ有様ヲ觀念セシメ以テ地球

ノ構成等ヲ知得セシムヘシ  
三、學校附近ノ岩石礦物ハ常ニ注意シテ採集セシメ休業中ニハ生徒ノ郷里或ハ旅行地ノモノヲ採取セシムヘシ

植物

- 一、季節ニ應シテ得易キ實物ヲ與ヘ其形態構造ヲ解剖シ實驗シツ、教授シ且ツ圖書標品模型等ヲ示シテ理解ヲ容易ナラシメ顯微鏡ヲ使用シテ組織構造ヲ知得セシムヘシ
  - 二、生理ノ實驗及生態分布ノ智識ヲ與フル爲メニ本校植物園ノ利用ハ勿論時々野外ノ觀察ヲ志ラサラシムヘシ
  - 三、記憶ヲ確實ナラシメ分類上ノ智識ニ習熟セシムル爲メ植物各部ノ形態ヲ寫生又ハ記載セシメ且生徒各自採取ノ實物ヲ乾燥セシメ其異同ヲ識別セシムヘシ
  - 四、本科ト農業ト大ナル關係ヲ有スルヲ以テ播種除草害虫驅除等ニハ特別ノ智識ヲ與ヘ農具肥料等ニ於テモ適切ナル注意ヲ加ヘ實業ノ忽カセニスヘカヲサルコトヲ知ラシムヘシ
- 生理及衛生
- 一、身体ノ機管ノ構造組織及生理ヲ知ラシムル爲メ模型圖書顯微鏡ノ使用ハ勿論時々豚犬蛙鼠等ノ動物ヲ解剖シ實驗セシメ一般生理ノ觀念ヲ確實ナラシムヘシ

- 二、毎日ノ起居動作ヨリ食事休憩睡眠等ノ各自ノ實驗ニ徴シテ人生生活ノ狀態ヲ知得セシムヘシ
- 三、日常ノ衛生ハ勿論應急治療上ニ關シ其心得ヲ授クヘシ
- 四、傳染病流行期ニ關シテハ特ニ慎重ナル注意ヲ拂ヒ且ツ之カ消毒上ニ就キテハ適切ナル方法ヲ熟知セシムヘシ
- 五、衛生ハ健康ヲ維持シ且ツ之ヲ進メシムルモノナレトモ間々神經質ニ驅ラレ危懼萎縮ノ傾キヲナシ却テ体力ノ削減ヲ來タサシムルコトヲナシトセス宜シク身心ヲ鼓舞シ抵抗力ヲ生セシメ体力ノ増進ヲ圖ルコトニ注意スヘシ
- 六、毎日ノ食事にニ注意ヲ與フルト共ニ時々ノ流行的滋養物ニ學理的ノ批評説明ヲ加フヘシ

動物

- 一、動物ニ於テハ實物標品圖書ノ三者ヲ適宜並用シテ形質性質習性ヨリ發生生長等ヲ知ラシムルハ勿論動物相互ノ關係生物無生物界ニ於ケル微妙複雜ナル關係等ヲ説明シ尙進ンテハ生物進化發達ノ理ヲ會得セシメ人類ノ自然界ニ於ケル位置等ヲモ知得セシムヘシ
- 二、生物分布ニ關シテハ野外ニ於テ之ヲ實習シ山地海岸等ノ動物ヲ季節ニ應シテ採集セシメ標本ノ製作法ヲ示シ以テ斯道ノ興味ヲ喚起シ知ラス識ラスノ間ニ動物學一般ノ智識ヲ悟ラセシ

三、吾人ニ有害又ハ有益ナル動物ニ就キテハ其特質ヲ記憶セシメ保護又ハ撲滅ノ方法ヲ示シテ之ヲ實行セシムヘシ

四、凡テ肉眼以外ノ鑑識ニハ顯微鏡ヲ使用シ緻密ナル研究心ヲ養成スルト共ニ微細ナル寄生虫ノヨク絶大ナルモノヲ斃スノ理ヲ知ラシメ優勝劣敗自然ノ淘汰ヨリ平均ノ状態ヲ保ツコトヲ知得セシムヘシ

五、生存競争ニ就テ教授スル場合ニハ單ニ利己的觀念ヲ生徒ニ與フルカ如キ弊ニ陥ラサル様特ニ注意スヘシ

第八節 物理及化學科

第一 教授ノ目的

自然界ニ於ケル化學的現象ト其法則トヲ理解セシメ併セテ宇宙ノ大勢力ヲ利用シテ人生ノ幸福ヲ増進スル道ヲ知ラシムルヲ以テ目的トス

第二 教授要項

總說

一、徒ニ高遠ナル學理ニ馳セシテナルヘク卑近ノ實例ニヨリテ教授シ殊ニ應用ノ方面ニ意ヲ

用フヘシ

二、常ニ自然界ノ現象ニ注意シ精密ニ觀察スルノ習慣ヲ養成セシムヘシ

三、實驗ハ時ニ生徒ヲシテ教師指導ノ下ニ行ハシムルコトアルヘシ

四、實驗ノ際器械ノ不完全若クハ藥品ノ不純等ノ爲萬一豫期ノ結果ヲ見得サルカ如キコトアルトキハ其ノ由ヲ來ル所ヲ丁寧ニ説明シ決シテ曖昧ノ裡ニ葬ルヘカラス

五、實驗ハナルヘク自然ニ起ル現象ト關係シテ之ヲ示シ精巧ナル裝置ニヨリテノミ起ルモノナリト誤解スル如キコトナカラシムヘシ

六、實驗用器械藥品等ハ常ニ注意シテ生徒カ自宅ニ於テモ容易ニ得ラルヘキモノヲ考案シ教授シ自ラ進メテ研究セシメントスル念ヲ起サシムヘシ

七、學理ノ變遷發達スル状態ヲ説示シ將來研究ノ餘地十分ニ存スルコトヲ知ラシムヘシ

八、新聞雜誌等ニアラハル、新學說新發見ニ注意シテ斯學ノ進歩ニ後レサランコトヲ努ムヘシ

九、物理化學ハ相關聯セシメテ教授スヘキハ勿論、數學及ヒ博物トモ連絡ヲ保タシムヘシ

十、修學旅行等ノ機會ヲ利用シ工場ヲ觀察セシメ學理ノ應用ヲ知ラシムヘシ

物理

一、物理ハ推理力ヲ要スルコト極メテ大ナルヲ以テ特ニ各種事項發表ノ形式ニ注意スヘシ

- 二、流動電氣學ニハ最モ力ヲ用ヒテ其ノ應用ノ大ナルコトヲ知ラシメ音響學、磁氣學等ハ比較的簡單ニスヘシ但一部分ヲ精密ニ授ケントスル爲メ他ノ部分ヲ全然省略スル如キコトアルヘカラス
- 三、力學ニ於テハ理論ノ正確ヲ失ハサル限リハ平易ニ説明シ其應用ヲ知ラシメ興味ヲ起サシムヘシ
- 四、波動說ハ深ク其ノ原理ニ立チ入ラスシテ音響、光等ノ諸現象ヲ説明スヘシ
- 五、大サニ對スル考ヲ精確ナラシムル爲メ初メハ學術上ノ單位ヲ我國常用ノ單位ニ換算シテ考ヘシムルコトアルヘキモ次第ニ進ンテ換算ヲ待タスシテ直ニ實際ノ大サヲ考ヘ得ルヤウ導クヘシ
- 六、運動量、能率難解ノ學術語等ハ其定義ヲ授クルトモニ極メテ通俗的ナル言語ヲ用ヒテ其ノ意味ヲモ説明スヘシ
- 七、或事項ヲ授ケタル後時々其ノ事項カ吾人ノ世界ヨリ取り去ラレタル場合ヲ想像セシメ智識ヲ確實ナラシムルコトアルヘシ
- 八、時候、天氣等ノ影響ヲ考ヘテ實驗上ノ注意ヲ怠ルヘカラス
- 九、公式ヲ授クルトキハ能ク其理由ヲ説明シ生徒ヲシテ十分ニ其ノ意味ヲ咀嚼セシメ器械的ニ

暗記セシメサル様注意スヘシ

- 十、計算問題ニ於テハ公式ヲ自由ニ應用シ得ルヤウ習熟セシムルコトヲ力ムヘシ
- 一、化學ニ於テハ特ニ理論ヲ避ケ必要欲クヘカラサルモノ、外ハ力メテ實驗的事項ヲ説明スルニ止ムヘシ
- 二、或事項ヲ發表スルニハ其言語上ノ形式ニ注意ヲ要セサルニアラサルモ寧ロ其事項ノ内容ニ誤リナカラシメンコトヲ期スヘシ
- 三、有毒瓦斯ヲ發生セシメ或ハ毒藥、劇藥ヲ取り扱ヒテ實驗スル際ハ或ハ窓戸ヲ開キテ空氣ノ流通ヲヨクシ式ハ反應停止劑ヲ準備スル等萬一ノ過失ニ對スル救治策ヲ講シ置クコトヲ忘ルヘカラス
- 四、主要ナル物質ノ反應ハ常ニ之ヲ記憶セシメ機會アル毎ニ發問シテ其觀念ヲ確實ナラシムヘシ
- 五、定量實驗ハ極メテ簡單ナルモノ、外ハ單ニ其ノ方法ヲ説明スルニ止メ定性實驗ヲナルヘク多ク行フヘシ
- 六、化學現象ヲ説明スルニ必要ナル物理的智識ニシテ簡單ナルモノハ之ヲ説明スヘキモ稍ヤ複雑ナルモノニ至リテハ單ニ事實上ノ説明ニ止メ理論ハ物理ノ部ニ譲ルヘシ

- 七、化學的變化ニシテ物理學研究ニ必要ナル事項ハ特ニ注意ヲ與ヘ置クヘシ
- 八、有機化學ハ實際生活ニ直接ノ關係ヲ有シ且整頓セル系統ヲ有スルコトニ留意シテ之ヲ教授スヘシ
- 九、新ニ發見セラレタル事項ニシテ人生ニ多大ノ裨益ヲ與ヘタルモノニ就テハ遺漏ナク之ヲ説明シテ研究心ノ基礎ヲ作ルヘシ
- 十、實驗ノ巧妙ナルハ少量ノ藥品ヲ用ヒテヨク所要ノ結果ヲ來シ得ルニ在ルコトヲ示シ又一度用ヒタル藥品モ更ニ之ヲ利用シテ他ノ實驗ニ供スルヲ得ルコトヲ教ヘ濫費ヲ防キ併セテ節約ノ念ヲ養フヘシ
- 十一、計算問題ハ方程式ノ記憶ヲ確實ナラシムルニ尤モ有効ナルヲ以テナルヘク多ク之ヲ課スヘシ

第九節 圖 畫 科

第一 教授ノ目的

中學校令施行細則ノ趣旨ニ從ヒ左記ノ效果アラシムルヲ以テ目的トス

- 一、實物ノ形相(形、色彩、陰影)ヲ正確ニ觀察セシメ以テ其ノ印象ヲ正シク描出セシムルコト
- 二、實物ヲ見ズシテ正シク其ノモノ、形態ヲ描出セシムルコト

三、物象ノ美点ヲ鑑賞シ且之ヲ描出スルノ技能ヲ養フコト

四、生徒ノ思想及感情ニ基キタル美的創作ヲサシムルコト

第二 教授ノ要項

- 一、物體ノ形狀構造性質等ヲ速ニ理解セシメ全體及部分ト其ノ物ト外界トノ關係ヲ知ラシメ以テ周到ナル觀察明瞭ナル理解正確ナル判斷等ヲナス習慣ヲ養ヒ物ノ要点ヲ摘ミ得ル様頭腦ノ訓練ヲ計ルヘシ
- 二、思想感情ヲ遺憾ナク發表シ記錄セシムル爲メ用具ノ使用法材料ノ性質手指ノ運用等ノ理論ヲ説明シ其ノ運用ニ習熟シ以テ眼ト手トヲ聯繫シテ働カシムル事ヲ力ムヘシ
- 三、位置間隔組合セ色彩ノ配合等一般ノ法則ヲ知ラシメテ物象ノ表情ヲ直觀セシメ且成ル可ク多ク美術的作品ニ親マシメ美感ヲ養成シ併セテ生徒ノ天稟ニ應ジテ美的描寫ノ技能ヲ得シムヘシ
- 四、教授ハ大體ニ於テ簡ヨリ繁ニ向フハ其原則ナルチ是認スト雖トモ一物一體ノ描寫教授ニ於テハ却テ繁ヨリ簡ニ入ルチ本則トシテ教授スヘシ
- 五、想像力ヲ養成シ且生徒ノ摸倣性ヲ利導シテ工夫力ヲ發達セシムルモノナルヲ以テ單ニ自然ヲ實寫セシムルヲ止メス構成作用ヲ鍛鍊シ進メテ發明的能力ヲ促進セシムルコトニ力ムヘシ

六、圖畫ハ唯其定時間ノミニテハ十分ナリトセス故ニ自宅ニ於テ之ヲ練習セシメ技術ノ進歩ヲ計ルヘシ

七、圖畫ハ機會アル毎ニ活用セシムヘシ例ヘハ修學旅行ノ日誌中ニ圖畫ヲ添ヘ地理科ニ於テ地圖ヲ描キ博物科ニ於テ其解剖圖ヲ畫カシムルカ如シ

八、自在畫ノ教授ニ於テハ初年級生徒ハ科學上ノ力尙ハ淺薄ナルカ故ニ形式的順序ニヨラス其漸ク進ムニ從ヒテ幾何形体ニ就キ光線ノ表ハシ方ヲ説キ更ニ應用形体ヲ寫生セシメ熟達スルニ至ラシムヘシ

九、教授中ハ絶エス教室内ヲ巡視シ技術上ノ順序並ニ技能ニ付キ注意ヲ誤リテ指摘シ批評ヲ加ヘ生徒自身ニ工夫修正セシメ以テ技術上ノ方法並ニ順序ヲ考ヘ出ス模導クヘシ

十、臨畫ハ寫實ノ技能ヲ養フヲ以テ目的トスルモノナレハ勉メテ實物ト對照シテ其物体ノ性質形狀、色並ニ描法トヲ精密ニ比較説明シ以テ受動的作業タル臨畫教授ヲ發動的作業ニ變化セシムルコトニ力ムヘシ

十一、寫生ニ於テ實物ヲ正確ニ看取シ得シムルタメ物体ノ位置、距離、光線ノ關係ヨリシテ形体ニ變化アル所以ヲ説明シ而シテ其誤レル点ニ付キ常ニ注意ヲ加フル事ヲ力ムヘシ  
イ、室内寫生ニ於テハ生徒各自ニ可成一箇宛ノ實物ヲ配附シ又ハ數個ノ模型ヲ適當ノ場所ニ

置キテ描カシムヘシ

ロ、郊外寫生ニ於テハ豫メ場所ヲ選定スルヲ要ス

ハ、速寫ハ短時間内ノ感覺ヲ敏活ニ表出セシムルモノナレハ理解ヲ誤リ又ハ粗漏ニ流レシメサル様注意スヘシ

十二、記憶畫ハ既修圖畫ニ依リテ得タル知覺ヲ複演スルモノナレハ時ニハ一部ノ補削ヲ命シ又ハ他ノ畫法ヲ引用シテ趣味ヲ起サシムヘシ

十三、考案畫ハ臨畫、寫生ニ依リテ熟練シタル位置、形狀ヲ變化シテ分離總合ヲナサシメ美ノ要素タル統一變化等ニ留意シ秩序的ニ實用ノ方面ニ向ハシムルヲ必要トス故ニ適當ニ材料ヲ與ヘテ以テ意匠ノ練習ヲ計ルヘシ

作畫ハ圖畫ニ對スル趣味ノ喚起ヲ以テ主眼トシ日常ノ事物ヨリ漸次秩序的ニ進メ歴史或ハ詩文ノ事實ノ表現シ易キモノヲ畫カシメ適宜ノ修正ヲ加フヘシ

十四、用器畫ハ徒ニ理論ニ偏スルコトナク成ル可ク常識ヲ以テ理解スル様説明シ其事項ハ實用ヲ主トシテ授クヘシ

十五、用器畫ノ教材ハ之ヲ適當ニ配當シ應用題ノ作圖試問又ハ模様畫ヲ課シテ興味ヲ起サシメ生徒ヲシテ徒ヲニ摸倣ニ陥ラス實地ニ應用セシムルコトヲ力ムヘシ



十六、平面幾何畫法ヲ授クルニ當リテハ必要ナル定義定理ハ例題ヲ教授スル前ニ説キテ後本題ニ移リ時間ニ餘リアル時ハ色彩模様等ノ應用圖ヲ授ケ或ハ適切ナル實例ニ對照シテ一層明確ナラシムヘシ

十七、立体幾何畫法ニ於テ生徒ノ理解ヲ容易ナラシムル爲メ成ル可ク説明ノ要旨ニ適ヘル模型ヲ造リテ説明スヘシ猶看取圖ヲ以テ各種ノ實例ヲ示シ又ハ模様或ハ色彩ヲ施シテ説明スルコトアルヘシ

附成績品ノ保存

- 一、生徒自身ノ所有スル成績品ハ散亂セシメサル様注意シ時々之レカ檢査ヲ行フヘシ
- 二、各學期ヲ通シ成績品可良ナル者ノミヲ取集メ獎勵又ハ參考ノ爲メ保存スヘシ
- 三、休課中ニハ宿題ヲ課シ佳良ノ作品ハ一定ノ場所ニ揭示シ獎勵ノ實ヲ擧クヘシ

第十節 唱 歌 科

第一 教授ノ目的

中學校令施行細則第十二條本科ノ要旨ニ依リ歌曲ヲ唱フルコトヲ得シメ美感ヲ養ヒ心情ヲ高潔ニシ兼テ徳性ノ涵養ニ資シ共同一致ノ精神ヲ養フヲ以テ目的トス

第二 教授ノ要項

- 一、各學年ニ配當スヘキ歌曲及歌詞ハ其難易ヲ考ヘ殊ニ初年級ニアリテハ成ル可ク音域ノ廣キヲ避ケ漸ク進ムニ隨ヒ之ヲ廣ムヘシ
- 二、歌詞ハ其學級ノ程度ニ應スルモノヲ擇ヒ能ク其意義ヲ了解セシメテ後唱ヘシムヘシ
- 三、景色或ハ歴史等ノ唱歌ハ其季節機會等ニ關係アルハ之ヲ斟酌シ其好機ヲ失ハサルヲ要ス
- 四、調子氣息等ノ演習ハ歌詞ヲ授ケサル前ニ於テシ樂譜ノ唱法ヨリ歌詞ノ唱法ニ進ミ終リニ發想演習ニ移ルヲ要ス
- 五、氣息ト休止トハ生徒ノ混同シ易キ所ナレハ注意シテ之ヲ教授スヘシ
- 六、歌曲ハ反覆演習ヲ殆ント反射的ニ唱ヘ得ル様ニナサ、ルヘカラス就中國歌祝祭日ノ歌曲等ハ特ニ注意シテ之レカ練習ヲナスヘシ
- 七、唱歌ハ發聲器ノ發達ヲ助グルモノナレハ教授ノ際特ニ生徒ノ姿勢態度ニ注意シ矯正スヘシ
- 八、音聲ノ高低ト強弱トハソノ區別ノ混同シ易キコトアレハ誤解ナカラシム事ニ注意スヘシ
- 九、同一ノ學年ト雖トモ其年齡ノ差アルヲ常トスレハ豫メ之レヲ分類シ置キ年齡ニ依テ畧合唱ノ組ヲ編制シ置クヘシ
- 十、合唱ノ場合ニハ無聲ニ強聲ニテ唱ヘントスル傾アリ之レ等ハ大ニ發聲器ニ害ヲ與フルモノナレハ力メテ之ヲ避ケシムヘシ

十一、呼吸ノ仕方ハ曲ヲ唱フルニモ或ハ肺ノ生理上ニモ大ニ關係スルモノナレハ注意シテ矯正シ殊ニ帶ノ縮メ方等ニモ意ヲ用ヒテ之ヲ正スヘシ

十二、呼吸ハ毎教授ノ始メニ於テ左ノ三法中ノ一ツヲ撰ヒテ便宜之ヲ行ハシムヘシ

第一 緩吸緩呼 第二 緩吸急呼 第三 急吸緩呼

十三、曲ヲ授クルニハ其入り來ル音程ニ注意シ最初ニ其部分ノ練習ヲナシテ其樂曲ニ移ルヘシ要スルニ趣味少ナキ材料ヨリ進ムニ隨テ終ニ其味アル部分ニ至ルカ如キ順路ヲ採ルヘシ

十四、可成簡單ナル部分ノ樂曲又ハ音階ヲ獨唱セシメ其各人ノ長所ト短所或ハ天賦ノ音聲ヲ知リ置キ教授ノ際ノ參考トナスヘシ

十五、本譜ニ依テ樂曲ヲ授クルコトハ少數ノ時間ニ於テハナシカダキコトナレハ最初ハ主トシテ略符ニ由ルモ漸ク進ミテ本譜ヲモ用フニ至ルヘシ

十六、一ツノ樂曲ノ主調ハ一定セリト雖トモ其生徒ノ發聲器ノ程度或ハ變聲ノ期等ヲ察シ適當ノ音調ニ依リテ唱ヘシムルヘシ

十七、拍節法ハ教授中生徒ヲ活動セシムルコト大ナルヘク又發想モ之ニ依テ會得シ易ケレハ之レニ注意スヘシ

第十二節 體操科

第一 教授ノ目的

體操ハ身体各部ノ均齊的發達及ヒ身体ノ强健ヲ圖リ以テ活潑ナル精神ヲ養ヒ意志ヲ強クシ兼テ規律ヲ守リ協同ヲ尙フ習慣ヲ養フヲ目的トス

イ、普通體操ハ身体ノ各部ヲ均齊ニ發育セシメテ之ヲ健全強壯ニシ成育ノ不正ヲ矯正シテ天然ノ美體ヲ保持セシメ且活潑勇敢ノ氣力ヲ養成シ四肢ノ動作ヲ敏活ナラシムルヲ要ス

ロ、兵式教練ハ嚴肅ナル運動ノ下ニ規律協同ノ精神ヲ涵養シ且ツ身心ヲ鍛練シ軍事上ノ智識ヲ修得セシムルヲ要旨トス

ハ、器械體操ハ筋力ヲ強靱ニシ身体ヲ輕捷ナラシメ活潑勇敢ノ氣象ヲ養成スルヲ要旨トス

ニ、柔道擊劍ハ身體ノ强健及ヒ精神ノ鍛練ヲ謀リ兼テ尙武ノ氣象ヲ養成スルヲ要旨トス

一、始メテ運動ヲ授クル場合ニハ其要旨ヲ簡明ニ説明シツ、正確ニ模範ヲ示シ生徒ヲシテ之ニ倣ハシメ其及ハサル處ハ各生徒ニツキテハ精細ニ指摘矯正スヘシ但之カ爲メ各生徒ヲシテ長ク同一ノ姿勢ヲ保タシメ倦厭疲勞ヲ來サザラシム事ヲ注意スヘシ

二、同一ナル演習ヲ長ク行フトキハ生徒ノ精神及身體ヲ倦勞セシム故ニ演習ノ種類ヲ變更シ又其時間方法ハ各生徒ノ能力及ヒ体力ニ適應スル如ク配合スヘシ

三、教練ノ前後ニ於テ少ナクトモ五分乃至八分ノ徒手及呼吸法ヲ行ヒ急激ノ變動ヲ避クヘシ

- 四、體操ノ效果ハ實行ト嚴格トノ程度ニ比例ス故ニ教師ハ熱心ニ茲ニ注意シ生徒ヲシテ教練ノ目的ヲ知ラシメ自ラ興味ヲ生セシムルコトヲ勉ムヘシ
- 五、啞鈴體操ハ徒手ニ於ケル場合ヨリモ一層強大ニ且ツ敏活ニ運動セシムヘシ棍棒體操ハ之ニ反シテ緩徐ニシテ多ク力ヲ要スル運動ヲナサシメ長ク其運動ニ堪フルノ習慣ヲ得シムルタメ其重量ニ於テ適當ナルヲ可トス
- 六、棍棒體操ハ重ニ体ノ上部即チ上肢及ヒ上体ヲ使用スルモノナルカ故ニ此體操後ハ勉メテ下肢ノ運動ヲナサシムヘシ
- 七、體操科ニ用フル器具器械ハ清潔ニ保チ且ツ丁寧ニ取扱ハシムル事ニ注意スヘシ
- 八、常ニ善ク生徒ノ狀勢ヲ觀察シテ平素ノ飲食衣服習慣其他都テ學校衛生ニ關スル諸般ノ事項ニ注意スヘシ
- 九、本科ノ教授ニ際シテハ毎ニ危險ノ件隨テ警戒シ生徒ノ保護監督ニ懈ルヘカラス

學科課程學級編制生徒定員

學科目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
修身	生徒心得、教育勸諭	道徳ノ要領	同上	戊申詔書道徳ノ要領 我國道徳ノ特質作法	同上
國語及漢文	國語講讀、漢文講讀 作文習字	同上	國語講讀漢文讀作 文法習字	國語講讀漢文讀作 文法	國語講讀漢文讀作 文
英語	發音綴字讀方及譯解 話方及作文書取習字	讀方及譯解話方及作 文書取習字	讀方及譯解話方及作 文書取文法	同上	讀方及譯解話方及作 文書取
歷史	日本歷史	日本歷史	東洋歷史	西洋歷史	日本歷史
地理	日本地理	滿州地理 世界地理	世界歷史	世界歷史	日本歷史 自然地理概説人文地理概説
數學	算術	代數	代數	同上	代數幾何三角
博物	植物、動物	同上	動物生理及衛生	礦物、博物通論	同上
物理及化學	同上	同上	同上	化學	同上
法制及經濟	同上	同上	同上	同上	經濟
圖畫	自在畫	同上	自在畫	同上	幾何畫
唱歌	基本練習	同上	同上	同上	同上
體操	普通體操	同	同上	同上	同上
備考	兵式體操	柔擊	同上	同上	同上

備考 唱歌ハ當分之ヲ缺ク

學級 本科 十學級 補習科 一學級 生徒定員 四百人  
但補習科生ハ定員以外

記念事業 明治三十三年五月十五日 皇太子殿下御結婚式御舉行に付き校庭に記念樹の植付式を  
舉行し職員生徒一同杉苗三千本を校地の周圍に手植を爲し永く當時の御盛典に遭遇せし光榮を  
追懷し益々忠君の意志を鞏固にするの一助とす

明治四十三年五月十五日本校創立十五年記念式を舉行し記念文庫を設置す

大正四年七月十一日 御大典記念として學生會に於て圖書館を建設して縣に寄附せんことを決  
議せり

戦時後援事業 明治三十七年九月職員生徒の臨時釀金部を設け義勇艦隊建設の義捐金釀金の計畫  
をなし同三十九年二月に至り釀集金八百圓に達せしを以て内金七百圓を義勇艦隊建設費に義捐  
し金壹百圓を軍資に献金せり

父兄會及展覽會 毎年十一月三日に父兄との懇談會を開き訓育上の方針學科成績等に就き諸般の  
打合を爲し且生徒の成績品展覽會を舉行す逐年父兄の出席する者多くして好果を奏しつゝあり  
追悼法會 毎年第二學期終業の日を以て在職若くは在校中死去せし本校職員生徒の追悼法會を舉  
行するを例とす

表彰謝恩 明治四十一年三月十四日本校長藤山左市多年教育に従事し功勞尠からざるに依り其の  
賞として文部省より金貳百圓を給與せらる

明治四十二年二月十一日本校教諭渡邊恕之允は同上の事由に依り其の賞として文部省より金貳  
百圓を給與せらる

大正二年十月三十一日本校獨立十五年を期し創立以來育英に盡瘁せらるゝ校長藤山左市の功勞  
を表彰せんか爲め卒業生及地方有志者發起となり盛大なる彰徳式を行ひ記念品を贈れり

大正四年五月十五日創立二十年記念日を祝するを機とし多年本校の爲めに盡さるゝ校長藤山左  
市(勤續二十年)教諭大束昌可(勤續十年)教諭今城啓登太(勤續十四年)教諭池田淺吉(勤續十六  
年)教諭心得小川末侯(勤續十五年)書記一條幸太(勤續十七年)小使堺音吉(勤續十四年)の七名  
に對し學生會主催となり其の功勞を謝せんか爲め謝恩會を開き尙ほ記念品を贈與せり

校長及首席教諭の異動

就職年月日	職名	氏名	記	事
明治二十九年四月一日	教諭	藤山左市	明治三十二年四月一日校長トナリ	
明治三十二年四月一日	校長	藤山左市	現職	
明治三十二年四月十三日	教諭	池内徳孝	明治三十八年十一月四日死去	